大学機関別認証評価

自 己 評 価 書

平成２７年６月

奈良教育大学

目　　　次

Ⅰ　大学の現況及び特徴　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１

Ⅱ　目的　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２

Ⅲ　基準ごとの自己評価

基準１　大学の目的　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３

基準２　教育研究組織　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・７

基準３　教員及び教育支援者　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２２

基準４　学生の受入　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３２

基準５　教育内容及び方法　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４１

基準６　学習成果　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・８５

基準７　施設・設備及び学生支援　・・・・・・・・・・・・・・・・・１００

基準８　教育の内部質保証システム　・・・・・・・・・・・・・・・・１２０

基準９　財務基盤及び管理運営　・・・・・・・・・・・・・・・・・・１２９

基準10　教育情報等の公表　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１５１

Ⅰ　大学の現況及び特徴

１　現況

（１）大学名　　奈良教育大学

（２）所在地　　奈良県奈良市

（３）学部等の構成

学部：教育学部

研究科：教育学研究科

専攻科：特別支援教育特別専攻科

関連施設：図書館（教育資料館）、次世代教員養成センター、国際交流留学センター、特別支援教育研究センター、理数教育研究センター、自然環境教育センター、保健センター、附属中学校、附属小学校、附属幼稚園

（４）学生数及び教員数（平成27年５月１日現在）

学生数：学部1,126人、大学院159人、専攻科12人

専任教員数：107人

助　手　数：０人

２　特徴

本学は、明治 21 年奈良県尋常師範学校として創設されて以来 125 年余りの歴史を有する。この間、奈良県の女子師範学校、青年師範学校の官立移管に伴う合併を経るなど一貫して教員養成機関として教育研究の充実・発展を図りながら、新学制発布の昭和 24 年５月に奈良学芸大学となり、昭和 41 年には奈良教育大学と改称した。そして、平成 15 年の国立大学法人法の施行により、平成 16 年４月に国立大学法人奈良教育大学が設置する大学となった。平成 24 年４月に学部改組を行い、平成 11 年に設置した学校教育教員養成課程と総合教育課程を再編し、学校教育教員養成課程に一本化した。

本学は、広い視野と豊かな人間性の上に高度の専門的教養を備え、教育の理論と実践が統合された専門的能力を有する教員、及び社会の多様な変化に対応し、より広い分野で積極的に活躍する人材の養成を目指している。そのため、教員養成を目的とした教育学部（学校教育教員養成課程）を設置している。また、教育実践の経験を踏まえた教育理論の見直しなどの研究を行いながら高度の科学・芸術の研究に直接参加できる場として大学院教育学研究科修士課程を、現代の学校教育の諸課題に的確に対応できる、高い使命感を持った、より高度な実践的指導力を備えたプロフェッショナルとしての教員を養成する大学院教育学研究科専門職学位課程をそれぞれ設置している。さらに、情緒障害教育の充実に資するため特別支援教育特別専攻科を置いている。

これらの教育組織を有する本学の教育研究の特徴としては、次の３つの柱が挙げられる。

(1)「少人数教育」による教育・研究の充実

本学は、小規模大学の特性を生かした「少人数教育」に基づく充実した指導によって、確かな学力の基盤のうえに、コミュニケーション能力やプレゼンテーション能力といった学びを創造し、その成果を発信する力を着実に身につけることができる。本学の卒業生に対するアンケート結果では、本学で学び、本学を卒業したことへの満足度が８割を超え、その理由として学生と教員との距離が近いことが特に多く挙げられている。「少人数教育」は、まさに本学の特色と言える。

(2)「奈良・世界遺産」を生かした教育・研究の充実

本学は、古都・奈良の中心に位置し、豊かな自然と世界遺産を含む多くの伝統文化遺産に囲まれている。世界中から観光客が訪れるこの地でキャンパス・ライフを送ることは、国際交流、異文化理解、日本文化理解にとって、得がたい経験となる。本学は、その利点を生かして、講義や行事、教育活動において、奈良特有の自然環境や文化遺産に触れ、その理解を深めるさまざまな機会を設けている。近隣の国立博物館との交流も積極的に行われている。このような体験や学習を通じて、日本の伝統文化への理解やそれを外へと発信する国際感覚を養うことができる。

(3)「体験型キャリア教育」による教育・研究の充実

本学は、全国の先導的取組として“理数科離れ”に対応した「理数科教員養成プログラム」をはじめとして、県内各地・学校との連携による実践的で専門性に優れたキャリア教育を充実させている。また、教育委員会との連携により、学校教育支援活動として学生ボランティアによるスクールサポーターを学校・園へ派遣するなど教員養成大学の特性を活かした地域への貢献活動を行うとともに、スクールサポーターとしての力量を高めるための研修も行っている。入学から卒業まで一貫した体験学習を含むこのような取組を通して、社会から要請される実践的指導力を育成することができる。

Ⅱ　目的

１．大学の目的

本学は、学校教育法に基づき、学芸の理論とその応用とを教授研究し、高い知性と豊かな教養とを備えた人材、特に有能な教育者を育てるとともに、この地方に特色のある文化の向上を図ることを目的とする。この目的を踏まえ、創立以来の学問・学芸を尊ぶ学風を継承し、高い知性と豊かな教養を備えた人材、とりわけ人間形成に関する専門的力量を備えた有能な教育者を育てることを大学の使命としている。

その実現のため、学士課程においては、学校教育に関わる多様な資質と教育の現代的課題に応え得る教育実践力を備えた初等中等教育教員の養成に努め、大学院課程においては、学士課程との連携を図るとともに、現職教員及び社会人のリカレント教育を含む高度専門職業人としての、リーダーシップを発揮できる教員及び教育者の養成に努めている。

２．学部・研究科等ごとの目的

２－１．教育学部（学士課程）

本学の目的を達成するため、教育学部においては、広く教育に関する理論と実践を深めることによって、豊かな人間性と高い教養を備え、教育の理論と実践に関する能力を有する教員及び教育者を養成することを目的とする。そのため、小学校、中学校、幼稚園、特別支援学校といった学校種別ごとの養成課程を統合し、学校種や教科の枠をこえ、幼児・児童・生徒の発達を基軸にすえて実践力豊かな教員を養成する学校教育教員養成課程を置き、主として次の４つの力量の形成を目指す。

（１）学校教育を幅広く見渡し、柔軟に対応できる教育的力量
（２）専門的知識・技術を踏まえた授業・教育指導を行える実践的力量
（３）多様な子どもたちに対応できる臨床的力量
（４）現代的課題に対応できる社会的力量

２－２．大学院教育学研究科（修士課程、専門職学位課程）

大学院教育学研究科においては、広く教育関係諸科学を研究し、教育実践に関する科学的研究を深めることによって、豊かな人間性と高度の専門的教養を備え、教育の理論と実践に関する優れた能力を有する教員及び教育者を養成することを目的とする。そのため、教育学研究科に修士課程及び専門職学位課程を設置している。

修士課程には、教育学、幼年教育、心理学、教育臨床・特別支援教育を中心とした学校教育に関する諸科学の理論と実践について学習・研究を行い、学校教育における実践を支える基礎理論にアプローチする学校教育専攻と、学校教育における各教科教育に関する諸科学に基づく実践・理論的な学習・研究を行い、各教科の学問的基礎力をもとに教育実践、教育臨床への理論的応用を図る教科教育専攻を置いている。

専門職学位課程には、教職開発専攻を置き、学校教育における諸問題を組織的に解決でき、教科指導と生徒指導を一体化させて個に応じた指導ができる教員の養成を目指している。

２－３．特別支援教育特別専攻科

特別支援教育特別専攻科においては、特別支援教育の充実に資するため、主として現職教員を対象として、精深な程度において特別支援教育に関する専門の事項を教授し、特別支援教育の分野における資質の優れた教育者を養成することを目的とする。

Ⅲ　基準ごとの自己評価

基準１　大学の目的

（１）観点ごとの分析

観点１－１－①：　大学の目的（学部、学科又は課程等の目的を含む。）が、学則等に明確に定められ、その目的が、学校教育法第 83 条に規定された、大学一般に求められる目的に適合しているか。

【観点に係る状況】

奈良教育大学の母体の一つである奈良（小学）師範学校は、初等学校教員の養成（師範教育）を目的として明治８年に設置された。その後、明治 21 年（1888 年）に本学の起源となる奈良県尋常師範学校が創設され、以来 125 年余りの長きにわたって、奈良県をはじめとする地域の教員養成に大きな役割を果たしてきた。

本学は昭和 25 年に学則を制定し、学校教育法の主旨に沿って、大学の目的は学則第 16 条（資料１－１－①－Ａ）に「学芸の理論とその応用とを教授研究し、高い知性と豊かな教養とを備えた人材、特に有能な教育者を育てるとともに、この地方に特色のある文化の向上を図ること」と規定している。大学の目的を踏まえ、教育学部の目的は学則第 19 条（資料１－１－①－Ａ）に「広く教育に関する理論と実践を深めることによって、豊かな人間性と高い教養を備え、教育の理論と実践に関する能力を有する教員及び教育者を養成する」と規定している。さらに、教育学部の課程（学校教育教員養成課程）について、人材の養成に関する目的を「小学校、中学校、幼稚園、特別支援学校といった学校種別ごとの養成課程を統合し、学校種や教科の枠をこえ、幼児・児童・生徒の発達を基軸にすえて実践力豊かな教員を養成する」と定め、大学概要に掲載している（資料１－１－①－Ｂ）。本学は平成 24 年に教育学部を改組し、それまでの２課程（学校教育教員養成課程、総合教育課程）を１課程（学校教育教員養成課程）にした。

資料１－１－①－Ａ　国立大学法人奈良教育大学学則（第 16 条、第 19 条）

（大学の目的）
第１６条　奈良教育大学（以下「本学」という。）は、学芸の理論とその応用とを教授研究し、高い知性と豊かな教養とを備えた人材、特に有能な教育者を育てるとともに、この地方に特色のある文化の向上を図ることを目的とする。
（学部）
第１９条　本学に、広く教育に関する理論と実践を深めることによって、豊かな人間性と高い教養を備え、教育の理論と実践に関する能力を有する教員及び教育者を養成するため、教育学部を置く。

【出典：国立大学法人奈良教育大学学則】

資料１－１－①－Ｂ　学校教育教員養成課程の人材養成に関する目的

学校教育教員養成課程　Department of Teacher Training and School Education
学校教育教員養成課程は、小学校、中学校、幼稚園、特別支援学校といった学校種別ごとの養成課程を統合し、学校種や教科の枠をこえ、幼児・児童・生徒の発達を基軸にすえて実践力豊かな教員を養成する課程です。
主として「義務教育を幅広く見渡し」「異校種に柔軟に対応できる教育的力量」「授業・教育指導のための実

践的力量」「問題をかかえる子どもたちに対する臨床的力量」「現代的課題への積極的な対応力」の形成をめざしています。

【出典：2014 年『大学概要』教育研究組織、p. 8】

【分析結果とその根拠理由】

大学の目的、大学の使命、養成しようとする人材像は、学則等に明確に定められている。また、この目的に沿って、教育学部の目的、教育学部の課程の人材養成に関する目的も学則等に明確に定められている。

以上のことから、大学の目的が学則に明確に定められ、その目的が学校教育法第 83 条に規定された、大学一般に求められる目的に適合していると判断する。

観点１－１－②：　大学院を有する大学においては、大学院の目的（研究科又は専攻等の目的を含む。）が、学則等に明確に定められ、その目的が、学校教育法第 99 条に規定された、大学院一般に求められる目的に適合しているか。

【観点に係る状況】

本学大学院の目的は、学則第 20 条（資料１－１－②－A）に「広く教育関係諸科学を研究し、教育実践に関する科学的研究を深めることによって、豊かな人間性と高度の専門的教養を備え、教育の理論と実践に関する優れた能力を有する教員及び教育者を養成する」と規定している。平成 20 年４月に設置した教職大学院の目的も、同条の規定に含まれる（資料１－１－②－B）。また、特別支援教育特別専攻科の目的は、学則第 21 条（資料１－１－②－A）に「特別支援教育の充実に資するため、主として現職教員を対象として、精深な程度において特別支援教育に関する専門の事項を教授し、特別支援教育の分野における資質の優れた教育者を養成する」と規定している。

大学院の各専攻（学校教育専攻、教科教育専攻、教職開発専攻）について人材の養成に係る目的を定め、大学概要に掲載している（資料１－１－②－C）。

資料１－１－②－A　国立大学法人奈良教育大学学則（第 20 条、第 21 条）

（大学院）

第２０条　本学に、広く教育関係諸科学を研究し、教育実践に関する科学的研究を深めることによって、豊かな人間性と高度の専門的教養を備え、教育の理論と実践に関する優れた能力を有する教員及び教育者を養成するため、大学院教育学研究科を置く。

（専攻科）

第２１条　本学に、特別支援教育の充実に資するため、主として現職教員を対象として、精深な程度において特別支援教育に関する専門の事項を教授し、特別支援教育の分野における資質の優れた教育者を養成するため、特別支援教育特別専攻科を置く。

【出典：国立大学法人奈良教育大学学則】

資料１－１－②－Ｂ　国立大学法人奈良教育大学学則（第81条）

（課程）
第８１条　大学院教育学研究科（以下、本章において「研究科」という。）に修士課程及び専門職学位課程を置く。
２　前項の専門職学位課程は、教職大学院とする。

【出典：国立大学法人奈良教育大学学則】

資料１－１－②－Ｃ　教育学研究科の各専攻の人材養成に関する目的

■ 大学院教育学研究科　Graduate School of Education
本研究科は、学校教育に関する学問の体系及びその応用としての教育実践、教育臨床の高度化と多様化に応えるため、 教育研究の学問的基礎力と現代的な教育課題への対応力を有する教員・教育者又、専門的な能力と優れた資質を有する高度専門職業人としての教員・教育者 を養成します。 また、現職教員に対する大学院教育の一層の充実を図ります。

＜アドミッション・ポリシー＞　Admission Policy
修士課程（学校教育専攻）　Master’s Program（School Education）
・教育学、幼年教育、心理学、教育臨床・特別支援教育を中心とした学校教育に関する諸科学の理論と実践について学習・研究を行いたいという目的を持つ人
・学校教育における実践を支える基礎理論にアプローチしたいという目的を持つ人

修士課程（教科教育専攻）　Master’s Program（Curriculum and Instruction）
・学校教育における、各教科教育に関する諸科学に基づく実践・理論的な学習・研究を行いたいという目的を持つ人
・学校教育における各教科の学問的基礎力をもとに教育実践、教育臨床への理論的応用を図りたいという目的を持つ人

専門職学位課程（教職開発専攻）Professional Degree Program（in Education）（School of Professional Development in Education）
・教職に関する実践的な専門性を培い、高度な実践力を身につけたいという目的を持つ現職教員
・学部、大学院の出身者で、教職に関心があり、より実践的な専門性を培い、教職に関する高度な実践力を身につけたいという目的を持つ人

【出典：2014年『大学概要』教育研究組織、p.9】

【分析結果とその根拠理由】
大学院の目的、養成しようとする人材像は、学則等に明確に定められている。また、大学院の目的に沿って、大学院の専攻ごとの人材の養成に関する目的も明確に定められている。
以上のことから、大学院の目的が、学則等に明確に定められ、その目的が、学校教育法第99条に規定された、大学院一般に求められる目的に適合していると判断する。

（２）優れた点及び改善を要する点

【優れた点】
該当なし

【改善を要する点】
該当なし

基準２　教育研究組織

（１）観点ごとの分析

観点２－１－①：　学部及びその学科の構成（学部、学科以外の基本的組織を設置している場合には、その構成）が、学士課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

【観点に係る状況】

本学は、学則第16条で掲げた目的を達成するため、学則第19条に示す通り、学士課程に教育学部の１学部を設置している（資料１－１－①－A）。

教育学部の構成は学則第62条で定められており、教育発達専攻、教科教育専攻及び伝統文化教育専攻の３専攻からなる学校教育教員養成課程を設置している（資料２－１－①－A）。教育発達専攻は４専修（教育学専修、心理学専修、幼年教育専修、特別支援教育専修）、教科教育専攻は10専修（国語教育専修、社会科教育専修、数学教育専修、理科教育専修、音楽教育専修、美術教育専修、保健体育専修、家庭科教育専修、技術教育専修、英語教育専修）、伝統文化教育専攻は２専修（書道教育専修、文化遺産教育専修）から構成されている。本学は平成24年度に学部改組を行い、それまでの学校教育教員養成課程と総合教育課程を統合し、学校教育教員養成課程に一本化した。各専攻は、教育学部の目的に沿った教育方針（資料２－１－①－B）のもと、系統的なカリキュラムを展開している。

資料２－１－①－A　国立大学法人奈良教育大学学則（第62条）

（過程、専攻及び専修の設置、並びに入学定員及び収容定員）

第６２条 教育学部（以下、本章において「学部」という。）に次の課程、専攻、専修を置き、入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

課　程	専　攻	専　修	入学定員	収容定員
学校教育教員養成課程	教育発達	教育学	２５５人	１，０２０人
		心理学		
		幼年教育		
		特別支援教育		
	教科教育	国語教育		
		社会科教育		
		数学教育		
		理科教育		
		音楽教育		
		美術教育		
		保健体育		
		家庭科教育		
		技術教育		
		英語教育		
	伝統文化教育	書道教育		
		文化遺産教育		

【出典：国立大学法人奈良教育大学学則】

資料２－１－①－Ｂ　教育学部　専攻の教育方針

《教育発達専攻》
幼児・児童・生徒にとって、学校・園は生活の場です。学校での教育では、子ども一人ひとりの個性を理解することが必要です。この専攻は、学校の仕組みや教育の歴史に関する知識と、子どもの発達や個性を理解する能力を養成することに注目しています。専修は４つにわかれていますが、教育の歴史、学校という制度の仕組み、子どもの発達理解や教え方、幼年教育や特別な支援を必要とする子どもへの教育のあり方を中心として学びます。

《教科教育専攻》
児童・生徒にとって、学校の授業はわかりやすく、おもしろいものでなくてはなりません。各教科の授業が良いものであれば、学校は楽しいものになります。この専攻は、教科に関する知識を豊富にし、授業をより楽しくする能力を養成することに注目しています。専攻には各教科に対応した専修がありますが、それぞれの教科独自の教材、教育方法を工夫し、教科を教える技術と、教科に関する知識を中心として学びます。

初等教育履修分野では、専修の専門科目以外に、小学校における授業法、各教科に関する科目、音美体の実技系の実践指導力を養う科目や小学校外国語活動の指導に関する科目を幅広く学びます。中等教育履修分野では、専修の中学校教科に関する専門的知識を豊かにするとともに、教科の指導法を向上させるため、関連する科目を系統的に学んでいきます。

《伝統文化教育専攻》
児童・生徒は、地域の文化の中で育ち、多くのことを学びます。国際交流が盛んな現代において地域や日本の文化を理解する能力は重要です。この専攻は、地域や日本の文化を取り入れた教育に注目しています。奈良は墨の生産地として有名ですが、書道は日本文化の象徴です。また、世界遺産に代表される文化財が豊富です。このような恵まれた環境を生かして、地域や日本の文化に関する知識と、それを生かした教育のあり方を学びます。

【出典：2015 年『大学案内』専攻紹介、ｐ．21】

【分析結果とその根拠理由】

本学の学士課程は、学則第 16 条に定める大学の目的に基づき、教育学部を設置している。教育学部は、３専攻（16 専修）からなる学校教育教員養成課程を有し、各専攻の方針はいずれも教育学部の目的に対応したものとなっており、全体として教育学部における教育研究の目的を達成する構成となっている。

以上のことから、学部及び専攻の構成が、学士課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっていると判断する。

観点２－１－②：　教養教育の体制が適切に整備されているか。

【観点に係る状況】

本学では平成 24 年度の学部改組において、教養教育を「複雑化、多様化、国際化する現代社会を幅広く理解し、自立した社会人、教育者として、豊かな人間性と高い教養を備え、現代的・社会的課題に対応していく基礎力を培う」ものと位置づけ、「社会と文化」、「人間と科学」及び「教育とキャリア」の３つの区分で教養科目を開設し（資料２－１－②－Ａ）、授業内容に対応した専門領域の専任教員等が担当している。

教養教育の実施・運用は、教授会傘下の教務委員会（資料２－１－②－B）が責任を持っており、教養科目の内容及び担当者や３つの区分の調整などが審議されている。教養教育を含む教育課程の編成等に関することは、教育課程開発室（資料２－１－②－C）で企画及び立案し、必要に応じて教授会の審議を経て実施している。

教務委員会及び教育課程開発室には、理事・副学長（教育担当）及び教務課長が共通の構成員として入り、相互に連携を図っている。

また、平成 22 年に設置された京阪奈三教育大学連携推進協議会の協議事項の一つに「教養教育に関すること」を掲げ、京阪奈三教育大学（京都教育大学、大阪教育大学及び本学）が連携協力して、教養科目を双方向遠隔授業として実施している（資料２－１－②－D）。京阪奈三教育大学連携推進協議会では、京阪奈三教育大学連携による「学び続ける教員」のための教員養成・研修高度化事業を推進しており、その一環として３大学で双方向遠隔授業を取り入れた教育課程の連携を進め、教養科目について双方向遠隔授業を実施し、自大学の教育課程内に位置づけ、単位認定を行っている。平成 26 年度の３大学における双方向遠隔授業よる教養科目の延べ受講者数は 2,611 名であった。

資料２－１－②－A　教養科目（抜粋）

(1)　教養科目（12 単位）
複雑化、多様化、国際化する現代社会を幅広く理解し、自立した社会人、教育者として、豊かな人間性と高い教養を備え、現代的・社会的課題に対応していく基礎力を培うことを目的として、次の区分で教養科目を開設しています。

【出典：2015 年『履修の手引』、ｐ．32】

資料２－１－②－B　奈良教育大学教務委員会規則（第１条～第３条）

（設置）
第１条　奈良教育大学教授会規則（平成１６年奈良教育大学規則第２０１号）第９条第２項の規定に基づき、奈良教育大学教務委員会（以下「委員会」という。）を置く。
（審議事項）
第２条　委員会は、教務に関する次の各号に掲げる事項について審議する。
一　教育課程の運用に関すること。
二　授業に関すること。
三　入学、卒業、修了、休学、退学等学籍に関すること。
四　教育行事に関すること。
五　科目等履修生、特別聴講学生等に関すること。
六　介護等体験に関すること。
七　その他教務に関し必要なこと。
（組織）
第３条　委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。
一　副学長（教育担当）
二　教授会において選出された者　８人
ただし、同一講座に所属する委員は２人以内とし、学校教育教員養成課程及び総合教育課程のそれぞれの担当教員（副担当教員を除く。）を２人含むものとする。

三　教務課長
四　学長が指名する者　若干名
２　学長補佐（教育課程担当）及び教職大学院会議において選出された本学教職大学院専任の教員は、必要に応じて委員会に出席するものとする。
３　第１項第二号及び第四号の委員は、学長が委嘱する。

【出典：奈良教育大学教務委員会規則】

資料２－１－②－Ｃ　国立大学法人奈良教育大学教育課程開発室要項（第１条～第３条）

（設置）
第１条　国立大学法人奈良教育大学学則（平成１６年奈良教育大学規則第１号）第１２条第３項の規定に基づき、国立大学法人奈良教育大学教育課程開発室（以下「開発室」という。）を置く。
（任務）
第２条　開発室は、大学の教育課程の改革・改善等により、教育の質の向上に資するため、次の各号に掲げる事項に関し、資料の収集及び分析、企画及び立案を行い、必要に応じて教授会の審議を経て実施する。
一　教育課程及び教員養成カリキュラムの編成・運営・改善に関すること。
二　教職指導に関すること。
三　大学教員の職能成長（ファカルティ・ディベロップメント、以下「ＦＤ」という。）の推進に関すること。
四　その他、教育課程の開発に関する重要事項
（組織）
第３条　開発室は、次の各号に掲げる室員をもって組織する。
一　理事（教育担当）
二　学長補佐（教育課程担当）
三　学長が指名する教員及び事務職員　若干名
四　教務課長
２　前項第三号の室員は、学長が委嘱する。

【出典：国立大学法人奈良教育大学教育課程開発室要項】

資料２－１－②－Ｄ　平成２７年度開設授業科目一覧

（社会と文化）

授業科目名	単位数
遊芸の世界	2
文字の世界	2
古典文学再入門　『竹取物語』を読み直す	2
人権と教育	2
「日の丸・君が代問題」の歴史的考察	2
近代文学の世界	2
フィールドワークで地域に学ぶ	2
※野外教育論	2
※都市防災対策と防災教育	2
※特別なニーズのある子どもの教育	2

（人間と科学）

授業科目名	単位数
母と子の健康科学	2
科学技術の歴史と身の回りの物質	2
人間と音楽	2
先端科学の基礎概念	2

※持続可能な開発のための教育と世界遺産	2
※ヨーロッパーフランスの窓から	2
※持続可能な開発のための教育（ＥＳＤ）概論	2
※ドイツ文学を読む	2
※知的財産権入門	2
※環境教育概論	2
※政治と社会	2
※平和のための教育	2

（教育とキャリア）

授業科目名	単位数
キャリア形成と人権	2
教師のための日本語情報処理	2
ジェンダー研究	2
子どものための安全安心ボランティア	2
経済学入門	2
キャリアデザイン	2
次世代授業を考える	2
※学校安全	2
※障がい者支援入門	2

食育と生活	2
健康とライフスタイル	2
科学リテラシーと検定外教科書	2
数学を創ろう（離散数学入門）	2
運動と健康	2
Science Lesson in English	2
初等教育のための統計グラフ入門	2
ジェネリックスキルサバイバル	2
※光の科学と人間	2
※問題解決のためのデータ分析入門	2
※日本科学技術史概論	2
※健康科学論	2
※歴史を変えた有機化合物	2
※心理生理学	2
※地球科学	2
※性倫理と性教育	2

※は、双方向遠隔授業科目を表す。

【出典：2015 年『履修の手引』、ｐ．32】

【分析結果とその根拠理由】

本学では、各年度の教養科目の実施・運用は教務委員会が責任をもって行っており、教養科目の内容や３つの区分の調整などを審議している。また、教養教育に関する企画・立案を教育課程開発室で行っている。両組織は、理事・副学長（教育担当）及び教務課長を共通の構成員として、教養教育に関して組織的・有機的に連携している。さらに、京阪奈三教育大学連携推進協議会の下、京阪奈三教育大学が連携協力して、教養科目を双方向遠隔授業として実施している。

以上のことから、教養教育の体制が適切に整備されていると判断する。

観点２－１－③：　研究科及びその専攻の構成（研究科、専攻以外の基本的組織を設置している場合には、その構成）が、大学院課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

【観点に係る状況】

本学では、学則第 20 条（大学院）（資料１－１－②－Ａ）で掲げた目的を達成するため、大学院に教育学研究科を設置し、学則第 81 条に示す通り、修士課程と専門職学位課程の２課程を設置している（資料１－１－②－Ｂ）。

修士課程は、教育の専門領域・分野の理論と実践に関する高度な専門的力量を有する教員等を養成することを目的として、学校教育専攻及び教科教育専攻の２つの専攻で構成されている（資料２－１－③－Ａ）。さらに、学校教育専攻には３つの専修（教育科学専修、教育心理学専修、教育臨床・特別支援教育専修）、教科教育専攻には

９つの専修（国語教育・日本語日本文化教育専修、社会科教育専修、数学教育専修（情報を含む）、理科教育専修（文化財科学を含む）、音楽教育専修、美術教育専修（書道、伝統文化・文化財を含む）、保健体育専修、英語教育専修（異文化理解を含む）、生活科学教育専修）を置いている（資料２－１－③－Ｂ）。各専修は、専門領域・分野に対応するものとなっている。

専門職学位課程は、教職大学院として、今日的な教育的要請に対応できる実践的指導力（専門性と実践力）のある教員養成を目的としており、教職開発専攻を有している（資料２－１－③－Ａ）。

現職教員の就学支援のため、両課程に共通して「長期履修学生制度」及び「大学院修学休業制度」を、さらに修士課程には「昼夜開講制度」を用意している。

資料２－１－③－Ａ　国立大学法人奈良教育大学学則（第 82 条）

（専攻）
第８２条 研究科の修士課程に次の専攻を置く。
　学校教育専攻
　教科教育専攻
２ 研究科の専門職学位課程に教職開発専攻を置く。

【出典：国立大学法人奈良教育大学学則】

資料２－１－③－Ｂ　国立大学法人奈良教育大学学則（第 83 条）

（専修）
第８３条 修士課程の専攻に次の専修を置く。

専　攻	専　修
学校教育	教育科学
	教育心理学
	教育臨床・特別支援教育
教科教育	国語教育・日本語日本文化教育
	社会科教育
	数学教育（情報を含む）
	理科教育（文化財科学を含む）
	音楽教育
	美術教育（書道、伝統文化・文化財を含む）
	保健体育
	英語教育（異文化理解を含む）
	生活科学教育

【出典：国立大学法人奈良教育大学学則】

【分析結果とその根拠理由】

本学の大学院課程は、学則第 20 条の目的のため、教育学研究科を設置している。教育学研究科は２つの専攻からなる修士課程と１つの専攻からなる専門職学位課程を有し、全体として教育学研究科における教育研究の目的

を達成する構成となっている。

以上のことから、研究科及びその専攻の構成が、大学院課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっていると判断する。

観点２－１－④：　専攻科、別科を設置している場合には、その構成が教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

【観点に係る状況】

本学は、学則第16条（資料１－１－①－A）で掲げた目的を達成するため、学則第21条に示す通り、特別支援教育特別専攻科を設置している（資料１－１－②－A）。特別支援教育特別専攻科の構成は学則第104条に定められており（資料２－１－④－A）、専攻として「情緒障害・発達障害教育専攻」を置いている。

同専攻科には、専修免許コースと一種免許コースの２コースがある。特別支援学校教諭一種免許状を有する者を対象とするのが専修免許コース、同免許状を有しない者を対象とするのが一種免許コースである。

修業年限は１年であるが、現職教員等は２年にわたり履修することを可能としている。

資料２－１－④－A　国立大学法人奈良教育大学学則（第104条）

（専攻及び入学定員） 第１０４条　特別支援教育特別専攻科（以下、本章において「特別専攻科」という。）の専攻及び入学定員は、次のとおりとする。 情緒障害・発達障害教育専攻　１５人

【出典：国立大学法人奈良教育大学学則】

【分析結果とその根拠理由】

本学では、学則第16条に定める大学の目的に基づき、特別支援教育特別専攻科を設置している。特別支援教育特別専攻科の構成は、その目的を達成するものとなっている。

以上のことから、特別支援教育特別専攻科の構成が教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっていると判断する。

観点２－１－⑤：　附属施設、センター等が、教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

【観点に係る状況】

本学は、その教育研究の目的を達成するための附属施設及びセンターとして、図書館、６つのセンター（次世代教員養成センター、国際交流留学センター、特別支援教育研究センター、理数教育研究センター、自然環境教育センター、保健センター）及び３つの附属校園（附属中学校、附属小学校及び附属幼稚園）を設置しており、それぞれの目的及び業務内容に沿った教育研究活動を行っている（資料２－１－⑤－A）。

次世代教員養成センターの目的は、学則第24条に「ICT活用を含む実践的教育力・指導力及び課題探究力の向上を図るとともに、学び続ける教員の質保証に関わる事業及び研究開発を行うことにより次世代の教育を担う教

員の養成に寄与するため」と規定しており、その他の各センターにおいても学則に目的を規定している。

センター相互の連携とその機能の調整を行うことにより、本学の教育・研究ならびに地域への貢献に資するため、平成 22 年度に教育研究支援機構を発足させ、現在は、図書館及び保健センターを除く５つのセンターを傘下に置いている。

附属中学校、附属小学校及び附属幼稚園は、「大学設置基準」第 39 条に定められた附属施設であり、その目的は学則第 26 条に「本学における児童、生徒又は幼児の教育又は保育に関する研究、並びに教育実習計画に従い学生の教育実習を実施する」と規定している。本学の教育課程に不可欠な教育実習を実施していると共に、大学と一体となって、児童、生徒又は幼児の教育又は保育に関する研究を行うなど、本学の教育研究の目的に沿って、教育研究に資する取組を行っている。

これら各附属施設及び附属学校は、大学の教育・研究及び社会との連携等の活動に対して欠かせない役割を果たしている。

資料２－１－⑤－Ａ　附属施設・附属学校の目的及び業務内容

施設等名		目的	業務内容
教育研究支援機構	図書館（教育資料館）	教育及び研究に必要な図書及びその他の資料を効率的に収集・管理し、本学の学生及び教職員等の利用に供するとともに、学術情報に関する便宜を提供する。	
	次世代教員養成センター	ＩＣＴ活用を含む実践的教育力・指導力及び課題探究力の向上を図るとともに、学び続ける教員の質保証に関わる事業及び研究開発を行うことにより次世代の教育を担う教員の養成に寄与する。	・ＩＣＴ活用指導力の育成・研修に関すること。 ・遠隔授業システムの開発・運用に関すること。 ・情報教育環境の整備・運用に関すること。 ・情報教育・課題探究型学習の教材・教育方法の開発に関すること。 ・教育実習・事前事後指導に係る企画・コーディネーションに関すること。 ・教員養成・研修プログラムの運用に関すること。 ・持続発展教育の開発研究と実践に関すること。 ・学校・地域教育支援に関わる開発研究と実践に関すること。 ・教育臨床に関する教育と研究及びその実践及び地域の学校支援に関すること。 ・情報基盤の管理運営に関すること。 ・その他センターとして必要な事業を企画し、実施すること。
	国際交流留学センター	文化多様性教育に関わる実践的、理論的研究を学際的に行い、国際的視野を備えた教員の養成に寄与するとともに、国際交流協定大学などとの交流・連携に関わることで、派遣・受入留学生を支援	・文化多様性教育に関わる実践的、理論的研究を学際的に行うこと。 ・受入学部留学生教育の運営に関すること。 ・受入大学院留学生への日本語に関わる支援を行うこと。 ・受入留学生と学生との教育交流に関わること。 ・各種教育プログラムに関わること。 ・派遣留学生への支援に関わること。

		し教員養成大学としての国際交流を推進する。	・学術交流・学生交流に関わるプロジェクトの企画及びコーディネーションを行うこと。 ・その他、センターとして必要な事業を実施すること。
	特別支援教育研究センター	特別支援教育に関わる理論と実践に関する教育研究を総合的に行い、特別支援教育を担う人材の養成に寄与するとともに、地域における児童生徒等の教育的ニーズに応じた特別支援教育の推進に貢献する。	・特別支援教育の内容と方法に関する理論的実践的研究を行うこと。 ・教育学部、大学院の特別支援教育に係わる人材育成に寄与し、スクールサポーター、特別支援ボランティア等の学生の研修等を実施すること。 ・教育相談・支援を行うこと。 ・教育委員会等と連携し、共同研究を行うこと。 ・特別支援教育に関する公開講座及び研修を実施すること。 ・その他、センターとして必要な事業を実施すること。
	理数教育研究センター	理数教育に関わる理論と実践に関する教育研究を総合的に行い、理数教育を担う人材の養成に寄与するとともに、地域における児童生徒等の教育的ニーズに応じた理数教育の推進に貢献する。	・理数教育の教育課程と内容・方法に関する理論的実践的研究を行うこと。 ・教育学部、大学院の理数教育に係わる人材育成に寄与し、スクールサポーター、理数支援ボランティア等の学生の研修等を実施すること。 ・理数教育に関する教育相談・支援を行うこと。 ・教育委員会等と連携し、共同研究を行うこと。 ・理数教育に関する連携講座及び研修を実施すること。 ・その他、センターとして必要な事業を実施すること。
	自然環境教育センター	自然環境教育に関する基礎的研究を行い、自然環境教育を担う人材の養成に寄与するとともに、地域における児童生徒等の教育的ニーズに応じた自然環境教育の推進に貢献する。	・自然環境教育の内容と方法に関する研究及び実践を行うこと。 ・自然環境教育に関する教材の研究及び開発を行うこと。 ・自然環境教育に関する実践的指導者を養成すること。 ・自然環境教育に関する施設等の管理運営を行うこと。 ・自然環境教育に関する公開講座等を実施すること。 ・その他、センターとして必要な事業を実施すること。
保健センター		本学の学生及び教職員の身体的、精神的健康の管理に関する専門的業務を行い、もって健康の保持増進を期すとともに、健康教育の推進に貢献する。	・保健管理に関する業務の企画立案に関すること。 ・健康診断及び事後措置に関すること。 ・健康相談・保健指導等の実施及び保健衛生知識の普及啓発に関すること。 ・学校保健安全法、労働安全衛生法等の法規に基づく専門的指導に関すること。 ・精神衛生等に関する相談並びに指導助言に関すること。 ・保健管理に関する調査及び研究に関すること。 ・健康教育に関する公開講座及び研修を実施に関すること。

		・その他保健管理に関する必要な専門的業務に関すること。
附属中学校 附属小学校 附属幼稚園	本学における児童、生徒又は幼児の教育又は保育に関する研究、並びに教育実習計画に従い学生の教育実習を実施する。	

【出典：国立大学法人奈良教育大学学則第 22 条～第 26 条及び各組織規程】

【分析結果とその根拠理由】

本学設置の附属施設及びセンターは、それぞれの目的に沿って活動しており、大学の教育研究の目的を達成するために重要な役割を果たしている。

以上のことから、附属施設、センターは、教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっていると判断する。

観点２－２－①：　教授会等が、教育活動に係る重要事項を審議するための必要な活動を行っているか。
また、教育課程や教育方法等を検討する教務委員会等の組織が、適切に構成されており、必要な活動を行っているか。

【観点に係る状況】

本学は、教育研究に係る重要事項を審議するために、国立大学法人法に規定する教育研究評議会及び学校教育法に規定する教授会を設置している（資料２－２－①－Ａ、Ｂ）。教育研究評議会は、原則として毎月１回開催され、学部及び大学院の教育課程の編成に関する方針や教育に関する重要な規則等を審議している（別添資料２－２－①－１）。また、教授会は、原則として毎月１回開催され、学部及び大学院の教育全般に関する事項を所掌している（別添資料２－２－①－２）。学校教育法の改正に伴い、教授会規則などの学内規則を改正し、教授会の役割の明確化が図られている。平成 22～26 年度における教育研究評議会及び教授会の開催回数を資料２－２－①－Ｃに示す。さらに、大学院教育学研究科専門職学位課程に係る教育等に関する事項を審議する教職大学院会議を設置している（資料２－２－①－Ｄ）。

教育研究評議会には、教授会において選出された教授６名及び教職大学院会議において選出された教授１名が含まれており、方針的事項を扱う教育研究評議会と具体的な教育上の事項を扱う教授会の連携が図られている。また、毎月の教育研究評議会での審議・決定事項は、ほとんど漏れなく教授会で報告されており、教授会での審議の焦点化・充実化が図られている。

本学では、「運営会議」という組織が機能している（資料２－２－①－Ｅ）。運営会議は、学長、理事及び副学長で構成されており、学長は理事・副学長を通じて各委員会や室での教育に関する取組を掌握することができる。この運営会議はほぼ毎週開催され、平成 26 年度は 50 回開催されており（資料２－２－①－Ｃ）、教育研究評議会及び教授会での議事運営上の調整の役割を果たしている。この調整機能が、教育に関する事項全般の効果的で円滑な審議をもたらしている。

本学には、学部及び大学院の教育課程や教育方法等を検討する組織として、教務委員会及び教育課程開発室がある（資料２－１－②－Ｂ、Ｃ）。平成 22～26 年度における教務委員会及び教育課程開発室の開催回数を資料２－２－①－Ｆに示す。

教務委員会は教授会の下に置かれ、教育課程の実施・運用に関すること等が審議されている（別添資料２－２

－①－３）。教育課程開発室は、教育課程及び教員養成カリキュラムの編成・運営・改善に関することを企画及び立案し、必要に応じて教授会の審議を経て実施している（別添資料２－２－①－４）。

資料２－２－①－Ａ　国立大学法人奈良教育大学教育研究評議会規則（第２条、第３条）

（組織）
第２条　評議会は、次の各号に掲げる評議員で組織する。
一　学長
二　理事（教育担当）
三　副学長（企画担当）
四　副学長（研究担当）
五　副学長（国際交流・地域連携担当）
六　教育研究支援機構長
七　附属学校部長
八　本学専任（教職大学院専任を除く。）の教員の中から教授会において選出される教授６人（教育系、文科系、理科系、芸体系から、各１人を含み２人以内）
九　教職大学院会議において選出される本学教職大学院専任の教授　１人
２　前項第八号及び第九号の評議員は学長が任命し、解任しようとするときは、評議会の議を経て行うものとする。
３　第１項第八号及び第九号の評議員の任期は２年とし、再任を妨げない。ただし、評議員の任期の末日は、当該評議員を任命する学長の任期の末日以前とする。
４　第１項第八号及び第九号の評議員に欠員を生じた場合に補充された評議員の任期は、前任者の残任期間とする。
（審議事項）
第３条　評議会が審議する奈良教育大学（以下「本学」という。）の教育研究に関する重要事項は、次の各号に掲げるとおりとする。
一　中期目標についての意見に関する事項（経営協議会の所掌に属するものを除く。）
二　中期計画及び年度計画に関する事項（経営協議会の所掌に属するものを除く。）
三　学則（法人の経営に関する部分を除く。）その他の教育研究に係る重要な規則の制定又は改廃に関する事項
四　教員人事に関する事項
五　教育課程の編成に関する方針に係る事項
六　学生の円滑な修学等を支援するために必要な助言、指導その他の援助に関する事項
七　学生の入学、卒業又は課程の修了その他学生の在籍に関する方針及び学位の授与に関する方針に係る事項
八　教育及び研究の状況について自ら行う点検及び評価に関する事項
九　その他本学の教育研究に関する重要事項

【出典：国立大学法人奈良教育大学教育研究評議会規則】

資料２－２－①－Ｂ　奈良教育大学教授会規則（第２条、第３条）

（組織）
第２条　教授会は、次の各号に掲げる者で組織する。
一　教授
二　准教授
三　専任講師
四　助教
五　助手
２　前項に規定する者のほか、議案に応じ、特任教員を加えることができる。
３　学長、理事（非常勤を除く。）は、教授会に出席することとする。
（審議事項）
第３条　教授会は、次の各号に掲げる事項について審議し、学長が決定を行うに当たり意見を述べるものとする。
一　学生の入学、卒業及び課程の修了に関する事項
二　学位の授与に関する事項
三　前二号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定める以下の事項
ア　教育課程の編成に関する事項
イ　教員の教育研究業績の審査に関する事項
ウ　教育研究組織再編等に関する事項
２　教授会は、前項に規定するもののほか、学長がつかさどる教育研究に関する次の各号に掲げる事項について審議し、及び学長の求めに応じ、意見を述べることができる。
一　教員の採用・昇任等に関する事項
二　学生の在籍に関する事項
三　教育研究評議会評議員の選出に関する事項
四　学生の修学等の支援に関する具体的事項
五　その他教育又は研究に関する事項
３　教授会は、全学的な事項に関し、学長または教育研究評議会に対して提案を行うことができる。

【出典：奈良教育大学教授会規則】

資料２－２－①－Ｃ　教育研究評議会等の開催回数

会　議　名	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
教育研究評議会	20	20	17	18	17
教授会	15	15	16	15	16
運営会議	47	47	51	48	50

【出典：総務課作成資料】

資料２－２－①－Ｄ　国立大学法人奈良教育大学教職大学院会議規則（第１条～第３条）

（設置）
第１条　奈良教育大学教授会規則（平成１６年奈良教育大学規則第２０１号）第９条第２項の規定に基づき、奈良教育大学教職大学院会議（以下「会議」という。）を置く。
（審議事項）
第２条　会議は、本学大学院教育学研究科専門職学位課程教職開発専攻（以下「教職大学院」という。）に係る次の各号に掲げる事項について審議する。
一　入学試験に関すること。
二　教育課程の運用に関すること。
三　授業に関すること。
四　入学、修了、休学、退学等学籍に関すること。
五　教育行事に関すること。
六　学校実習に関すること。
七　教員の人事に関すること。
八　ファカルティ・ディベロップメントに関すること。
九　その他教職大学院に関し必要なこと。
（組織）
第３条　会議は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。
一　副学長（教育担当）
二　教職大学院専任教員
三　教職大学院兼担教員
四　教職大学院非常勤（みなし専任）教員

【出典：国立大学法人奈良教育大学教職大学院会議規則】

資料２－２－①－Ｅ　国立大学法人奈良教育大学運営会議規則（第１条～第３条）

（設置）
第１条　国立大学法人奈良教育大学（以下「大学」という。）の円滑かつ機動的な大学運営を行うため、大学に運営会議（以下「運営会議」という。）を置く。
（審議事項）
第２条　運営会議は、次の各号に掲げる事項について審議する。
一　国立大学法人奈良教育大学役員会の議決事項以外の日常的な意思決定に関すること。
二　委員会間の調整に関すること。
三　その他全学的観点が必要な事項
（組織）
第３条　運営会議は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。
一　学長
二　理事（教育担当）
三　理事（総務担当）
四　副学長（企画担当）

五　副学長（研究担当）
六　副学長（国際交流・地域連携担当）
七　事務局長
八　学長が指名する者　若干名

【出典：国立大学法人奈良教育大学運営会議規則】

資料２－２－①－Ｆ　教務委員会等　開催回数

会　議　名	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
教務委員会	19	20	19	17	18
教育課程開発室	18	15	35	41	40

【出典：教務課作成資料】

別添資料２－２－①－１　教育研究評議会議題一覧（平成 26 年度）【出典：総務課作成資料】
別添資料２－２－①－２　教授会議題一覧（平成 26 年度）【出典：総務課作成資料】
別添資料２－２－①－３　教務委員会議題一覧（平成 26 年度）【出典：教務課作成資料】
別添資料２－２－①－４　教育課程開発室議題一覧（平成 26 年度）【出典：教務課作成資料】

【分析結果とその根拠理由】

本学は、学部及び大学院の教育課程の編成に関する方針や教育に関する重要な規則等を審議する教育研究評議会、教育全般に関する事項を所掌する教授会を設置している。教授会は全教員が参加し、教育研究評議会より報告される教育に関する方針的な重要事項を勘案して、充分な議論をつくした審議を行っている。これら教育研究評議会及び教授会の審議のための資料は、議論の焦点化・充実化を図るため、運営会議で事前に掌握されている。また、教務委員会及び教育課程開発室は、組織的・有機的に連携して学部及び大学院の教育課程及び教育方法を検討しており、適切な体制を敷いている。また、会議開催回数や審議事項からも、十分な活動が行われている。

以上のことから、教授会等が，教育活動に係る重要事項を審議するための必要な活動を行っており，また，教育課程や教育方法等を検討する教務委員会等の組織を適切に構成し，必要な活動を行っていると判断する。

（２）優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

○　学士課程では平成 24 年度に学部改組を行い、それまでの学校教育教員養成課程と総合教育課程を３専攻（教育発達専攻、教科教育専攻、伝統文化教育専攻）からなる学校教育教員養成課程に再編し、また、平成 22 年度に教育研究支援機構を発足させセンターの再編を進めるなど、大学の目的を達成するため、組織の在り方を継続的に検討しながら機能強化を図っている。

○　平成 22 年に設置された京阪奈三教育大学連携推進協議会の協議事項の一つに「教養教育に関すること」を掲げ、京阪奈三教育大学（京都教育大学、大阪教育大学及び本学）が連携協力して、教養科目を双方向遠隔授業として実施している。

○　学長、理事及び副学長で構成される運営会議がほぼ毎週開催され（平成 26 年度は 50 回開催）、教育研究評議

会及び教授会での議事運営上の調整の役割を果たし、教育に関する事項全般の効果的で円滑な審議をもたらしている。

【改善を要する点】
該当なし

基準３　教員及び教育支援者

（１）観点ごとの分析

観点３－１－①：　教員の適切な役割分担の下で、組織的な連携体制が確保され、教育研究に係る責任の所在が明確にされた教員組織編制がなされているか。

【観点に係る状況】

本学の目的を達成するための教員組織については、学則第 30 条（資料３－１－①－A）に定められている。大学院教育学研究科の各専攻・専修（資料２－１－③－A、B）に対応する 12 講座および各センター（資料２－１－⑤－A）の教員から成り立っており、専攻・専修に割り振られている。

教員配置に関しては、当該年度の配置可能枠を学長が教育研究評議会に示し、「教員配置の方針」（別添資料３－１－①－１）に基づき、各講座等からの要望を教育研究評議会で精査、承認の上で配置されている。

講座等には講座主任を置き（資料３－１－①－B）、教員組織における責任体制を明確にするとともに、連携体制を整備している。また、学部学生に対する教育指導責任体制を明らかにするために、課程、専攻、専修単位で、担当教員及び副担当教員を配置している（別添資料３－１－①－２）。

各センター等には、センター長等を置き、責任体制を明確にするとともに、専任教員に加え特任教員および兼務教員を配置し、各センター等の運営にあたっている。さらに、各センター等の学部・大学院教育へのサポート体制を強化するために、教育研究支援機構を設置し、機構長を置くことでその責任体制を明確にするとともに、センター相互の連携とその機能調整を行っている（別添資料３－１－①－３）。

資料３－１－①－A　国立大学法人奈良教育大学学則（第 30 条）

第６節　講座
（講座）
第３０条　本学に、教員組織として、次の講座を置く。
　学校教育、国語教育、社会科教育、数学教育、理科教育、音楽教育、美術教育、保健体育、技術教育、家庭科教育、英語教育、教職開発
２　講座に関し、必要な事項は、別に定める。

【出典：国立大学法人奈良教育大学学則】

資料３－１－①－B　奈良教育大学講座主任に関する申し合わせ（第１～第３）

第１　大学の適切・円滑な運営を図るため、講座並びに教育研究支援機構の各センター及び保健センター(以下、「講座等」という。)に講座主任を置く。
第２　講座主任は各講座等について１人とし、当該講座等から選出された教授をもって充てる。
２　前項の規定にかかわらず、次世代教員養成センター、国際交流留学センター、特別支援教育研究センター、理数教育研究センター及び自然環境教育センターにあっては、教授又は准教授をもって講座主任に充てる。
３　講座主任は、学長が委嘱する。
４　講座主任の任期は１年とし、再任を妨げない。
第３　講座主任は次の各号に掲げる事項について、当該講座等の運営を主宰する。
　一　教員の研究・教育の振興に関すること。
　二　予算に関すること。
　三　各種委員会から付託を受けた事項に関すること。
　四　その他講座等の運営に関し必要な事項
２　講座主任は、講座等を超えて調整が必要な事項について当該講座を代表し、大学全体の視野に立って連絡・集約する。

【出典：奈良教育大学講座主任に関する申し合わせ】

別添資料３－１－①－１	教員配置検討委員会報告書（平成 27 年度採用配置）（抜粋）【出典：平成 26 年３月教育研究評議会資料】
別添資料３－１－①－２	担当教員および副担当教員についての申合せ
別添資料３－１－①－３	奈良教育大学教育研究支援機構規則

【分析結果とその根拠理由】

教員組織については、学則に定められており、大学院教育学研究科の各専攻・専修に対応する12講座および各センターの教員から構成され、専攻・専修に割り振られている。講座等には講座主任を置き、教員組織における責任体制を明確にするとともに、連携体制を整備している。また、学部学生に対する教育指導責任体制を明らかにするために、課程、専攻、専修単位で、担当教員及び副担当教員を配置している。

各センター等 には、センター長等を置き、責任体制を明確にするとともに、専任教員に加え特任教員および兼務教員を配置し、各センター等の運営にあたっている。さらに、各センター等の学部・大学院教育へのサポート体制を強化するために、教育研究支援機構を設置し、機構長を置くことでその責任体制を明確にするとともに、センター相互の連携とその機能調整を行っている。

以上のことから、教員の適切な役割分担の下で、組織的な連携体制が確保され、教育研究に係る責任の所在が明確にされた教員組織編制がなされていると判断する。

観点３－１－②:　学士課程において、教育活動を展開するために必要な教員が確保されているか。また、教育上主要と認める授業科目には、専任の教授又は准教授を配置しているか。

【観点に係る状況】

学生数と教員数、専任教員１人当たりの学生数を資料３－１－②－Aに示す。平成 23～27 年において、専任教員１人当たりの学部学生数は、10 人台を維持している。また、法令上の必要教員数に対する専任教員数の充足率を、資料３－１－②－Bに示す。平成 27 年５月１日現在での教員数は、教育職員免許法および大学設置基準上の必要教員数を確保している。なお、教員免許取得のための主要科目は、86.4%において専任の教授または准教授が担当している（資料３－１－②－C）。

資料３－１－②－A 学生数と教員数（各年度５月１日現在）　（単位:人）

	学生数				専任教員数	非常勤講師数	特任教員数	専任教員１人当たりの学生数	
	学部	大学院	専攻科	計				学部	大学院
平成 23 年度	1,153	175	11	1,339	113	127	20	10.20	1.55
平成 24 年度	1,138	195	12	1,345	113	100	22	10.07	1.73
平成 25 年度	1,137	178	11	1,326	113	100	21	10.06	1.58
平成 26 年度	1,144	149	13	1,306	110	108	24	10.40	1.35
平成 27 年度	1,126	159	12	1,382	107	103	26	10.52	1.49

【出典：企画連携課作成料】

資料３－１－②－Ｂ　教育職員免許法・大学設置基準上の必要教員数に対する充足率（平成 27 年度）

必要教員数（注１）	教員数（注２）	充足率
77（うち教授数 28）	95（うち教授数 55）	123%

【出典：企画連携課作成資料】

（注１）必要教員数は、教育職員免許法による一種免許状授与の課程認定上必要とされる 63 名に、大学設置基準別表第二に定められる 14 名を加算したもの

（注２）教員数は、平成２７年５月１日現在の現員で、副学長を含む数

資料３－１－②－Ｃ　平成 26 年度教職専門科目の担当状況（学部）

職名	主担当科目数	割合
教授	61	41.5%
准教授	66	44.9%
その他（特任教員及び非常勤講師）	20	13.6%
計	147	100.0%

【出典：教務課作成資料】

【分析結果とその根拠理由】

本学の学士課程における教員数については、教育職員免許法および大学設置基準上の必要教員数を確保している。また、教員免許取得のための主要科目は、86.4%において専任の教授または准教授が担当している。

以上のことから、学士課程において、教育活動を展開するために必要な教員が確保されており、また、教育上主要と認める授業科目には、専任の教授又は准教授を配置していると判断する。

観点３－１－③:　大学院課程において、教育活動を展開するために必要な教員が確保されているか。

【観点に係る状況】

大学院課程における研究指導教員及び研究指導補助教員については，大学現況票のとおりである。センターの専任教員も専門分野に応じた専攻に関与し、それぞれ指導体制を明確にしている。

平成27年５月現在、学校教育専攻及び教職開発専攻にあっては、大学院設置基準及び専門職大学院設置基準による必要教員数を充足している。教科教育専攻にあっては、大学院設置基準による必要教員数の明示はないが、専修を専攻と見なし準用した場合、平成27年５月１日現在で、４専修において研究指導教員又は研究指導補助教員が基準を下回っているが、合計としては必要教員数を充足しており、さらに、平成28年４月より施行される「大学院に専攻ごとに置くものとする教員の数について定める件の一部を改正する告示」に示された複数の教科教育の分野の教育を一の専攻において行う場合に必要な教員数を満たしている。

【分析結果とその根拠理由】

修士課程及び専門職学位課程おいては、大学院設置基準及び専門職大学院設置基準による必要教員数をそれぞれ確保している。

以上のことから、大学院課程において、教育活動を展開するために必要な教員かが確保されていると判断する。

観点３－１－④:　大学の目的に応じて、教員組織の活動をより活性化するための適切な措置が講じられているか。

【観点に係る状況】

大学の理念・目標を効果的に達成するとともに教育研究に寄与できる弾力的な教員配置を行うために、教育研究評議会により必要に応じて教員配置検討委員会を設置し（別添資料３－１－④－１）、配置の目的・内容・分野等に関して全学的かつ専門的立場からその必要性を検討し、「教員配置の方針」を定め（別添資料３－１－①－１）、教員の新規採用をすべて公募により実施している。

本学専任教員の年齢構成を資料３－１－④－Ａに示す。平成27年５月１日現在の年齢構成においては、25～34歳の比率が6.5%と若干少ないものの、大きな偏りはない。本学は、平成27年度特任教員および平成28年度教員配置の方針を定め（別添資料３－１－④－２）、優秀な若手教員の雇用促進を図っている。

教員の性別構成については、平成26年度の国立大学平均（14.7%、国立大学協会調査）に比べると、女性教員数比率は18.7%（20名/107名）と高くなっている。男女共同参画推進基本方針（別添資料３－１－④－３）を定め、女性の雇用促進を図るとともに、育児・介護休業に関する規則（別添資料３－１－④－４）を定め、良好な労働環境を維持している。

他機関経験者比率は76.6%（82名/107名）、本学以外の大学・大学院出身者教員比率は86.9%（93名/107名）となっている。平成25年度の「学校教員統計調査」による国立大学全体の他大学出身教員比率は57.3%であり、これらと比較すると本学は高い比率を保っており、活性度の高い教員組織になっている。

また、サバティカル制度を設け（別添資料３－１－④－５）、平成24年度に１人が制度を利用している。任期制については、多様な雇用形態の制度を設定し（資料３－１－④－Ｂ）、任期に関する規則を定めている（別添資料３－１－④－６）。また、特任教員制度を導入し（別添資料３－１－④－７）、平成27年５月現在、26人の特任教員が配置されている。

資料３－１－④－Ａ　年齢別専任教員数（平成27年５月１日現在）

年齢	専任教員数	比率
～24歳	0	0%
25～34歳	7	6.5%
35～44歳	22	20.6%
45～54歳	39	36.5%
55～64歳	38	35.5%
65歳～	1	0.9%
計	107	100.0%

【出典：総務課作成資料】

資料３－１－④－Ｂ　大学教員の新たな雇用形態の概要

区分	雇　用　形　態　（任期付き教員）				
	常勤教員　（任期付き）			非常勤教員（特任教員）	
		外国人教員	実務家教員（常勤）		実務家教員（みなし専任）
１）対象となる職	教授・准教授・講師	教授・准教授・講師	教授・准教授・講師	教授・准教授・講師	教授・准教授・講師
２）勤務形態	常勤	常勤	常勤	非常勤	非常勤
３）任期又は雇用期間	任期　年（最長５年）	任期２年（再任は、３年以内）	任期３年（再任は、３年以内）	１年（５年を限度として、１年更新）	１年（５年を限度として、１年更新）
４）資格基準	本学教授・准教授・講師と同様	本学教授・准教授・講師と同様	別に定める	別に定める又は本学教授・准教授・講師と同様	別に定める又は本学教授・准教授・講師と同様
５）担当業務	〃	〃	本学教授・准教授・講師と同様（但し、人事案件を除く）	個別に担当内容を設定	個別に担当内容を設定
				各種委員会には参加しない	各種委員会には参加しない
６）勤務時間	裁　量　労　働　制				
７）給与	本学教授・准教授・講師と同様	本学教授・准教授・講師と同様	本学教授・准教授・講師と同様	年俸300万円を上限（個人毎に設定）	年俸300万円を上限（個人毎に設定）
８）諸手当	有	有	有	通勤手当のみ支給	通勤手当のみ支給
９）退職手当	有	有	有	支給しない	支給しない
10）研究室貸与	有	有	有	有（但し、ﾀｲﾑｼｪｱ制又は共同利用）	有（但し、ﾀｲﾑｼｪｱ制又は共同利用）
11）教育経費	有	有	有	有	有
12）研究費	有	有	有	有（但し、実情に応じ）	有（但し、実情に応じ）
13）教員事例	プロジェクト	外国語担当教員	実務家教員（専任）	①学術、文化、スポーツ等特定の分野において優れた知識及び経験を有する者 ②文部科学省等による補助金等プロジェクト又は学内ﾌﾟﾛｼﾞｪｸﾄへの参画教員	実務家教員

【出典：総務課作成資料】

別添資料３－１－④－１　国立大学法人奈良教育大学教員配置検討委員会設置要項

別添資料３－１－④－２　平成 26 年度国立大学改革強化推進補助金特定支援型「優れた若手研究者の採用拡大支援」による平成 27 年度特任教員配置及び平成 28 年度教員配置（採用）について（抜粋）【出典：平成 27 年３月　教育研究評議会資料】

別添資料３－１－④－３　国立大学法人奈良教育大学男女共同参画推進基本方針

別添資料３－１－④－４　国立大学法人奈良教育大学教職員育児・介護休業等に関する規則

別添資料３－１－④－５　国立大学法人奈良教育大学教員のサバティカル制度に関する規則
別添資料３－１－④－６　国立大学法人奈良教育大学教員の任期に関する規則
別添資料３－１－④－７　国立大学法人奈良教育大学特任教員規則

【分析結果とその根拠理由】

大学の理念・目標を効果的に達成するため、「教員配置の方針」を定め、教員の新規採用をすべて公募により実施している。教員の年齢構成については25～34歳の比率が若干少ないが、大きな偏りはなく、女性教員数比率は18.7%となっている。また、他機関経験者比率及び本学以外の大学・大学院出身教員比率は、それぞれ、76.6%及び86.9%となっている。また、任期に関する規則を定め、さらに、特任教員制度を導入している。

以上のことから、大学の目的に応じて、教員組織の活動をより活性化するための適切な措置が講じられていると判断する。

観点３－２－①：　教員の採用基準や昇格基準等が明確に定められ、適切に運用がなされているか。特に、学士課程においては、教育上の指導能力の評価、また大学院課程においては、教育研究上の指導能力の評価が行われているか。

【観点に係る状況】

教員の採用及び昇任に係る選考に関しては、教員選考規則（別添資料３－２－①－１）において、選考、公募、審査及び教授・准教授・専任講師・助教・助手のそれぞれの資格が定められ、採用及び昇任人事を適正かつ円滑に行うための手続き等については教員選考基準（別添資料３－２－①－２）に定められている。

教員選考基準に基づき、人事委員会が専門委員会に審査を付し、結果として人事委員会により選考された候補者は、教授会、教育研究評議会における審議を経て、学長により決定される。教育研究評議会が、教員の任期に関する規則（別添資料３－２－①－３）に定められた分野において、教員配置の目的・内容・分野を勘案し、特別の事由により教授会に付託しないことと議決した場合の教員の審査は、教育研究評議会のもとに教員審査専門委員会を設置し、教員選考基準を準用して行われる（別添資料３－２－①－４）。

学士課程における教育上の指導能力の評価、大学院課程における教育研究上の指導能力に関する評価については、候補者に履歴書、教育研究業績書及び教育と研究の抱負等の資料の提出を求め、書類に基づいた審査が行われるとともに、専門委員会による面接が実施され、教育上及び教育研究上の指導能力の評価が行われている。面接では、模擬授業又はプレゼンテーションを課しており、平成23～27年度の採用人事において23名に実施された（資料３－２－①－A）。

資料３－２－①－Ａ　教員採用者数に対する模擬授業等の実施割合（平成23～27年度）

採用年度	採用者数	採用者数の内、模擬授業又はプレゼンテーションを実施した者の数	実施割合（%）
平成 23 年度	8	6	75
平成 24 年度	5	5	100
平成 25 年度	7	7	100
平成 26 年度	5	4	80
平成 27 年度	1	1	100
計	26	23	88

【出典：総務課作成資料】

別添資料３－２－①－１　国立大学法人奈良教育大学教員選考規則
別添資料３－２－①－２　国立大学法人奈良教育大学教員選考基準
別添資料３－２－①－３　国立大学法人奈良教育大学教員の任期に関する規則
別添資料３－２－①－４　国立大学法人奈良教育大学教員審査専門委員会設置要項

【分析結果とその根拠理由】

教員の採用及び昇任に係る選考に関しては、教員選考規則及び教員選考基準を定め、これらに基づき、教員選考を実施している。また、教育上及び教育研究上の指導能力については、候補者からの提出書類に基づいた審査に加え、面接を実施し、指導能力の評価を行っている。面接では、模擬授業又はプレゼンテーションを課している。

以上のことから、教員の採用基準や昇格基準等が明確に定められ、適切に運用がなされており、特に、学士課程においては、教育上の指導能力の評価、また大学院課程においては、教育研究上の指導能力の評価が行われていると判断する。

観点３－２－②：　教員の教育及び研究活動等に関する評価が継続的に行われているか。また、その結果把握された事項に対して適切な取組がなされているか。

【観点に係る状況】

本学における教員の教育及び研究活動に関する評価は、点検評価実施方針（別添資料３－２－②－１）に基づき、自己評価委員会により「大学教員個人評価」として毎年度実施されている。各教員は、研究、教育、社会貢献及び管理運営の４領域の教育研究活動等の自己点検・評価を大学教員個人評価項目・基準、評価票（自己評価申告票）を用いて行っている（別添資料３－２－②－２）。教育領域評価では、授業担当コマ数や受講人数等の数量的項目に加えて、授業の狙いや実施方法あるいは研究とのつながり等の自由記述文章を評価の対象としている。研究領域評価では、各教員の専門性にあわせて教育系、文科系、理科系、芸体系、教職大学院実務家教員系の５つの系に区分し、多彩な評価項目（論文、学会発表、外部資金、コンクール等）を設定し、これら対する基準を設けている。

自己評価委員会は自己評価申告票の結果を点検し取りまとめ、それを学長に報告している。学長は、その報告に基づいて、総合的に評価を行っている。評価結果は、学長による所見が付された後、各教員にフィードバック

され、教育・研究及び運営上の活動の活性化、発展及び向上に資するとともに、サバティカル制度の適用者決定（別添資料３－１－④－５）、研究費追加配分の適用者決定（別添資料３－２－②－３）等に活用されている。

別添資料３－２－②－１　国立大学な奈良教育大学の点検評価実施方針
別添資料３－２－②－２　大学教員個人評価項目・基準、評価票（自己評価申告票）（抜粋）
別添資料３－２－②－３　平成 26 年度教員研究費追加要求書

【分析結果とその根拠理由】

各教員は、点検評価実施方針に基づき、毎年度、研究、教育、社会貢献及び管理運営の４領域の教育研究活動等の自己点検・評価を大学教員個人評価項目・基準、評価票（自己評価申告票）を用いて行っている。自己評価委員会は自己評価申告票の結果を点検し取りまとめ、それを学長に報告し、学長は、その報告に基づいて、総合的に評価を行っている。評価結果は、学長による所見が付された後、各教員にフィードバックされ、今後の教育研究及び運営上の活動の活性化、発展及び向上に資するとともに、研究費追加配分の適用者決定等に活用されている。

以上のことから、教員の教育及び研究活動等に関する評価が継続的に行われており、把握された事項に対して適切な取組がなされていると判断する。

観点３－３－①:　教育活動を展開するために必要な事務職員、技術職員等の教育支援者が適切に配置されているか。また、TA 等の教育補助者の活用が図られているか。

【観点に係る状況】

教育活動を展開するために必要な事務組織として教務課及び学生支援課を置いている（資料３－３－①－Ａ、Ｂ）。教務課には、教務課長、副課長の下に、教務担当、修学指導担当（副課長兼任）、大学院担当の３人の係長がおり、その３係にそれぞれ係員が配置され、平成27年現在、総数９名の職員が配置されている。学生支援課には、学生支援課長、副課長の下に、学生担当、留学生担当（副課長兼任）、厚生担当、就職担当の４人の係長がおり、学生担当及び留学生担当には、係員が配置され、平成27年現在、総勢７名の職員が配置されている。これに加え、教育研究支援課には、本学の教育及び研究に関わる学術情報・資料の収集、利用及び活用の促進等に関わる事務職員として、10名（専門的職員（司書職員）３名を含む）が配置されている（資料３－３－①－Ｃ）。また、技術職員として７名が配置されている（資料３－３－①－Ｄ）。

学部の実験、実習、演習等の授業においては、本学教育学研究科の修士課程の学生がTAとして教員を補助している。平成26年度においては63名をTAとして採用し、活用した授業の総数は97コマ(9.5%)となっている（資料３－３－①－Ｅ）。TA採用数および活用した授業の総数は、他の国立大学教育学部と比して相応な状況にある。

資料３－３－①－Ａ　教務課組織図　非常勤職員を除く

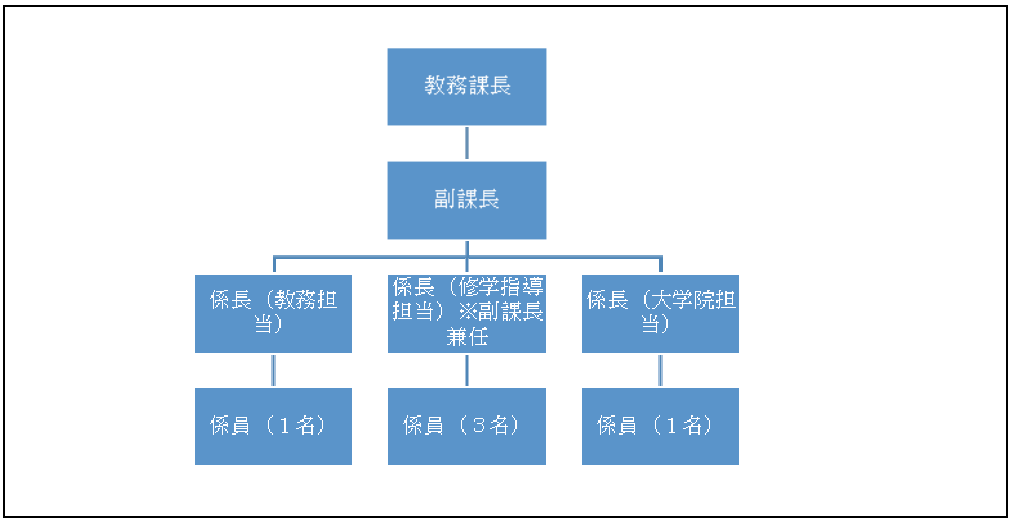

【出典：総務課作成資料】

資料３－３－①－Ｂ　学生支援課組織図　非常勤職員を除く

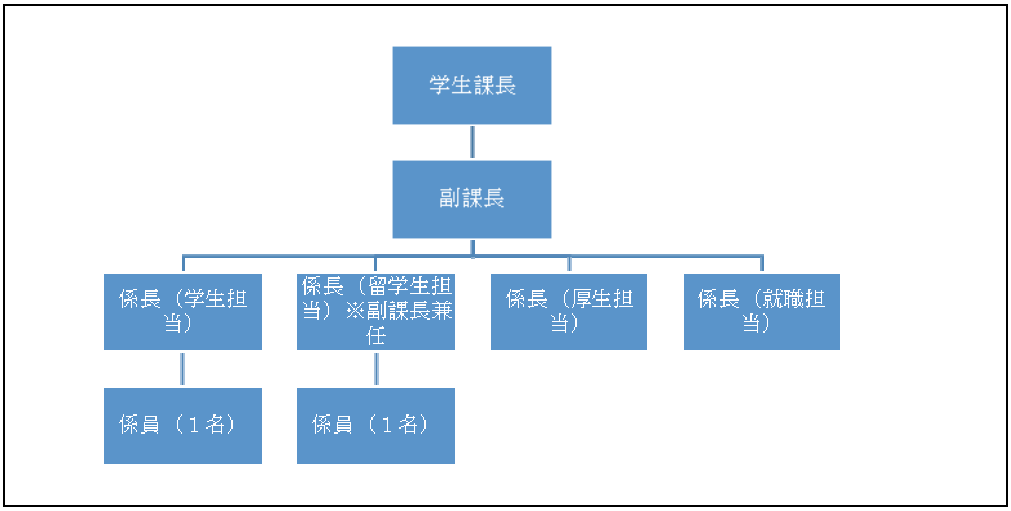

【出典：総務課作成資料】

資料３－３－①－Ｃ 教育研究支援課配置内訳 非常勤職員を除く

教育研究支援課職員数	１０名
うち、専門的職員（司書職員）数	３名

【出典：総務課作成資料】

資料３－３－①－Ｄ 技術職員配置内訳 非常勤職員を除く

施設課	課長１名、副課長１名、係長３名、係員１名
保健センター	看護師１名

【出典：総務課作成資料】

資料３－３－①－Ｅ　TAの任用状況（平成22～26年度）

年度	学期	任用人数	任用時間数	TAが関わる授業の例
２２	前期	23	1,197	・情報メディアの活用 ・初等教科教育法（理科） ・指揮法Ⅰ ・物質科学実験（化学） ・体育 ［全97コマ（H26年度）　48＋49］
	後期	27	1,191	
２３	前期	24	1,005	
	後期	24	1,018	
２４	前期	24	1,111	
	後期	26	1,189	
２５	前期	29	1,255	
	後期	35	1,555	
２６	前期	32	1,581	
	後期	31	1,701	

【出典：総務課作成資料】

【分析結果とその根拠理由】

教育支援を行う事務組織、事務職員を適切に配置し、教務事務および学術情報収集事務など学生が履修する上での支援に当たっている。学部学生の実習、実技の授業においては、TAを活用し、学生の学力向上に資している。

以上のことから、教育活動を展開するために必要な事務職員、技術職員等の教育支援者を適切に配置しており、TAの活用が図られていると判断する。

（２）優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

○　附置センターの学部・大学院教育へのサポート体制を強化するために、教育研究支援機構を設置し、センター相互の連携とその機能調整を行っている。

○　他機関経験者比率・本学以外の大学・大学院出身教員比率に関しては、平成22年度に文部科学省により実施された「学校教員統計調査」と比較して高い比率になっており、公募採用に基づく活性度の高い教員組織になっている。

○　平成27年５月１日現在の年齢構成は、25～34歳の比率が若干少ないが、平成27年度特任教員および平成28年度教員配置の方針を定め、優秀な若手教員の雇用促進を図っている。

【改善を要する点】

該当なし

基準４　学生の受入

（１）観点ごとの分析

観点４－１－①：　入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）が明確に定められているか。

【観点に係る状況】

本学の基本理念及び教育目標に基づき、教育学部、大学院教育学研究科及び特別支援教育特別専攻科のアドミッション・ポリシーを定めている（資料４－１－①－Ａ）。

教育学部のアドミッション・ポリシーには、「求める人物像」として「教育に対する関心と教職への意欲のある人」、「子ども（人間）への関心をもち共感できる人」及び「豊かな基礎学力と幅広い問題への関心を持ち、自分の探求したい得意分野がある人」を掲げている。

教育学研究科のアドミッション・ポリシーについては、養成したい教員像として「教育研究の学問的基礎力と現代的な教育課題への対応力を有する教員及び教育者」および「専門的な能力と優れた資質を有する高度専門職業人としての教員及び教育者」を掲げ、「求める人物像」は専攻ごとに定めている。

特別支援教育特別専攻科のアドミッション・ポリシーには、「求める人材像」として「特別支援教育の推進者となるべく、情緒障害、発達障害教育への熱意を持ち、かつ、子ども全般への関心、共感を持っている人」を掲げている。

また、入学者選抜の基本方針については、入試室より原案が示され（別添資料４－１－①－１）、制定に向けた手続きが進められている。

資料４－１－①－Ａ　教育学部、大学院教育学研究科及び特別支援教育特別専攻科のアドミッション・ポリシー（入学者受入方針）

教育学部

奈良教育大学は、高い知性と豊かな教養を備えた人材、とりわけ人間形成に関する専門的力量を備えた有能な教員及び教育者を育てるとともに、この地域に特色のある文化の向上を図ることを目的としています。このため、次のような学生を求めます。

1. 教育に対する関心と教職への意欲がある人
2. 子ども（人間）への関心を持ち、共感できる人
3. 豊かな基礎学力と幅広い問題への関心を持ち、自分の探求したい得意分野がある人

大学院 教育学研究科

本研究科は、学校教育に関する学問の体系及びその応用としての教育実践、教育臨床の高度化と多様化に応えるため、

・ 教育研究の学問的基礎力と現代的な教育課題への対応力を有する教員及び教育者
・ 専門的な能力と優れた資質を有する高度専門職業人としての教員及び教育者

を養成します。

また、現職教員に対する大学院教育の一層の充実を図ります。

以上のことから、次のような人を求めています。

求める人物像

学校教育専攻

・ 教育学、幼年教育、心理学、教育臨床・特別支援教育を中心とした学校教育に関する諸科学の理論と実践について学習・研究を行いたいという目的を持つ人

・学校教育における実践を支える基礎理論にアプローチしたいという目的を持つ人
教科教育専攻
・学校教育における、各教科教育に関する諸科学に基づく実践・理論的な学習・研究を行いたいという目的を持つ人
・学校教育における各教科の学問的基礎力をもとに教育実践、教育臨床への理論的応用を図りたいという目的を持つ人
教職開発専攻
・教職に関するより実践的な専門性を培い、高度な実践力を身につけたいという目的を持つ現職教員
・学部・大学院出身者で、教職に関心があり、より実践的な専門性を培い、教職に関する高度な実践力を身につけたいという目的を持つ人

特別支援教育特別専攻科
求める学生像
特別支援教育の推進者となるべく、情緒障害、発達障害教育への熱意を持ち、かつ、子ども全般への関心、共感を持っている人を望んでいます。

【出典：教育学部（最近改正　平成23年9月教育研究評議会）、大学院（最近改正　平成19年11月教育研究評議会）、専攻科（最近改正　平成19年1月教育研究評議会）、http://www.nara-edu.ac.jp/admissions/undergraduate_admissionsl/02_admissionPolicyl.html】

別添資料４－１－①－１　入学者選抜の基本方針（案）【出典：入試室資料】

【分析結果とその根拠理由】

教育学部にあっては、基本理念及び教育目標に基づき、養成したい教員像を掲げ、求める学生像を示した入学者受入方針を定めており、教育学研究科にあっては、基本理念及び教育目標に基づいて、養成したい二つの教員像を掲げ、求める学生像を専攻ごとに示した入学者受入方針を定めている。また、特別支援教育特別専攻科においては、求める学生像を示した入学者受入方針を定めている。

以上のことから、入学者受入方針が明確に定められていると判断する。

観点４－１－②:　入学者受入方針に沿って、適切な学生の受入方法が採用されているか。

【観点に係る状況】

本学では、本学の使命である教育目標を達成すべく、アドミッション・ポリシーで明示されている「求める学生像」に沿った学生を学部と大学院において、多様な選抜方法で受け入れている。

教育学部における入学者選抜方法は、資料４－１－②－Aに示した。一般入試及び特別（推薦）入試とも、基礎的学力を評価すべく、大学入試センター試験を採用している。アドミッション・ポリシーに沿って、センター試験の教科・科目数及び配点を専修ごとに設定している（別添資料４－１－②－１）。また、一般入試においては、前期・後期とも、個別学力検査、実技検査、小論文など、専修ごとに異なる多様な選抜方法をとっている。推薦入試においては、センター試験を課した上で、出身学校長の推薦に基づく調査書と面接により、総合判定している（別添資料４－１－②－２）。また、地域のニーズに積極的に応える取組として、「地域推薦枠」の推薦入試を設定している（別添資料４－１－②－３）。

本学においては、一般入試及び推薦入試のほか、帰国生徒特別入試、私費外国人留学生特別入試を設けており、これらの対象者もアドミッション・ポリシーに則り受け入れている。帰国生徒特別入試では、入学者選抜要項にその出願資格を明記している（別添資料４－１－②－４）。また、私費外国人留学生特別入試では、入学者選抜

要項にその出願資格を明記し（別添資料４－１－②－５）、特に、一定の日本語能力と大学教育を受けるために必要な基礎学力を示している。

教育学研究科（修士課程）における入学者選抜方法は、資料４－１－②－Ｂに示した。学力検査においては、専攻・専修の特性に応じた科目を設定している。また、現職教員等及び教職経験を有する者に対して、選抜方法の特例を設けている。さらに、国際理解・国際協調の精神を醸成するために、外国人留学生特別選抜の枠を設け、一般の入学者選抜方法とは異なる方法を採用している。

教育学研究科（専門職学位課程）における入学者選抜方法は、資料４－１－②－Ｃに示した。書類審査と小論文や口述試験及び実技試験などの学力検査を必要とする一般選抜試験の他、現職教員と社会人を対象としてそれぞれ特別選抜区分を設けており、受験者の特性に応じた学力検査方法をとっている。

特別支援教育特別専攻科における入学者の選抜方法は、資料４－１－②－Ｄに示した。入試では、学力検査に加え、面接試験の結果により総合判定している。

資料４－１－②－Ａ　教育学部における入学者選抜方法

試験区分		募集人員	選抜方法の概略
個別学力検査等による入試（一般入試）	前期日程	162 名	大学入試センター試験及び個別学力検査等の成績と、調査書等の内容を総合して選抜（P. 5）。
	後期日程	51 名	
推薦入学（特別入試）	一般推薦	27 名	学校教育教員養成課程の入学定員の一部について、出身学校長の推薦に基づき個別学力検査を免除し、推薦書、調査書、自己申告書、大学入試センター試験の成績及び面接等の結果を総合して選抜（P. 26, 27）。
	地域推薦	15 名	学校教育教員養成課程について、奈良県の高等学校（特別支援学校の高等部並びに中等教育学校の後期課程を含む。）に所属する者を、出身学校長の推薦に基づき個別学力検査を免除し、推薦書、調査書、自己申告書、大学入試センター試験の成績及び面接等の結果を総合して選抜。（P. 28）
帰国生徒特別入試		若干名	教育学・国語教育・理科教育・英語教育の各専修について、大学入試センター試験を免除し、出願書類（自己推薦書、成績証明書（調査書）等）、小論文及び面接等の結果を総合して選抜（P. 30）。
私費外国人留学生特別入試		若干名	大学入試センター試験を免除し、日本留学試験の成績と、本学で実施する試験の成績及び面接等の結果を総合して選抜（P. 31）。

【出典：平成 27 年度『入学者選抜要項』、p 5, 26-28, 30-32】

資料４－１－②－Ｂ　教育学研究科（修士課程）における入学者選抜方法

試験区分		募集人員	選抜方法の概略
一般選抜		50名	学力検査（筆記試験・実技試験・口述試験）、成績証明書、研究計画書の内容を総合して行う。一般選抜の学力検査科目は、外国語、共通専門科目、専門科目（実技を含む。）、口述試験とする。
（選抜方法の特例）	現職教員等に対する選抜特例		学力検査科目は、専門科目（実技を含む。）及び口述試験とする。
	教職経験を有する者に対する選抜特例		学力検査科目は、共通専門科目、専門科目（実技を含む。）及び口述試験とする。なお、学力検査科目の専門科目（実技を含む。）については、在職中に発表した研究業績等の審査をもって代替することができる。
外国人留学生特別選抜		若干名	学力検査（筆記試験・実技試験・口述試験）の結果を総合し

		て行う。

【出典：平成 27 年度『学生募集要項（修士課程）』、p6,7,20】

資料４－１－②－C　教育学研究科（専門職学位課程）における入学者選抜方法

試験区分	募集人員	選抜方法の概略
一般選抜	20名	提出書類の審査と学力検査（筆記試験（小論文）、口述試験、実技試験（模擬授業））の結果を総合して行う。ただし、教員免許未取得者（取得見込を除く）は模擬授業に代えてプレゼンテーションを選択できる。
現職教員特別選抜		提出書類の審査と学力検査（筆記試験（小論文）、口述試験）の結果を総合して行う。
社会人特別選抜		提出書類の審査と学力検査（筆記試験（小論文）、口述試験、実技試験（プレゼンテーションまたは模擬授業からいずれか１つ選択））の結果を総合して行う。

【出典：平成 27 年度『学生募集要項（専門職学位課程）』、p7,8】

資料４－１－２－D　特別支援教育特別専攻科における入学者選抜方法

試験区分	募集人員	選抜方法の概略
一般選抜	15名	学力検査、成績証明書、面接等の結果を総合して行う。

【出典：平成27年度『学生募集要項（特別支援教育特別専攻科）』、p4】

別添資料４－１－②－１　『入学者選抜要項（抜粋）』大学入試センター試験の科目等が記載された箇所
別添資料４－１－②－２　『入学者選抜要項（抜粋）』一般推薦選抜方法
別添資料４－１－②－３　『入学者選抜要項（抜粋）』地域推薦選抜方法
別添資料４－１－②－４　『入学者選抜要項（抜粋）』特別選抜方法（帰国生徒）
別添資料４－１－②－５　『入学者選抜要項（抜粋）』特別選抜方法（私費外国人留学生）

【分析結果とその根拠理由】

アドミッション・ポリシーに明示する「求める学生像」に沿った学生を幅広く受け入れるため、多様な選抜方法を採用し、学力ばかりではなく、独創性、専門性、表現力などを評価している。特に学部においては、地域のニーズに積極的に応える取組として「地域推薦」を設け、大学院においては、現職教員等の特性を踏まえた入試区分を設けている。

以上のことから、入学者受入方針に沿って、適切な学生の受入方法が採用されていると判断する。

観点４－１－③:　入学者選抜が適切な実施体制により、公正に実施されているか。

【観点に係る状況】

入学試験の実施に関しては、副学長（教育担当）を室長とする入試室が、学部、大学院教育学研究科、特別支援教育特別専攻科の入学者選抜を統括している（資料４－１－③－A）。

試験実施にあたっては選抜ごとに実施組織を定め、実施要領、入学者選抜に係る問題・解答用紙作成要領を作成・周知し、教職員の家族が当該選抜試験を受験する場合は、問題作成委員及び試験監督等にはしないことを入試室で申合せて通知し、公正を確保している。

入試問題作成にあたっては、入試問題等作成要領（別添資料４－ １－ ③－ １）、入試問題等執筆要領（別添資料４－ １－ ③－ ２）、入試答案採点要領（別添資料４－ １－ ③－ ３）を全教員に配付し、履行の徹底を図っている。選抜区分ごとに複数の問題作成委員を選出し、入学者選抜に係る各要領により確認を行い、出題ミス等防止

に向けての留意事項を周知している。また、問題作成については、チェック票による点検を実施し、問題校正は、複数のチェック体制をとっている。

各試験については、学長を本部長とする入試本部が試験全体の総括及び不測の事態への対応などを行い、本部のもとに学力検査班、総務班、救急班等を置いて試験の適切な実施に当たっている（別添資料４－１－③－４）。

試験当日の試験監督等関係者への留意点については、監督要領及び監督者への文書で周知している。また、学内正門及び要所に警備要員及び連絡要員を配置するなど、公正で静穏な試験環境の確保を実現している。

試験実施後は、複数人の採点委員により採点し、入試室の予備判定及び教授会の議を経て合格者を決定している。

資料４－１－③－Ａ　国立大学法人奈良教育大学入試室要項（第１～３条）

（設置）
第１条　国立大学法人奈良教育大学学則（平成１６年奈良教育大学規則第１号）第１２条第３項の規定に基づき、国立大学法人奈良教育大学入試室（以下「入試室」という。）を置く。
（任務）
第２条　入試室は、受験生の動向を的確に把握し、迅速かつ機動的に対応するため、次の各号に掲げる事項に関し、資料の収集及び分析、企画及び立案を行い、必要に応じて教授会の審議を経て執行する。
一　入試の中期的な計画に関すること。
二　入試の動向に関すること。
三　入試の選抜方法に関すること。
四　入学後の成績等の調査及び研究に関すること。
五　入試広報に関すること。
六　入試（大学入試センター試験を含む。）の実施に関すること。
七　その他、入試に関すること。
（組織）
第３条　入試室は、次の各号に掲げる室員をもって組織する。
一　副学長（教育担当）
二　学長補佐（入試担当）
三　学長が指名する教員　４人
四　入試課長
五　学長が指名する事務職員　若干名
２　前項第三号及び第五号の室員は、学長が委嘱する。

【出典：国立大学法人奈良教育大学入試室要項】

別添資料４－1－③－１　奈良教育大学入試問題等作成要領
別添資料４－1－③－２　奈良教育大学入試問題等執筆要領
別添資料４－1－③－３　入試答案採点要領
別添資料４－1－③－４　平成26年度個別学力検査等実施組織図【出典：入試課作成資料】

【分析結果とその根拠理由】

入学試験の実施に関しては、入試室が、本学の入学者選抜を統括している。試験実施にあたっては選抜ごとに実施組織を定め、実施要領等を周知している。入試問題作成にあたっては、入試問題等作成要領等を全教員に配付し、履行の徹底を図っている。選抜区分ごとに複数の問題作成委員を選出し、出題ミス等防止に向けての留意事項を周知している。また、問題作成についてはチェック票による点検を実施し、問題校正は複数のチェック体制をとっている。

各試験については、入試本部が試験全体の総括及び不測の事態への対応などを行っている。試験監督等への留意点については、監督要領及び監督者への文書で周知している。

試験実施後は、複数人の採点委員により採点し、入試室の予備判定及び教授会の議を経て合格者を決定している。

以上のことから、入学者選抜が適切な実施体制により、公正に実施されていると判断する。

観点４－１－④:　入学者受入方針に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組が行われており、その結果を入学者選抜の改善に役立てているか。

【観点に係る状況】

平成23年３月、受験生の動向を的確に把握し、迅速かつ機動的に対応するため、従前の入学試験委員会の機能を入試室に集約した（資料４－１－③－Ａ）。

平成 25 年度には、本学入学者の入学時の成績、在学中の学業成績および就職先を一元的に把握できるよう入試・教務システムを改修し、学部改組後である平成 24・25 年度入学者の入学試験成績と入学後の成績の継続した入力と、その比較対象としての過去の入試データの遡及入力後（学部改組前の平成 19～23 年度入学者の入学試験成績と入学後の成績、卒業後の進路の入力）、入学試験得点率（センター試験得点率及び教科別得点率）に対する在学中の成績（累計 GPA）及び卒業後の進路の比較分析を行った（別添資料４－１－④－１）。改組後の平成 24・25 年度の結果からは、一般入試（前期・後期）と比較して、一般推薦及び地域推薦入学者において、入学試験得点率と入学後の累計 GPA の乖離が少ない傾向にあり、アドミッション・ポリシーに沿った学生を選抜できていると判断された。入試室では、これらの結果と、ミッションの再定義を踏まえた推薦入試のあり方を検討し、地域推薦を平成 26 年度には専攻単位の募集から専修単位の募集とし、平成 28 年度には募集人数を現在の 15 名から 23 名へ増員する（別添資料４－１－④－２）。今後、アドミッション・ポリシーに沿った学生を選抜できているか長期的視野に立って検証し、地域推薦入試をはじめ現行入試制度の問題点を整理する取組を行うこととした（別添資料４－１－④－３）。

大学院１年生については、入学者がアドミッション・ポリシーに見合う者かどうか、平成 24・25 年度と継続して大学院生に対するアンケート調査を実施し、ミッションの再定義を踏まえた入学者選抜方法の検証、選抜方法の問題点を検討した（別添資料４－１－④－３）。平成 28 年度の大学院改組に向けて、専門職学位課程において大学院特別入試（推薦入試）を実施することとなった（別添資料４－１－ ④－４）。

別添資料４－１－④－１	入学者追跡調査のための入試データ遡及移行【出典：平成25年度学長裁量経費報告書】
別添資料４－１－④－２	平成28年度以降の推薦入試について（予告）【出典：平成26年９月教授会資料】
別添資料４－１－④－３	ミッションの再定義を踏まえた入試改革について【出典：入試室作成資料】
別添資料４－１－④－４	大学院専門職学位課程特別選抜における入試区分の新設（案）【出典：平成26年11月教授会資料】

【分析結果とその根拠理由】

学部入試及び大学院入試については共に、入試室において、アドミッション・ポリシーに沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組を行っており、その結果を入試方法の改善に役立てている。学部に関しては、入学試験得点率に対する在学中の成績及び卒業後の進路の分析を行い、アドミッション・ポリシーに沿った学生を選抜できているか検証している。大学院に関しては、大学院生に対するアンケート調査を実施し、入学者がアドミッション・ポリシーに見合う者かどうか検証している。

以上のことから、入学者受入方針に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組が行われており、その結果を入学者選抜の改善に役立てていると判断する。

観点４－２－①:　実入学者数が、入学定員を大幅に超える、又は大幅に下回る状況になっていないか。また、その場合には、これを改善するための取組が行われるなど、入学定員と実入学者数との関係の 適正化が図られているか。

【観点に係る状況】

教育学部における過去５年間の入学定員に対する充足率並びに志願倍率は、資料４－２－①－Ａに示した。過去５年間の学校教育教員養成課程の充足率平均は、106.7%となり、入学定員を大幅に超える状況にはなっていない。

大学院の各課程における充足率並びに志願倍率は、資料４－２－①－Ｂに示している。過去５年間の全体の充足率平均は、107.4%となり、大学院全体としては入学定員を充足し、定員超過状況も相応な範囲に収まっている。

修士課程に関しては、過去５年間の平均としては112.0%となり、入学定員を充足し定員超過状況も相応な範囲に収まっている。

専門職学位課程においては、平成25年度までの平均充足率が約96.7%と相応な状態であるのに対し、平成26年度の充足率が50%と低い値をとっていた。平成26年には、入学定員の確保に向けた対策として、入試相談会の実施（６月・11月）に加え、近隣の２国立大学及び18私立大学において入試説明会を開催し、教員採用試験関連雑誌「教職課程」への広告掲載を行った。こうした大学内外への広報活動の強化とともに、平成27年度入試からは新たに11月募集を設け、また教育実習未経験の一般選抜志願者について実技試験におけるプレゼンテーションを選択可能とするなどの措置を実施した。結果として、平成27年度入試では充足率の改善を果たし、過去５年間の平均充足率は96.0%と相応な範囲に収まっている。

特別支援教育特別専攻科における充足率並びに志願倍率は、資料４－２－①－Ｃに示している。特別支援教育特別専攻科においては過去５年間の平均充足率が74.7%となっており、充足率が下回る現状にある。これに対して本学は、教員養成高度化委員会を中心とした全学的な議論をすすめ、特別支援教育専攻科に関しては平成28年度入学者から募集を停止し、当該専攻科の教育内容は、平成28年度に計画している大学院改組にあわせて本学大学院に継承することを決定した。

資料４－２－①－Ａ　学部における充足率と志願倍率

平成 23 年度（学部改組前）

	年度	学校教育教員養成課程					総合教育課程		
		教育・発達基礎	言語・社会	理数・生活科	身体・表現	地域推薦	文化財・書道芸術	環境教育	科学情報教育
充足率	H23	105%	100%	113%	109%	100%	97%	115%	115%
志願倍率	H23	4.5	4.9	5.5	7.7	3.9	5.3	13.0	8.3

平成 24 年度～平成 27 年度（学部改組後）

	年度	学校教育教員養成課程				
		教育発達専	地域推薦（教発）	教科教育専攻	地域推薦（教科）	伝統文化教育専攻
充足率	H24	106%	100%	108%	100%	109%
	H25	108%	86%	108%	100%	109%
	H26	108%	100%	106%	100%	105%
	H27	108%	100%	106%	100%	105%
志願倍率	H24	8.7	3.0	6.2	3.8	8.0
	H25	5.9	2.4	4.4	3.6	5.7
	H26	8.6	3.7	7.7	3.1	6.7
	H27	5.1	4.0	5.1	2.1	4.8

【出典：入試課作成資料】

資料４－２－①－Ｂ　大学院の各課程における充足率と志願倍率（平成 23～27 年度）

	年度	修士課程	専門職学位課程
充足率	H23	118%	100%
	H24	144%	100%
	H25	94%	90%
	H26	100%	50%
	H27	104%	140%
志願倍率	H23	2.0	1.8
	H24	2.1	2.0
	H25	1.5	1.7
	H26	1.7	1.1
	H27	1.5	2.0

【出典：入試課作成資料】

資料４－２－①－Ｃ　特別支援教育特別専攻科における充足率と志願倍率（平成 23～27 年度）

年度	充足率	志願倍率
H23	67%	0.9
H24	67%	1.0
H25	73%	0.9
H26	87%	1.5
H27	80%	1.0

【出典：入試課作成資料】

【分析結果とその根拠理由】

入学定員に対する充足率の5年間平均は、教育学部は106.7%、教育学研究科修士課程は112.0%、教育学研究科専門職学位課程は96.0%、特別支援教育特別専攻科は74.7%となっており、入学定員を大幅に超える、又は大幅に下回る状況になっていない。

以上のことから、入学定員と実入学者数との関係の適正化が図られていると判断する。

（２）優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

○　アドミッション・ポリシーに明示する「求める学生像」に沿った学生を幅広く受け入れるため、多様な選抜方法を採用している。その結果、学校教育教員養成課程の過去５年間の志願倍率は、平均5.9倍となっている。

○　入学試験の成績、在学中の成績及び卒業後の進路を含めた分析を可能とする入試・教務システムの改修を実施し、アドミッション・ポリシーに沿った学生の受け入れが実際に行われているかどうかを長期的視野に立って検証できるシステムを確立した。

○　専門職学位課程においては、平成26年度の充足率が、例年に無く低い値をとっていたが、学内外への広報活動の充実、受験機会の増設、入試方法の改善などの対策、入試室をはじめ大学組織全体の連携した取組により、適正な充足率への改善を果たした。

【改善を要する点】

該当なし

基準５　教育内容及び方法

（１）観点ごとの分析

＜学士課程＞

観点５－１－①：　教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）が明確に定められているか。

【観点に係る状況】

本学では平成 24 年度に学部改組を行い、学校教育教員養成課程と総合教育課程を再編統合し、３つの専攻を持つ学校教育教員養成課程へと移行した。その際に、学則第 16 条（資料１－１－①－Ａ）の大学の目的を実現するため、改めてカリキュラム・ポリシーを定めている（資料５－１－①－Ａ）。

資料５－ １－ ①－Ａ　教育課程編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）

教育学部では、豊かな人間性と高い教養を備え、教育の理論と実践に関する能力を有する教員あるいは教育者を養成するために、次の観点から教育課程を編成し実施します。

1. 教員としての使命と責任についての自覚による、教育をめぐる現代的課題の把握と職能成長に関する力量の育成

2. よりよい授業を実践するための教科の内容理解と指導法、情報リテラシーなどに関する力量の育成

3. 子どもの発育・発達についての理解と、学校と地域社会との連携に関する力量の育成

4. 現代を生きるに資する豊かな人間性や高い教養、対人関係能力などの社会性、現代的課題への対応に関する力量の育成

【出典：最近改正　平成 23 年９月教育研究評議会、http://www.nara-edu.ac.jp/guide/feature/05_diploma_policy.html】

【分析結果とその根拠理由】

本学では、学則及び教育研究の目的に沿って、カリキュラム・ポリシーを定めている。
以上のことから、教育課程の編成・実施方針が明確に定められていると判断する。

観点５－１－②：　教育課程の編成・実施方針に基づいて、教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準が授与される学位名において適切なものになっているか。

【観点に係る状況】

本学では、大学の目的（資料１－１－①－Ａ）を実現するため、カリキュラム・ポリシーに基づき、体系的に教育課程を編成している（資料５－１－②－Ａ）。本学では、新任の学校教員として備えるべき最小限の資質能力基準を７項目定め（Cuffet 項目）、カリキュラム・フレームワークを構築し、それに照らした科目の配列原理を明確化している（資料５－１－②－Ｂ）。４年間の教育課程は、この配列原理に基づいて、各授業科目を教科系列、実践系列、教職系列等に配列し、授業で学んだ理論と実践体験と往還しつつ、教員としての力量を形成しうるように構成している（別添資料５－１－②－１）。その結果、学生にとっては、教育学部卒業までに獲得すべき資質

能力目標に照らして、各授業科目から何を学び、どのような資質能力を身につけたかを認識することができる。

まず、大学生として学習を進める上で必要なアカデミック・スキルの基本を習得することにより、学びの基礎を固めつつ、教師としての職務や使命についての理解を深め、教職科目や専門科目への円滑な学びにつなげるために、入学当初の初年次教育として、「大学での学び入門」、「専修基礎ゼミ」、「教職入門」、「現代教師論」を必修科目として開設している。次に、主に２、３年生で基礎的・実践的教職科目や「幼年心理学特講」、「日本文学特講」、「有機化学」といった、所属する専修・履修分野の専門に関わる専修専門科目を履修する。これにより、教科・生徒指導力などの基盤的教職能力、教材開発力・授業展開能力などの実践的な教職能力、さらに専門分野の知識・思考力などを向上させる。その上で、３年生で教育実習を実施して実践力を向上させ、４年生で卒業論文を作成する。このような段階をおって、総合的な教職能力や課題解決能力を獲得させている（別添資料５－１－②－２、３）。そして、４年生後期の「教職実践演習」において、教員に必要な資質・能力が身に付いているかどうかを確認している。特に、学ぶ側から教える側への学生の意識の転換を図ることを重視し、１年生前期の「教職入門」では、母校の恩師にインタビューを行い、後期の「現代教師論」では附属校園のうち２校を見学、また２年生の「教育実習スタートアップ」では３年生が行っている教育実習を見学することにより、教職への職業意識を高め、教育実習への心構えを促すよう工夫をしている。

また、現代社会を幅広く理解して、自立した社会人、教育者としての豊かな人間性を涵養することを目的に、教養科目においては、社会と文化、人間と科学、教育とキャリアの３つの群で多様な科目を開設している。さらに、専修ごとに開設された充実した専門の授業科目についても、１年次から履修できるように設定されているものもある。

資料５－１－②－Ａ　国立大学法人奈良教育大学学則（第 67 条～第 70 条）

（教育課程の編成方針）
第６７条　学部は教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設し、体系的に教育課程を編成するものとする。
２　教育課程の編成に当たっては、課程、専攻、専修及び履修分野に係る専門の学芸を教授するとともに、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するよう配慮するものとする。
（教育課程の編成方法）
第６８条　教育課程は、各授業科目を必修科目、選択科目及び自由科目に分け、これを各年次に配当して編成するものとする。
２　教育課程に関し、必要な事項は、別に定める。
（授業科目の区分及び履修方法等）
第６９条　授業科目の区分は、共通科目、教職科目、教科等専門科目、専修専門科目、自由科目及び卒業論文とする。
２　履修の方法に関し、必要な事項は、別に定める。
３　第１項に規定するもののほか、外国人留学生のための日本語教育及び日本事情に関する科目を開設する。
（卒業に必要な単位数）
第７０条　卒業に必要な単位数は、１３４単位以上とする。
２　履修及び卒業論文に関し、必要な事項は、別に定める。

【出典：国立大学法人奈良教育大学学則】

資料５－１－②－Ｂ　学校教育教員養成課程　カリキュラム・フレームワーク

学校教育教員養成課程　カリキュラム・フレームワーク
７つの目標資質能力基準 【 知識と実践力 】

1　学校教育の課題把握
　教育の目的・歴史、人権、さらには教育や学校に関する法令などを理解し、現代的な教育課題を把握できる。

2　教科・領域に関する基礎的知識と教育実践への具体化
　小学校、中学校の教科内容とその系統性を理解し、教育実践に活用することができる。

3　情報活用能力
　主な情報機器を利用し、獲得した情報を教育活動に具体化できる。

4　授業力
4．1　学習設計
　学習指導計画立案に関する基本的事項を理解し、児童・生徒の発達段階に応じて作成することができる。
4．2　学習指導
　多様な指導方法を理解し、児童・生徒の発達段階に応じた指導をすることができる。
4．3　学習評価
　多様な評価方法を理解し、児童・生徒の発達段階に応じて用いることができる。

5　児童・生徒理解と教育実践への具体化
　児童・生徒の身体的・認知的・情意的発育・発達に関する基礎的内容を理解し、教育実践に具体化できる。

6　学校と地域社会との連携
　学校の組織的な教育活動や経営活動、地域の教育活動などに関わることの重要性を理解し、教育活動に生かすことができる。

7　職能成長
　教師の仕事や役割、責任を自覚した上で、教師として自己成長する意味とその方法を理解し、自ら実践することができる。

【出典:『大学ホームページ（カリキュラム・フレームワーク）』 URL:http://www.nara-edu.ac.jp/ADMIN/KYOUMU/cuffet_index.html】

別添資料５－１－②－１　教員養成カリキュラム・マップ【出典:『履修の手引き 2014』、ｐ．６～10】
別添資料５－１－②－２　奈良教育大学履修規則　別表履修課程１～８（標準履修基準表）
別添資料５－１－②－３　奈良教育大学履修規則　別表１～４（教職科目）

【分析結果とその根拠理由】

本学では、初年次教育において、大学での学びに導き課題探求の姿勢を育みつつ、教師としての職務や使命の理解を深め、教職科目や専門科目への円滑な学びにつなげる取組を行っている。そして、教育実践力を備えた教員の養成を目指し、入門的な基礎科目から実践的科目、更に専修専門科目、教育実習、その集大成としての卒業論文作成へと学習するよう編成している。また、専門教育につながる教養教育の観点から、教養科目の履修は１～４年生にわたって認めている。

以上のことから、教育課程の編成・実施方針に基づいて、教育課程を体系的に編成しており、その内容、水準が授与される学位名において適切なものになっていると判断する。

観点５－１－③：　教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、研究成果の反映、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮しているか。

【観点に係る状況】

学生生活実態調査や卒業生アンケート調査等により、学生の多様な学習ニーズ等を把握し、可能な要望については、カリキュラム変更等で対応している。また、他大学との単位互換制度を充実させ（資料５－１－③－A）、語学面では、本学で未開講の外国語科目（ロシア語、スペイン語など）が履修可能である。さらにテレビ会議システムを活用した京阪奈三教育大学双方向遠隔授業により、本学の講義室にいながら、他の２大学から発信される授業科目を受講できるようにしている。これらの科目は教養科目に位置づけている。その結果、相互の大学の特色ある授業科目を受講することが可能になり、教養教育を充実させることにつながっている。

社会科教育主事や学校図書館司書教諭、保育士などの教職に関連する資格を取得できるように、資格プログラムを開設している（資料５－１－③－B）。また、本学の特色ある学問分野での学びを深めることを目的として、新理数や食育・健康教育、教育・心理探究などの特色プログラムを開設している。たとえば、新理数プログラムでは、高度な教科専門性はもちろん、子どもたちの気持ちに寄り添った指導ができる実践力をも兼ね備えたスーパー・サイエンス・ティーチャーの育成を目指し、また、食育・健康教育プログラムでは、食育推進の中心的存在となる教員「食育リーダー」の資格を取ることができるようにしている。他にも本学はユネスコスクールに加盟していることから、授業の内容がユネスコスクールの研究テーマやユネスコの設置目的、活動内容に合致すると授業担当者が判断したものを「ユネスコスクール推奨授業科目」として制定している。

大学以外の教育施設等における学修についても、英検や独検、仏検などの資格検定試験を単位認定する制度をもうけている（資料5－ 1－ ③－C）。

社会からの要請に応えるものとして、地域との連携での学生ボランティア活動等の学校派遣事業があり、奈良県はもとより近隣の教育委員会等と協定を結び、課外教育として各活動を推進している。例えば、授業の教室内学習補助や、こどもたちの放課後活動における補助など、学校教育現場において、教職員とは違う立場で、様々な支援・補助を行うスクールサポーターとして学生を派遣するとともに、そのためのスクールサポート研修・認証制度を整えている（別添資料５－１－③－１）。これらの事業や制度を活用した授業科目として「学校支援実践」があり、奈良市教育委員会が行っている「奈良市学校教育活動支援事業（スクールサポート）」活動に参加し、実際に学校現場において支援活動に従事することを通して、学校におけるさまざまな教育活動への理解を深めるとともに、教職に対する意識と実践的指導力を向上させることを目指している。

他にも、学生の社会的・職業的自立に必要な能力を培うために、本学の多くの学生が目指す教職については、すべての学生が受講可能な科目として、教養科目では「キャリアデザイン」と「キャリア形成と人権」、自由科目では「相談支援」を設けている。「キャリアデザイン」では教育業界で活躍する人材となるための『価値ある自分創り』を目指し、「キャリア形成と人権」ではスクールサポート研修・認証制度を活用し、キャリア形成における人権の位置づけや役割について理解を促すとともにより主体的に問題を把握する力を養い、「相談支援」では教職の意義や役割、教職の実情を具体的に理解し、教員としての対応力を身につけることを授業の目的としている。より一般的な職業に関しては、専門科目として、いろいろな業種や職種を知る過程を通じて情報倫理等を含む職業観や勤労観を考える「情報と職業」を設けている（別添資料５－１－③－２）。

また、平成 21 年度から 26 年度にかけて採択された文部科学省概算要求「特別教育研究経費」事業の取組の成果は教養科目から専門科目まで多くの授業に反映されており、学生の学びを深めるとともに、学生や社会のニーズに応えることにつながっている（別添資料５－１－③－３）。たとえば、平成 21 年度に採択された「地域の学校園及び保護者と取り組む新理数科教育システムの開発」事業や平成 26 年度に採択された「地域融合で築く理数

教育研究拠点における実践的高度教員養成プログラムの開発」事業での成果は「新理数基礎ゼミナール」や「新理数教育」といった授業科目に結実している。「新理数基礎ゼミナール」では徹底した少人数教育のもと、学生一人一人の能動的な取組を引き出すとともに、数理科学、物質科学、生命科学、地球科学の代表的な４分野すべてを履修させ、理数科全般の知識や論理的思考法を獲得させることを目指す。その上で、「新理数教育」において、さらに学びを積み上げるために、山間部の小・中学校での教育実践活動を通して、僻地教育への理解を深め、現職教員や保護者との協働や理数科を中心とした児童生徒の学力向上支援を行うとともに、都市部の小・中学校での理数科の教育実践を通して大規模校が抱える様々な子どもの理解における問題事例等を具体的に体験することにより、地域への貢献と教育実践力の向上を図っている。

資料５－１－③－Ａ　大学間単位互換協定一覧（学部教育）

制　　度	協定校	対象学生	対象科目	経　費	備　考
京阪奈三教育大学との単位互換制度	京都教育大学、大阪教育大学、及び奈良教育大学	２年生以上	各大学が定める科目（教職科目は対象外）	入学料・授業料とも不徴収	１科目当たり５名以内
放送大学との単位互換制度	放送大学	１年生後期から４年生前期まで	本学で開講していない外国語科目	授業料：１単位 5,500 円	
奈良県内大学間単位互換制度	奈良県立大学、奈良県立医科大学、帝塚山大学、天理大学、奈良大学、奈良産業大学、奈良女子大学及び奈良教育大学（計８大学）	２年生以上	各大学が定める科目	入学料・授業料とも不徴収	

【出典：教務課作成資料】

資料５－ １－ ③－Ｂ　国立大学法人奈良教育大学学則（第 43 条の２～第 43 条の６）

（社会教育主事）
第４３条の２　社会教育法（昭和２４年法律第２０７号）に規定する社会教育主事の所要資格を得ようとする者は、社会教育主事講習等規程（昭和２６年文部省令第１２号）に定める所定の単位を修得しなければならない。
２　社会教育主事の資格取得に関する科目の履修方法は、別に定める。
（学校図書館司書教諭）
第４３条の３　学校図書館法（昭和２８年法律第１８５号）に規定する学校図書館司書教諭の所要資格を得ようとする者は、学校図書館司書教諭講習規程（昭和２９年文部省令第２１号）に定める所定の単位を修得しなければならない。
２　学校図書館司書教諭の資格取得に関する科目の履修方法は、別に定める。
（保育士）
第４３条の４　児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）に規定する保育士となる所要資格を得ようとする学校教育教員養成課程教育発達専攻幼年教育専修の学生は、第７０条に規定する単位を修得するほか、児童福祉法施行規則（昭和２３年厚生省令第１１号）に定める所定の単位を修得しなければならない。
２　保育士の資格取得に関する科目の履修方法は、別に定める。
（学芸員）
第４３条の５　博物館法（昭和２６年法律第２８５号）に規定する学芸員となる所要資格を得ようとする者は、博物館施行規則（昭和３０年文部省令第２４号）に定める所定の単位を修得しなければならない。
２　学芸員の資格取得に関する科目の履修方法は、別に定める。
（その他の資格）
第４３条の６　第４３条から前条までに規定する資格以外の所要資格については、別に定める。

【出典：国立大学法人奈良教育大学学則】

資料５－ １－ ③－Ｃ　本学において履修したと見なす授業科目及び単位数

学修の種類及び　級・点数	認定する本学授業科目	認定する単位数	備　考
英　　検　　準１級以上	外国語コミュニケーション（英語）	１単位	認定する外国語コミュニケーションの単位数は、同一の外国語の学修については、１科目１単位までとし、複数の外国語の学修の場合は、２科目２単位までとする。
ＴＯＥＦＬ iBT　68 点以上、 又はPBT　520 点以上 のいずれかに該当			
ＴＯＥＩＣ　640 点以上			
IELTS　5.5 点以上			
国連英検　Ｂ級以上			
独　　検　３級以上	外国語コミュニケーション（独語）	１単位	
仏　　検　３級以上	外国語コミュニケーション（仏語）	１単位	
中　　検　３級以上	外国語コミュニケーション（中国語）	１単位	
ＴＯＰＩＫ　２級以上	外国語コミュニケーション（韓国語）	１単位	
ハン検　３級以上			

【出典：2014 年『履修の手引』p. 172】

別添資料５－ １－ ③－１	スクールサポート研修・認証制度【出典：奈良教育大学ホームページ、http://www.nara-edu.ac.jp/OCPESS/schoolsupport.html】
別添資料５－ １－ ③－２	キャリア教育に関する科目のシラバス【出典：奈良教育大学シラバス】
別添資料５－ １－ ③－３	文部科学省概算要求『特別教育研究経費』採択事業の授業への反映例【出典：教務課作成資料】

【分析結果とその根拠理由】

学生の多様なニーズ等は組織的に把握し、カリキュラム変更等で対応している。また、他大学との単位互換制度だけでなく、京阪奈三教育大学双方向遠隔授業のように、本学にいながら他大学の特徴ある授業を受講することが出来るような取組も行っている。他にも、社会からの要請に応えて学生の学校派遣事業を推進するとともに単位化している。さらに、文部科学省概算要求「特別教育研究経費」採択事業での取組の成果は多くの授業に反映されており、学生の学びを深めるとともに、学生や社会のニーズに応えることにつながっている。

以上のことから、教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、研究成果の反映、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮していると判断する。

観点５－２－①：　教育の目的に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされているか。

【観点に係る状況】

各科目の授業形態については、教育職員免許法に沿って、学則により定められた単位の規準に基づいている。その上で、教育目標を踏まえて各専修の各分野の特性に応じた編成をとっており、授業形態のバランスにも配慮している（別添資料５－１－②－２）。例えば「専門教育科目」の平成26年度全開講数の内訳を見ると、講義が58.2%、演習が22.1%、実験・実習等が19.6%となっている（資料５－２－①－A）。また、10名以下の少人数授業の実施割合は、全体の31.8%、30名以下で見ると、全体の71.6%を占めている（資料５－２－①－B）。

学習指導法の工夫として、「発達心理学」や「生徒指導・教育相談Ⅰ（初等）」等のようにグループ・ディスカッションやディベート、PBL（問題解決学習）を取り入れた授業や、「中等教科教育法Ⅰ・Ⅳ（音楽）」や「新理数教育Ⅰ・Ⅱ」等のように模擬授業や実際に小・中学校の教育現場に出て、児童・生徒に学生が自ら企画した実験・実習等を行っているものなど、学習効果を上げる工夫が行われている（別添資料５－２－①－１）。さらに、各専修において特色ある授業を行っている。特に、世界遺産に関係した「彩色材料論」、「地学巡検」などのフィールドワーク野外実習、高大連携をにらんだ「基礎数学」、現代の学校での教育課題に関する研究の成果を紹介する「学級集団心理学特講」など本学独自の授業を展開している。例えば、「彩色材料論」では、おもに我が国の伝統的な絵画および工芸品について、正倉院宝物などの調査報告書等によりながら、文化財に用いられている材料・技法について学ぶとともに、受講生自らが色料見本帳を作製することで、知識のみに終わらない、体験的な理解を得ることに重きを置いた授業が展開されている。また、「中等教科教育法Ⅰ（英語）」での英語ボランティアガイド等の小中高における英語活用実践に関する授業や、演劇スクリプトを教材として演劇を交えた模擬授業を経験することにより日常で使う実践的な英語表現を学ぶ「実践英語表現研究」も学生に実践力を身につけさせる取組として特筆できる（資料５－２－①－C）。なお、演習・実験・実習・実技科目等においては、TAを活用することにより教育効果を高める工夫をしており、その数は年々増加し、平成26度では総数は97コマ(9.5%)でTAを採

用している（資料３－３－①－C）。また、授業や演習の内容を補完・強化するための取組として、e-learning システムを用いたブレンディッドラーニングを進めている授業も増加している。具体的には、小テスト機能を利用して理解度を学生自身が把握するとともに、教員は学生個々の理解度に合わせたフィードバックや授業を展開したり、掲示板機能を利用して学生同士の意見交換や成果物の共有とそれに対する相互評価を実践したり、講義ビデオを公開することで復習や振り返りに利用できるようにしたり等、それぞれの授業の内容に応じて取組が進められている。特に京阪奈三教育大学の双方向遠隔授業では、遠隔の他大学にも受講生がいるため、教員は学生らの状況を把握するとともに、他大学の学生との交流に利用しているものもある（資料５－２－①－D）。

資料５－２－①－A　授業形態別授業数（学部・専門教育科目）（平成 26 年度）

授業形態	コマ数	割　合
講　　義	598	58.2%
演　　習	227	22.1%
実験・実習	24	2.3%
実　　習	68	6.6%
実　　技	110	10.7%
合　　計	1027	100.0%

【出典：教務課作成資料】

資料５－２－①－B　受講生規模別授業科目数（学部・専門教育科目）（平成 26 年度）

授業形態	コマ数	受　講　生　規　模						
		0 名	1-10	11-20	21-30	31-40	41-50	51 名以上
講　　義	598	13	160	157	79	51	31	107
演　　習	227	12	82	69	33	20	4	7
実験・実習	24	0	16	5	0	3	0	0
実　　習	68	8	31	13	4	2	2	8
実　　技	110	7	38	35	13	12	5	0
合　　計	1027	40	327	279	129	88	42	122

【出典：教務課作成資料】

資料５－２－①－C　特色ある授業の例

授業科目名	科目区分	目　　的（シラバスより）
彩色材料論	文化遺産教育専修専門科目	文化財の保管・修復等において、その対象とするものがいかなる材質のものにより成り立っているのかを知ることは、たいへん基本的で、かつ重要なことであると思われる。 文化財に用いられている材料・技法は、現代に生きる我々の想

		像を超えて多様であるが、ここでは、おもに我が国の伝統的な絵画および工芸品について、正倉院宝物などの調査報告書等によりながら、種々の材質等について、ともに探ってみることから始めたい。
地学巡検	理科教育専修専門科目	この実習では整理された教科書的知識の学習ではなく、複雑・多様な自然そのものの情報をいかにして得るかを習得する。そのために地質学的に典型的な地質構造・岩石・地層等を野外で実地に観察し、読み取れる現象をレポートにまとめる。
学級集団心理学特講	心理学専修専門科目	本講義では、主として集団に関する心理学の知見を基にして、教室における対人関係や学習活動について理解を深める。さらに、規範逸脱行動に関するトピックについても扱う。そして、学級集団において生じる教育上の課題に対して、多様な視点から考察する力を養うことを目的とする。
基礎数学（解析）	数学教育専修専門科目	整関数、分数関数、指数関数、対数関数、三角関数、逆三角関数、双曲線関数などの典型的な初等関数の定義とその性質（グラフなど）について、高等学校で学習した内容を復習しながらいろいろな観点から理解を深めていく。また、これらの関数の微分と積分についての計算に慣れ親しみながら、いろいろな応用問題の解法を試みる。
中等教科教育法Ⅰ（英語）	教職専門科目	英語教育法の中でも、コミュニケーションの指導について、通訳技能のテクニックを用いてアプローチを試みる。既成の会話文の繰り返しによるコミュニケーションは退屈すぎ、ゼロからスタートするコミュニケーションは難しすぎる。その点、ある程度の教材内容を与えられ、それを通訳する中で自分なりの表現方法や発話内容を工夫する通訳的方法は、効率的なコミュニケーション学習に向いている。そこで、通訳技能開発の方法を学校現場に合うように整理し、コミュニケーション指導について教育実践を行いたい。学生たちが、中高において英語コミュニケーションを指導できる能力を高めることを到達目標とする。(cuffet 2 & 4.2)
実践英語表現研究	英語教育専修専門科目	In this class, you will learn both practical English expressions and how to teach practical English expressions through drama. Our goal in this course will be to practice and perform a short play in which you will all be the actors. But, in addition, the students in this course will also teach different scenes of the play to their classmates. This will give you practical, hands-on teaching experience that you can use for teaching in your pre-service training (教育実習) and in your future teaching career. You will learn techniques for using voice, gesture, and classroom space that should enhance your future teaching. You will also practice important classroom management techniques that will help you guide your students. At the same time, you will learn practical English expressions, and (hopefully) have fun, too!

【出典：教育学部シラバス】

資料５－２－①－Ｄ　e-learning システムを活用している授業

年度	前期	後期	e-learning システムを活用している授業の例
2014	27	34	・陸上競技　・基礎数学（代数） ・図形と位相　・化学概論Ⅰ ・英作文Ⅰ　・発達心理学特講半 ・心理学検査Ⅰ　・大学での学び入門 ・中等教科教育法Ⅲ(数学)　・初等教科教育法（算数） ・中等教科教育法Ⅳ（数学）　・現代における学校教育の課題 ・国際理解地域研究　・英米文学史Ⅱ ・英米文学作品研究　・トポロジー ・幾何基礎　・算数
2013	26	33	
2012	23	31	
2011	22	16	
2010	19	16	
2009	3	16	

【出典：『大学ホームページ（奈良教育大学ｅ-ラーニング)』　URL: http://www.nara-edu.ac.jp/elearn2004.htm】

別添資料５－２－①－１　授業内容に応じた授業方法・形態の工夫例【出典：教務課作成資料】

【分析結果とその根拠理由】

各科目の授業形態については、教育職員免許法に沿い、学則に定められた単位の基準に基づいた上で、教育目標を踏まえて各専修の特性に応じた編成をとっており、授業形態のバランスにも配慮している。また、少人数授業の占める割合も十分といえる。

グループ・ディスカッションや問題解決学習、模擬授業など、学習効果を上げるための工夫も行われている。また、演習・実験・実習・実技科目等においてはTAを活用しており、さらにe-learningシステムを活用している授業も増加している。

以上のことから、本学の教育の目的に照らして、授業形態の組み合わせやバランスは適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされていると判断する。

観点５－２－②：　単位の実質化への配慮がなされているか。

【観点に係る状況】

本学では、半期15週の授業時間を確保するとともに、定期試験や集中講義等を含めて年間35週の授業期間からなる学年暦を定めている（別添資料５－ ２－ ②－１）。また、「履修の手引き」においては、１単位の授業科目について、たとえば講義においては15時間の授業を受けるとともに、教室外での30時間の予習・復習が必要で、合計45時間の学習を必要とすることを明記し、学生に周知するようにしている（資料５－ ２－ ②－Ａ)。その上で、学生の主体的な学習を促し、十分な学習時間を確保することを目的に、履修科目登録については、集中講義科目ならびに教育実習及び卒業論文等の単位も含めて、年間50単位という上限を設定している（資料５－ ２－ ②－Ｂ)。

また、シラバスにも「準備学習等」の項目を設定し、授業を受けるにあたって必要な予習や復習について指示し、周知するようにしている。さらに、学期末ごとに、学生には、自らの教職の学びの状況を学期ごとに点検・確認し、次の学期の学びにつなげていく仕組みとして提供している「履修記録」における「自己評価シート」に５段階で記入させている。そして、学期のはじめにリフレクション・ウィークを設け、「自己評価シート」をもとに、指導教員が個別に指導を行うようにしている。

しかし、平成26年度後期に行った学部学生のアンケートにおける設問「3.授業一回分の予習・復習・課題等に取り組むため、平均してどの位の時間を費やしましたか?」において、２時間以上が 11.5%、１時間以上が22.7%という回答であり、現状としては学生の学習時間の実質的な確保ができていると言うのは難しい状況である。

このような状況を踏まえて、学習時間の実質的な増加を促す具体的な取組としては、事前課題や事後課題を具体的に与えるもの（生徒指導・教育相談Ⅰ（初等)、音楽実技、国語科教育概説など）や、授業でのグループ・ディスカッションやディベートなどを行うために必要となる準備として学生が自発的に行うもの（専修基礎ゼミナール（国語教育専修)、学習心理学特講など)、実際の教育実践のための準備（新理数教育Ⅰ、Ⅱなど）などが行われている（別添資料５－ 2－ ②－２、３)。

資料５－２－②－Ａ　単位制度と学習時間

４　単位制度と学習時間

(1)　単位と授業時間

単位とは、授業科目を修得するために必要な学習量（時間）を数で表したものです。１単位の授業科目は、45時間の学修を必要とする内容で構成することを標準とし、授業形態に応じて、授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により計算します。

ア．講義及び演習については、15時間から30時間の授業をもって１単位とする。

イ．実験、実習及び実技については、30時間から45時間の授業をもって１単位とする。

〔学則第41条〕

(2)　単位修得と学習時間

(1)で述べたように、例えば講義において、１単位を修得するためには、15時間の授業を受けるとともに、30時間の教室外での予習・復習が必要となります。

予習・復習等については、各授業科目のシラバスの項目を参照してください。

【出典：2015年『履修の手引』単位制度と学習時間、p.12】

資料５－ 2－ ②－ Ｂ　奈良教育大学履修規則（第12条）

（履修登録できる単位数の制限）

第１２条　学生が１年間に履修登録できる単位数の合計は、原則として５０単位までとする。ただし、下表に定める科目の単位数は、各年次の最大除外単位数の範囲内で合計登録単位数に含めないものとする。

【出典：奈良教育大学履修規則】

別添資料５－ 2－ ②－１　平成27年度教育行事予定表

別添資料５－ 2－ ②－２　学修時間の実質的な増加を促す取組【出典：教務課作成資料】

別添資料５－ 2－ ②－３　授業において主体的な取組（アクティブラーニング等）を促す取組【出典：教務課作成資料】

【分析結果とその根拠理由】

大学設置基準に定められた授業科目の授業期間や１年間の授業期間を確保し、履修科目登録についても上限を定め、学生の主体的な学習を促し、十分な学習時間を確保するようにしている。学生には、単位の取得には教室

外での予習・復習による学習が必要であることを、シラバスや履修指導、さらに指導教員による個別指導等により周知するようにしているが、現状としては学生の学習時間の実質的な確保ができていない。

このような状況を踏まえて、学習時間の実質的な増加を促す具体的な取組としては、事前課題や事後課題を具体的に与えるものや、授業でのグループ・ディスカッション等を行う準備として学生が自発的に行うもの、実際の教育実践のための準備などが行われている。

以上のことから、単位の実質化への配慮がなされていると判断する。

観点５－２－③：　適切なシラバスが作成され、活用されているか。

【観点に係る状況】

各授業の概要や授業計画、また授業方法、評価方法、参考資料等について学生に周知し、学生の授業選択の支援や、学生の主体的な学習を促すために、全学的にシラバスを作成している（資料５－２－③－Ａ、Ｂ）。その内容項目は、「学期区分」「曜日」「時限」「科目区分」「時間割番号」「授業科目名」「教員名」「該当する年次・課程」「単位」「授業の方法」「目的」「到達目標」「Cuffet 項目（新任の学校教員として備えるべき最小限の資質能力基準）」「授業計画（内容と方法）」「テキスト・参考図書・教材等」「評価方法」「準備学習等」「受講上の注意・メッセージ」から成り立っている。シラバスの作成にあたっては、シラバス記載モデルとシラバス作成時のチェックリストを使って、必要な情報が確実に記載されるように、教員に注意を促している（別添資料５－ ２－ ③－１、２）。

シラバスはウェブ版を基本とし、ホームページで学内外に公開している。授業科目名や教員名などに加えて、授業内容に含まれるキーワードから検索することが可能になっている。学生は、学内に設置されたオープン端末や自宅の PC 等でこれを参照できる。

シラバスの活用度については、平成 26 年度の授業評価アンケートによると、「授業計画（シラバス）を読んで授業の全体像を把握して授業に臨みましたか？（４者択一）」の問いに、前期 65.4%、後期 70.0%の学生が「1,2（読んだ）」と回答している（資料５－２－③－Ｃ）。

資料５－２－③－Ａ　教育学部シラバスの例（生徒指導・教育相談Ⅰ）

学期区分	後期
曜　　日	水
時　　限	12
科目区分	教職科目
時間割番号	2150
授業科目名	生徒指導（進路指導を含む。）・教育相談Ⅰ（初等）★（生徒指導Ⅰ（進路指導を含む。））
教 員 名	
該当する年次・課程	小免①２必、認心２
単　　位	2
授業の方法	講義

目　　的	「生徒指導」「教育相談」の目的を的確に捉えたうえで、初等教育段階における教育上の諸課題を理解し、課題への対応の基本を理解する。また、基本をふまえ、いくつかのテーマについて具体的な教師の対応を考える。本授業を通して、皆さんが、「生徒指導」的視点から現場を見る力を養い、現場での実践や「生徒指導（進路指導を含む。）・教育相談Ⅱ（初等）」でのより実践的な学びに対応できることを目的に授業を行ないます。
到達目標	授業を通して、以下の４点ができるようになることを到達目標とする ①生徒指導の意義と役割について説明できるようになる ②教師による子ども理解と対応の基本的な視点について説明できるようになる ③カウンセリング技法の基本を実践できるようになる ④具体的な事例を読み，教師の対応について適切な具体案を作成できる
Cuffet 項目（学校教育教員養成課程）	5:児童・生徒理解と教育実践への具体化
授業計画（内容と方法）	第１回　オリエンテーション：授業の目的と参加方法の理解 第２回　生徒指導，教育相談とは何か 第３回　生徒指導における開発的・予防的視点 第４回　幼児期・児童期の発達特徴と発達課題①認知の発達 第５回　幼児期・児童期の発達特徴と発達課題②社会性の発達と自己の発達 第６回　幼児期･児童期の発達特徴と発達課題③初等教育段階におけるキャリア発達と進路指導 第７回　教師による児童生徒理解の視点と援助の枠組み 第８回　教育相談とカウンセリング 第９回　カウンセリングの技法 第 10 回　教師におけるカウンセリング・マインド 第 11 回　具体的問題の理解と対応①　いじめの理解 第 12 回　具体的問題の理解と対応②　いじめへの対応のポイント 第 13 回　具体的問題の理解と対応③　いじめへの対応の具体例 第 14 回　具体的問題の理解と対応④　個人差に応じた対応の視点 第 15 回　まとめ：　学校における生徒指導の現状と課題（学修内容のふり返り） 定期試験
テキスト･参考図書･教材等	テキスト:文部科学省　２０１０　「生徒指導提要」 参考図書：授業内容にあわせて適宜紹介する 教材等：授業内容に関連する資料を適宜配付する
評価方法	①各回の学習目標についての理解：Moodle への課題提出により評価する(30%) ②毎回の予習課題の実施：Moodle への課題提出により評価する(30%) ③授業の到達目標についての理解：最終試験にて、授業全体の目標に関する到達度を評価する(40%) ④授業への参加姿勢（遅刻、欠席、参加態度が悪いなど、授業参加に対する姿勢を減点法で評価します）

準備学習等	基本的に毎回、学習のふり返り課題と予習課題を課します。課題はMoodle を通じて提出してもらいますが，次の回の授業で議題にすることがありますので，必ず参照できる形で持参してください。
受講上の注意、メッセージ	この授業では、生徒指導と教育相談に関する基礎的な概念や理論・方法について、テキストを中心とした学習を行います。また、その学習と並行して、読書課題や事例の検討を行い、実践的な内容を学びます。受講者の皆さん自身が実践(現場)に関心を持ち、基礎的な内容との関連を議論することによって理解することを期待します。受講上の注意事項は以下の 3 点です。 １．テキストを中心としますので、必ず指定されたテキストを準備しておいてください。 ２．課題の提出や自主学習の成果の共有には、e-learning システム（Moodle）を使用します。登録方法を初回にお伝えしますので、必ず登録し、指定された課題を行いながら授業に参加してください。 ３．この授業は、受講生の課題の実施状況や授業への積極的参加によって成り立つ「アクティブラーニング」形式です。ただ講義室に来るのではなく、参加するための態度や具体的準備を整えたうえで参加することが強く求められますので、留意してください。 ４．授業全体で一つの体系を学ぶよう構成しています。欠席可能回数という考え方はありません。欠席した回は、そのときの学習内容を補う努力を行なってください。但し、5 回以上の欠席で最終試験の受験資格がなくなりますので，注意してください。

【出典：『教育学部シラバス』】

資料５－２－③－Ｂ　シラバス検索システムのＵＲＬ

http://www.nara-edu.ac.jp/ADMIN/KYOUMU/syllabus.htm

資料５－２－③－Ｃ　シラバスの活用状況を示すアンケートの結果

授業評価アンケート「授業計画（シラバス）を読み理解しましたか？」の回答

	読んで理解した		読んだが良く理解できなかった		シラバスを読まなかった		シラバス自体がなかった		未回答	
H26 前期	4,599	49.1%	1,522	16.3%	3,012	32.2%	169	1.8%	64	0.7%
H26 後期	4,528	52.9%	1,465	17.1%	2,354	27.5%	170	2.0%	36	0.4%

【出典：平成 26 年度『授業評価アンケート』】

別添資料５－２－③－１　シラバス作成時のチェックリスト【出典：教育課程開発室（ＦＤ専門部会）作成資料】

別添資料５－２－③－２　シラバス記載モデル【出典：教育課程開発室（ＦＤ専門部会）作成資料】

【分析結果とその根拠理由】

シラバスはウェブ版を基本とし、学内外に公開している。検索機能も充実しており、学生は必要な授業を学内外から的確に探し出すことができる。項目や内容も踏まえ、教育課程の編成の趣旨に沿って適切に作成されてい

ると判断できる。また、シラバスの活用状況について、学生の授業評価アンケートでは改善の余地はあるものの、適切であると判断できる。

以上のことから、適切なシラバスが作成され、活用されていると判断する。

観点５－２－④：　基礎学力不足の学生への配慮等が組織的に行われているか。

【観点に係る状況】

平成 25 年度に基礎学力不足について、全教員にアンケート調査を行い、44 件の回答が得られた。そのうち、77%にあたる 34 件で学力不足を感じるとの回答が寄せられた。そこでは、文章力や一般常識、教科の内容についての知識不足等があげられている（別添資料５－ ２－ ④－１）。

このような基礎学力不足の学生への組織的な対応としては、まず１年生前期における「大学での学び入門」において、高校までの学習をふまえ、そこから大学での学び、すなわちさまざまな分野の学問・研究を深めるために必要な基礎的力、ベーシック・アカデミック・スキルを身につけることをめざし、大学における学びの方法の基礎（読解力・分析力・総合力・表現力など）を、各専修の専門性に則しつつ身につけるようにしている。

その他の取組としては、専修ごとに学生に必要な学力を身につけさせる工夫を行っている。たとえば、理科教育専修では基礎的な内容を教える科目から、より高度な内容を教える科目へと進めていく科目構成の中で必要なことをどこでどう教えるかを講座会議で検討し、授業の中でも高校レベルの内容を理解できているか確認するようにしている。また、家庭科教育専修では専修基礎ゼミにおいて３、４時間かけて基礎化学について解説をするようにする他、美術教育専修では卒展・修了展、上回生合宿研修等で、対外的な交渉能力、集団をまとめる力、学年間をつなぐ力を養成するように指導を行っている。

また、理数プログラムでは、その中の仲間、先輩・後輩、学生・教員といった関係性が強固なため、必要に応じて自発的に習熟度別、自主的な勉強会等の指導が行われている。たとえば、高校で習っていない科目があれば、学生が教員に相談し、研究室のゼミに参加したり独自に新しいゼミを立ち上げたり、３、４年次生や大学院生が指導に当たるなどの自主的な勉強会が行われている。教員もゼミのアドバイザーに入ったり、適切な助言をしたり、場合によっては予算措置の検討を行うなど、学生が困難を打破できるように指導を行っている（別添資料５－ ２－ ④－２）。

別添資料５－２－④－１　基礎学力不足アンケート結果【出典：平成 25 年 12 月教授会資料】
別添資料５－２－④－２　習熟度別のグループ指導や補習指導の実施【出典：教務課作成資料】

【分析結果とその根拠理由】

すべての専修において共通して指摘される日本語の読み書きの能力不足等については、初年次教育としての「大学での学び入門」において能力向上に取り組んでいる。また、専修ごとに求められる基礎学力の不足については、理科教育専修や家庭科教育専修などの取組に見られるように、専修ごとに対応している。さらに、理数プログラムのように、学生が自発的に取組を行い、教員がそれをサポートする体制をとっているものもある。

以上のことから、、基礎学力不足の学生への配慮等を組織的に行っていると判断する。

観点５－２－⑤：　夜間において授業を実施している課程（夜間学部や昼夜開講制（夜間主コース））を置いている場合には、その課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされ、適切な指導が行われているか。

【観点に係る状況】
該当なし。

【分析結果とその根拠理由】
該当なし。

観点５－２－⑥：　通信教育を行う課程を置いている場合には、印刷教材等による授業（添削等による指導を含む。）、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、適切な指導が行われているか。

【観点に係る状況】
該当なし。

【分析結果とその根拠理由】
該当なし。

観点５－３－①：　学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）が明確に定められているか。

【観点に係る状況】
本学では平成24年度に学部改組を行い、学校教育教員養成課程と総合教育課程を再編統合し、３つの専攻を持つ学校教育教員養成課程へと移行した。その際に、学則第16条（資料１－１－①－Ａ）の大学の目的を実現するため、改めてディプロマ・ポリシーを定めた（資料5－ 3－ ①－Ａ）。

資料5－ 3－ ①－Ａ　学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）

教育学部では、学生が豊かな人間性と高い教養を備え、教育の理論と実践に関する能力を有する教員あるいは教育者となるために、卒業までに次の力量を身につけることを求めます。

1. 学校教育を幅広く見渡し、柔軟に対応できる教育的力量
2. 専門的知識・技術を踏まえた授業・教育指導を行える実践的力量
3. 多様な子どもたちに対応できる臨床的力量
4. 現代的課題に対応できる社会的力量

【出典：最近改正　平成23年9月教育研究評議会、http://www.nara-edu.ac.jp/guide/feature/05_diploma_policy.html】

【分析結果とその根拠理由】
本学では、学則及び教育研究の目的に沿って、ディプロマ・ポリシーを定めている。
以上のことから、学位授与の方針を明確に定めていると判断する。

観点５－３－②：　成績評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、その基準に従って、成績評価、単位認定が適切に実施されているか。

【観点に係る状況】
成績評価基準は履修規則第16条に策定しており（資料５－３－②－Ａ）、「履修の手引」にその成績証明書への表示方法とともに示している（別添資料５－３－②－１）。成績評価基準のガイドラインについても策定している（別添資料５－３－②－２）。また、成績評価の妥当性、信頼性及び公平性の観点から、より具体的な取り扱いを「成績評価に関する申合せ」として策定している（別添資料５－３－②－３）。教育の目的に応じた具体的な評価方法は、授業への参加姿勢、レポート、作品、試験成績等について各授業科目のシラバスに記載されている（観点５－２－③）。シラバスは、全ての学生がウェブ上で学内外より閲覧することができる。これらの基準は、新入生オリエンテーションにおいても説明している。
また、同一科目を複数の教員で担当する場合は、全学生が受講する「教職入門」や「現代教師論」のように各教員があらかじめ定められた採点基準に従って評価をするなど、教員間で評価の差が出ないよう調整を図っている。

資料５－３－②－Ａ　奈良教育大学履修規則（第16条）

（成績評価等）
第１６条　成績評価は、Ａ(100-90)、Ｂ(89-80)、Ｃ(79-70)、Ｄ(69-60)及びＥ(59-0)の５段階の評語をもつて表し、Ａ、Ｂ、Ｃ及びＤを合格とし、単位を認定する。

【出典：奈良教育大学履修規則】

別添資料５－３－②－１　成績と単位の認定【出典：2015年『履修の手引』、p. 17】
別添資料５－３－②－２　成績評価基準のガイドライン【出典：平成27年３月教授会資料】
別添資料５－３－②－３　成績評価に関する申合せ

【分析結果とその根拠理由】
成績評価基準は、大学が組織として策定し、「履修の手引き」やオリエンテーションを通じて学生に周知している。個々の授業科目の具体的な評価方法は、担当の教員が作成するシラバスに示されている。また、成績評価は、基準に沿って５段階で適切に行われている。
以上のことから、成績評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、その基準に従って、成績評価、単位認定を適切に実施していると判断する。

観点５－３－③：　成績評価等の客観性、厳格性を担保するための組織的な措置が講じられているか。

【観点に係る状況】

「成績評価に関する申合せ」において、成績の評価方法等を定めるとともに、学生が成績評価に関する疑問点等について相談を申し入れることが出来る条項を設けている（別添資料５－３－②－３）。

具体的な相談の取り扱いは、「成績評価の相談に関する取扱い」により、授業担当教員による相談受付と、疑問点が解消しない場合の副学長（教育担当）による対応について定めている（別添資料５－３－③－１）。この制度を利用した相談は、平成22年度から26年度の間で５件あり、その内訳は「成績評価の妥当性への疑問、再評価」に関するものが４件、「レポート提出ミスに伴う再提出と、それによる再評価」に関するものが１件であった。前者については、成績相談に係る調査会を開催することにより対応し、後者については副学長（教育担当）による相談により対応している。

また、FD専門部会では、授業担当教員が異なる同一開講科目におけるGPC（グレード・ポイント・クラス：授業科目ごとに履修者の成績評価の合計を履修者数で除した値）の差やGPCが1.0以下の科目について把握している。その上で、平成25年度末には、成績評価基準のガイドラインの原案を作成し、この原案について教育課程開発室や教務委員会での審議を経て教授会で審議・承認された。

別添資料５－３－③－１　成績評価の相談に関する取扱い

【分析結果とその根拠理由】

本学では、成績評価に係る評価基準と疑問点についての相談の体制等について定めており、疑問がある場合には授業担当教員と副学長（教育担当）が対応することにしている。また、授業担当教員が異なる同一開講科目におけるGPCの差やGPCが1.0以下の科目について把握し、成績評価基準のガイドラインも策定している。

以上のことから、成績評価等の客観性、厳格性を担保するための組織的な措置が講じられていると判断する。

観点５－３－④：　学位授与方針に従って卒業認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、その基準に従って卒業認定が適切に実施されているか。

【観点に係る状況】

学位授与方針に従って、卒業認定基準は学則第70条及び第74条に策定しており（資料５－３－④－Ａ）、「履修の手引」に示されている（別添資料５－３－④－１）。この「履修の手引」は、全学生に配布している。この基準は、新入生オリエンテーションにおいても説明している。

卒業判定として、必要単位数を満たしているかが基準となり、教授会の議に付される。特に卒業論文に関しては、「卒業論文規則」及び「学位論文及び卒業論文の審査項目等について」を策定し、指導教員と関連教員による合議による厳正な合否判定を行っている（資料５－３－④－Ｂ）（別添資料５－３－④－２）。その上で、所定の修学年数在学し、卒業要件単位数を修得した者に学士（教育学）の学位を授与している（資料５－３－④－Ａ）。

資料５－３－④－Ａ　国立大学法人奈良教育大学学則（第70条、第74条）

（卒業に必要な単位数）
第７０条　卒業に必要な単位数は、１３４単位以上とする。
２　履修及び卒業論文に関し、必要な事項は、別に定める。

（卒業の認定）

第７４条　学部に４年以上在学し、第７０条に定める単位を修得した者については、教授会の議を経て、学長が卒業を認定する。

【出典：国立大学法人奈良教育大学学則】

資料５－３－④－Ｂ　奈良教育大学卒業論文規則（第７条）

（卒業論文の評価）
第７条　卒業論文の評価は、指導教員が関係教員と合議のうえ行う。
２　卒業論文の審査には、口頭試問をあわせ加えることがある。

【出典：奈良教育大学卒業論文規則】

別添資料５－３－④－１　卒業要件等【出典：2015 年『履修の手引』、p. 23】
別添資料５－３－④－２　学位論文及び卒業論文の審査項目等について【出典：教務委員会作成資料】

【分析結果とその根拠理由】

卒業認定基準は学則に策定しており、明確に提示された履修すべき科目・取得すべき単位数を満たした学生について、教授会で卒業の可否の判定が下される。

以上のことから、学位授与方針に従って卒業認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、その基準に従って卒業認定を適切に実施していると判断する。

＜大学院課程（専門職学位課程を含む。）＞

観点５－４－①：　教育課程の編成・実施方針が明確に定められているか。

【観点に係る状況】

教育学研究科（修士課程）では、「豊かな人間性と高度の専門的教養を備え、教育の理論と実践に関する優れた能力を有する教員あるいは教育者を養成」することを目的とし、平成22年度にカリキュラム・ポリシーを明文化し、カリキュラムを編成してきた。また、教育学研究科（専門職学位課程）でも、「目指すべき教師像を明確に持ちながら、自らの課題を設定し、それを学問的成果と教育実践との往還を通じて解決する力、さらに自らの教育活動（教育実践）を常に振り返りつつ、継続的に実践の改善ができる力を備えた教員の養成」を目的とし、同様に平成22年度に明文化し、カリキュラムを編成してきた（資料５－４－①－A)。

資料５－４－①－Ａ　大学院の教育課程編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）

【修士課程の教育課程編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー)】

1.共通科目では、現代の教育及び社会の諸課題に対する理解を深めるとともに、これらの課題を科学的に把握し、主体的に対応する力量を育みます。

2.専修専門科目では、学校教育または教科教育に関する諸科学の内容についての理解を深めるとともに、これらの内容を理論的・実践的に創造していく力量を育みます。

3.課題研究及び修士論文作成では、共通科目及び専修専門科目で学んだことを統合し、自らの課題意識に即して研究を進める力量を育みます。

【専門職学位課程の教育課程編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー)】

1.共通科目では、現代の教育課題に理論と実践の往還を通して対応する力量を育みます。

2.演習科目では、学校実践の場で、実践研究を個人的・組織的かつ具体的に進める力量を育みます。

3.実習科目では、学校実践の場で有効となる授業力・学級経営力・学校の組織的な取組に関与していく実践的力量を育みます。

4.研究科目では、個人の興味・関心や所属する組織のニーズに即して、課題解決に向けて計画的・組織的に取り組む力量を育みます。

5.深化を図る科目では、多角的な視点から教育課題に挑む力量を育みます。

【出典：平成22年11月教育研究評議会制定、http://www.nara-edu.ac.jp/guide/feature/05_diploma_policy.html】

【分析結果とその根拠理由】

カリキュラム・ポリシーは、教育学研究科（修士課程）及び（専門職学位課程）両課程共に、本学の教育研究上の目的に沿って定められている。

以上のことから、教育課程の編成・実施方針が明確に定められていると判断する。

観点５－４－②：　教育課程の編成・実施方針に基づいて、教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準が授与される学位名において適切なものになっているか。

【観点に係る状況】

修士課程は、学校教育専攻（３専修）と教科教育専攻（９専修）の２専攻からなる。修了要件単位数は30単位であり、修了者には教育学の学位を授与している。全体を通じて、カリキュラム・ポリシーと修士の学位取得の要件を満たすため、教育課程は５つに分類された科目（「課程共通科目」「専攻共通科目」「専修専門科目」「自由選択科目」「課題研究」）で構成されている（資料５－４－②－A）。

「課程共通科目」では、教育研究の学問的基礎力と現代的な教育課題への対応力を有する教員・教育者に必要な専門性を目指している。学校教育の今日的課題を捉え、また各大学院生の研究課題と関連づけられる内容を広い分野にわたり提供している。これは、全員必修（１年次）である。

「専攻共通科目」では、所属専攻学生必修（１年次）とし、各専攻内の各専修を横断する内容を取り上げ、研究方法の習得を図っている。

上記の科目を土台として、大学院生は教育の現代的課題に研究と実践の両面から対峙し、自らの専門性を深めるように配慮されている（資料５－４－②－Ｂ）。

そして「専修専門科目」では、各専修内容を支える各学問の先端的な内容を体系的に提供しつつ、常に理論と実践を往還できるように配慮している。

また「自由選択科目」では、学生の興味・関心に応じて履修できる機会を用意している。これらの科目によってそれぞれの専修ごとでの専門領域での教育が提供されている。

さらに、研究指導として「課題研究」を課し、修士論文の基本的審査項目（資料５－４－②－Ｃ）を満たすことを意識しながら、個別の研究指導はもとより、集団的な研究指導の機会も設定している（資料５－４－②－A）。

専門職学位課程では、目指すべき教師像を明確に持ちながら、自らの課題を設定し、それを学問的成果と教育実践との往還を通じて解決する力、 さらに自らの教育活動を常に振り返りつつ、継続的に実践の改善ができる力を備えた教員を育成することを目的としている。そのために、教育課程の内容は、「獲得したい資質能力目標」及び「目指すべき教師像」を基に配列されている（資料５－４－②－D）。

具体的には、次のような３層構造の教育課程編成を行い、学びの成果をポートフォリオにまとめ、表現するようにしている（資料５－4－②－Ｅ）。

まず第１層として、広く学校教育に責任を持つ研究教養を身につけ、自分の選んだ教師像に確かに近づいていくために、「体系的な教育課程の編成及び必置５領域」（「専門職大学院に関し必要な事項について定める件」（平成15年文科省告示第53号））の内容を保障する「共通科目」群を設けている。５領域のそれぞれに４科目を配置し、各領域の内容を深め、また関心に応じて大学院生が選択できるように配列している。

次に第２層として、実践と理論をつなぎ、職能成長に寄与できる実践研究の方法の獲得を支援する演習科目を内包した「実践科目」群を設けた。「実習科目」として「学校実践（Ⅰ～Ⅳ）」を用意し、また、実習科目に準じた授業科目として「演習科目（アクションリサーチ、ポートフォリオ、ケース・スタディ、授業省察、授業力（基礎・応用）演習）」を設けている。さらに、「研究科目」として「課題研究」及び「実践理論研究」を用意している。研究指導として「課題研究」を課し、個別の研究指導はもとより、集団的な研究指導の機会も設定している。課題研究を通じて作成される学位研究報告書作成の修士論文の基本的審査項目（資料５－４－②－Ｆ）についても、毎年教職大学院会議で確認後、院生に配付し、説明をしている。

最後に第３層として、自分の選んだ教師像に近づき、より質の高い専門性と自信を持ち、その後の成長にさらなる見通しが持てるように、「深化を図る科目」群を設けた。現代的な教育課題に即し、共通科目と実践科目での学びをより深め、大学院生の個人の関心に対応していくために、「教材教具開発」など、関連８科目を配している。

資料５－４－②－Ａ　奈良教育大学大学院修士課程履修規則（第３条、第４条）

（授業科目）
第３条　授業科目は、修士課程共通科目、専攻共通科目、専修専門科目（学校教育科目、教科教育科目、教科科目）及び課題研究から成る。
２　開設授業科目及び単位数は、別表のとおりとする。
（履修単位及び履修方法等）
第４条　学生は、各専攻・専修の修学方法に応じて、授業科目からそれぞれ次の単位数以上を履修しなければならない。
一　修士課程共通科目　２単位
二　専攻共通科目　２単位
三　専修専門科目　１６単位
四　自由選択科目　６単位
五　課題研究　４単位
２　専修専門科目１６単位については、各専攻・専修により次のとおりとする。
一　学校教育専攻教育科学専修･教育心理専修にあっては、教科教育科目２単位を必修とし、専攻内の他専修４単位を含むことができる。
二　学校教育専攻教育臨床・特別支援教育専修にあっては、教科教育科目２単位を含み、他専修４単位を含むことができる。
三　教科教育専攻にあっては、専修内の教科教育科目６単位を必修とし、専攻内の他専修４単位を含むことができる。
３　自由選択科目については、自己の研究の目的に応じて専攻・専修の別にかかわらず自主的に履修修得できる。
４　課題研究については、研究指導教員と専修関係教員の指導助言により課題を定めて研究を行うが、必要に応じて関係教員の指導のもとに附属学校(園)、次世代教員養成センター等の協力を得ることができる。

【出典：奈良教育大学大学院修士課程履修規則】

資料５－４－②－Ｂ　修士課程共通科目・専攻共通科目

区　分		授　業　科　目　名	開講期	単位
修士課程共通科目	修士課程共通	現代における学校教育の課題	前期	2
専攻共通科目	学校教育専攻	学校教育研究方法論	後期	2
		子ども理解特論（特別な支援を必要とする子ども）	後期	2
	教科教育専攻	教科授業研究特論	前期	2

【出典：2014 年『大学院教育学研究科修士課程学生便覧』、p8、11】

資料５－４－②－Ｃ　修士論文の基本的審査項目

A）課題	研究テーマを選んだ動機とその意義付けが明確か
B）手法	目的達成のための手法が適切か
C）結果	研究結果の記述が適切か
D）議論	得られた結果の解釈が論理的か
E）引用	関連する研究の評価や引用が適切か
F）到達	得られた成果に学術的意義があるか
G）示唆	研究結果に社会的・教育的示唆があるか

【出典：『大学ホームページ（成績評価の方法等について）』
URL: http://www.nara-edu.ac.jp/campus_life/academic_affairs/acquisition/assessment.html】

資料５－4－②－Ｄ　３つの目指すべき教師像（資質能力目標）

①「授業者・教科指導の専門家」としての教師
- 学級経営や生徒指導を踏まえて多様な授業（教育）方略を立て、評価し、授業改善に取り組むことのできる教師。
- 専門的な知識、技能等を実践の場で多面的に生かし、教科の面白さや有用性を伝えることのできる教師。

②「生徒指導・カウンセリングの専門家」としての教師
- 生徒理解、生徒指導の多様な方法を知っており、実践の場に活かすことができる教師。
- カウンセリング、キャリアガイダンスに関する知見を活かして、児童生徒・保護者、同僚に支援できる教師。

③「スクールリーダー」としての教師
- 児童生徒・保護者、同僚にも自分の指導方針についてわかりやすく説明できる教師。
- 学校教育の改革推進、調査研究推進にかかわって、教職員のリーダーになれる教師。

【出典：『大学ホームページ（3つの教師像）』　URL：http://www.nara-edu.ac.jp/PDS/trait/index.html】

資料５－4－②－Ｅ　教職大学院における開設授業科目及び単位数

科目区分		授業科目	修了要件等
共通科目	教育課程の編成及び実施に関する領域	①「カリキュラム類型」（2単位） ②「教育課程の評価と改善」（2単位） ③「特色あるカリキュラム開発」（2単位） ④「教育課程と特別活動」（2単位）	18単位以上（各領域から1科目2単位以上必修）
	教科等の実践的な指導方法に関する領域	①「ポートフォリオによる評価と学びの連動」（2単位） ②「授業方法と学習形態の工夫(ITの活用を含む)」（2単位） ③「教材開発と教材化」（2単位） ④「授業設計と評価」（2単位）	
	生徒指導及び教育相談に関する領域	①「ピア・サポート実践論」（2単位） ②「生徒指導・学校教育臨床」（2単位） ③「学級づくりと集団づくり」（2単位） ④「キャリア教育実践論」（2単位）	
	学級経営及び学校経営に関する領域	①「学級・学校経営実践論」（2単位） ②「学校組織とアカウンタビリティ」（2単位） ③「ミドルリーダーの役割とメンターリングの手法」（2単位） ④「組織で進める学校評価・校内研修」（2単位）	
	学校教育と教員の在り方に関する領域	①「学習指導と教師の役割」（2単位） ②「地域とつくる学校」（2単位） ③「教育の歩みと現在の教育政策」（2単位） ④「学校危機管理論」（2単位）	
実践科目	演習科目	①　アクションリサーチ（1単位） ②　ポートフォリオ（1単位） ③　ケース・スタディ（1単位） ④　授業省察（1単位） ⑤　授業力基礎演習（1単位） ⑥　授業力応用演習（1単位）	5単位必修 （ストレート院生＊は①～⑤） （現職院生は①～④と⑥）

	実習科目	①「学校実践Ⅰ」(2 単位) ②「学校実践Ⅱ」(2 単位) ③「学校実践Ⅲ」(4 単位) ④「学校実践Ⅳ」(4 単位)	12 単位必修
	研究科目	①「課題研究」(2 単位) ②「実践理論研究」(1 単位)	3 単位必修
深化を図る科目		①「教材教具開発」(2 単位) ②「子ども理解と教育」(2 単位) ③「生活指導実践論」(2 単位) ④「特別支援教育実践論」(2 単位) ⑤「子どもと保護者の心をつかむコミュニケーション実践論」(2 単位) ⑥「教師の成長とアセスメント」(2 単位) ⑦「小学校英語とそのコーディネーション」(2 単位) ⑧「感性を育む授業実践」(2 単位)	8 単位以上(選択)

【出典：『奈良教育大学大学院専門職学位課程履修規則』　別表】

＊ストレート院生とは、学士課程を終えた後、就職経験を持たず、そのまま大学院に進学をした院生を指している

資料５－４－②－Ｆ　学位研究報告書の基本的審査項目

評価項目		評価規準	
[1]	課題研究：教育現場の課題に関して，実践Ⅳでその研究成果を明らかにしている。	①	課題：教育現場と関わる実践的な課題を選び，その意義付けも明確か
		②	引用：関連する先行研究（実践を含む）を把握しているか
		③	手法：目的達成のための手法は適切か
		④	結果：得られた証拠から妥当な結論を引き出しているか
		⑤	汎用：現場復帰後，得られた成果を現場，あるいは県などに対して寄与できるか
[2]	課題研究：実践Ⅲ等の経験から見出された教育現場の課題に関して，実践Ⅳ等でその研究成果を明らかにしている。	①	課題：教育現場と関わる実践的な課題を選び，その意義付けも明確か
		②	引用：関連する先行研究（実践を含む）を把握しているか
		③	手法：目的達成のための手法は適切か
		④	結果：得られた証拠から妥当な結論を引き出しているか
		⑤	汎用：得られた成果は一つの教科だけではなく，複数の教科等にわたって普及させることができるか
[3]	課題研究：実践Ⅲ等の経験から見出された教育現場の課題に関して，実践Ⅳ等でその研究成果を明らかにしている。	①	課題：教育現場と関わる実践的な課題を選び，その意義付けも明確か
		②	引用：関連する先行研究（実践を含む）を把握しているか
		③	手法：目的達成のための手法は適切か
		④	結果：得られた証拠から妥当な結論を引き出しているか
		⑤	汎用：得られた成果を次の実践に繋げ，普及させることができるか
共通	上の[1]～[3]に加えて，学期毎のポートフォリオの「身につけた資質能力」の記述が，次の５点を満たしている。	①	目的：選択した教師像を深めているか
		②	広範：選択した教師像以外に意義深い波及があるか
		③	省察：他者評価を踏まえた適切な内省を行っているか
		④	継続：ポートフォリオの記述を継続し，学びの歩みを説明できるか
		⑤	発展：自らの学びの長短所を確認し，修了後の学びを展望しているか

学位研究報告書のスタイルごとの評価項目の組み合わせ（10項目で評価）		
スタイルⅠ	現職院生	教育現場の課題に関して実践Ⅳで取り組み，成果が出せた場合＝[1]＋共通
スタイルⅡ	小学校教員志望院生	【教師像１の院生】 自分の実践に関わる経験から課題を発見し，実践をフィールドに追究し，成果が出せた場合＝[2]＋共通
		【教師像１以外の院生】 自分の実践に関わる経験から課題を発見し，実践をフィールドに追究し，成果が出せた場合＝[3]＋共通
スタイルⅢ	中･高等学校教員志望院生	自分の実践に関わる経験から課題を発見し，実践をフィールドに追究し，結果が出た場合＝[3]＋共通

【出典：教職大学院作成資料】

【分析結果とその根拠理由】

修士課程は、カリキュラム・ポリシーと修士の学位取得の要件を満たすため、教育課程は体系的に編成されている。また教育現場の実態を踏まえた多様な課題や要請に応えるべく、より教育実践に関わるカリキュラムに改革されており、内容・水準とも修士（教育学）として適切である。

専門職学位課程は、その目的に沿い、「共通科目」群、「実践科目」群、「深化を図る科目」群という３層構造の体系的な教育課程を編成している。各科目群においては、獲得したい資質能力目標を達成するのに相応しい授業科目を配置しており、内容・水準とも教職修士として適切である。

以上のことから、教育課程の編成・実施方針に基づいて、教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準が授与される学位名において適切なものになっていると判断する。

観点５－４－③：　教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮しているか。

【観点に係る状況】

学生・社会からの要請を踏まえた配慮として、修士課程では、少人数教育により、個々の大学院生のニーズにそれぞれ対応するとともに、授業アンケートなどを実施し、個々の授業改善を通じて、教育課程の改善に結びつけている。そして、入学時の大学院生の教員免許状取得希望に配慮して、学部授業科目の履修制度を設けている（資料５－４－③－A）。また、奈良女子大学との学生交流協定、近畿地区５大学単位互換に関する協定による単位互換も実施している（資料５－４－③－B）。

さらにまた、学校心理士や臨床発達心理士などの教育に関連する各種資格を取得できるようにしている（資料５－４－③－C）。

専門職学位課程においては、先にも述べたが、学生の多様なニーズに応えられるよう３つの目指すべき教師像（資質能力目標）をカリキュラム・フレームワークに位置づけ、到達すべき教育実践力の獲得を目指した教育課程の編成を行っている。そして学生のニーズに応じて、修士課程の科目も履修できるようにしている。

小学校教諭１種免許状を有しない学生を対象として、「小学校教員免許取得プログラム」を開設している（資料５－４－③－D）。

また、このプログラムとは別の制度として、在学中に８単位まで学部の授業科目を履修できる制度「科目等履修制度」を設けている。

研究成果（学術の発展動向）の反映として、大学院における授業では、両課程とも教員自らの研究成果を紹介し、研究の目的・過程・得られた成果の意義を大学院生に理解させるよう図っている。教育実践研究の成果を授業に取り入れること、及び実践研究の場での体験を通じての大学院生の課題意識の高揚に努めている（資料５－４－③－E）。

各種採択事業の教育への反映として、本学大学院は、これまで文部科学省の事業等（「学校問題ネットワーク構築による大学院教育」「実習到達度を明確にした実践的指導と評価法」「実践的高度理科教員養成のための大学院教育プログラムの開発」）に採択され、その成果を大学院の教育へ反映させている（資料５－４－③－F）。

社会からの要請への対応として、修士課程では、「新理数プロジェクト（地域の学校園及び保護者と取り組む新理数科教育システムの開発）」の一環として、例えば①奈良県東部に位置する曽爾村との連携により、曽爾村立曽爾中学校・曽爾小学校での教育実践活動を行っている。②全国初の理数科のみを持つ高校である青翔高校、およびそれに併設された青翔中学校と連携し、課題探求型の授業へサポーターとして参加し、自身の理数科の指導力の向上に努めている。③生物科学、農業、ものつくりを特色する山辺高校の主に放課後活動のサポートに入り、特に、高校生自らが地元の地域の中学校・小学校で授業を実践する活動を支援している。

このように院生と教員が共に学校のニーズに応えて実践研究を進め、その成果を大学院生の実践力育成にも反映させている。

専門職学位課程では、３つの目指すべき教師像（資質能力目標）（資料５－4－②－D）に基づく規準の設定においては、県教育委員会、市教育委員会、退職校長の代表者を招いて毎年２月に協議を行い、レベルの設定にあたっては、奈良県教育委員会や同市教育委員会の関係課にも意見を貰いながら検討を重ねてきた。この様に、教育課程編成は、教育委員会を中心とした社会からの要請を踏まえたものとなっている。

資料５－４－③－Ａ　奈良教育大学大学院履修規則（第５条）

（学部科目の履修）
第５条　学生は、当該専攻・専修の研究上有益となる場合に限り、奈良教育大学教育学部において開設する授業科目を履修することができる。
２　前項の規定に基づき履修し修得した単位は、第４条１項の各号に掲げる単位数には含めないものとする。
３　第１項の学部授業科目の履修については別に定める。

【出典：奈良教育大学大学院履修規則】

資料５－４－③－Ｂ　大学間単位互換協定一覧（大学院教育）

制　　度	協　　定　　校
奈良教育大学と奈良女子大学との間における学生交流協定	奈良女子大学及び奈良教育大学
近畿地区５大学単位互換協定	滋賀大学、京都教育大学、大阪教育大学、和歌山大学及び奈良教育大学（計５大学）

【出典：教務課作成資料】

資料５－４－③－Ｃ　取得可能な教員免許状・資格

取得可能な教員免許状・資格　Available Teaching Certificates and Qualifications

学校教育教員養成課程

▶ 幼稚園教諭一種　▶ 小学校教諭一種
▶ 中学校教諭一種（国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、技術、家庭、英語）
▶ 高等学校教諭一種（国語、地理歴史、公民、数学、理科、音楽、美術、保健体育、工業、家庭、英語、情報※1、書道※1）
▶ 特別支援学校教諭一種（「知的障害者に関する教育の領域」「肢体不自由者に関する教育の領域」「病弱者に関する教育の領域」）
▶ 養護教諭一種

総合教育課程（平成 24 年度より学部改組により募集停止）

▶ 中学校教諭一種（社会、数学、理科、美術）
▶ 高等学校教諭一種（地理歴史、公民、数学、理科、美術、書道、情報）

※1 平成 24 度以降入学者のみ。　※2 平成 23 度以前入学者は“教育・発達基礎コース”。

大学院【修士課程、専門職学位課程】

取得しようとする専修免許状にかかる一種免許状を有する場合、必要な単位を修得すれば所属専攻・専修に応じた専修免許状の取得が可能です。

取得可能な資格

▶ 社会教育主事　▶ 学校図書館司書教諭
▶ 保 育 士（教育発達専攻※2 幼年教育専修の学生に限る）
▶ 博物館の学芸員　▶ スポーツ指導者
▶ 認定心理士（教育発達専攻※2 心理学専修の学生に限る）
▶ 教育支援人材
（こどもパートナー・こどもサポーター〈学校活動支援〉・こどもサポーター〈バルシューレ〉）
▶ 学校心理士申請のための基礎資格
（大学院修士課程　教育心理学専修の学生に限る）
▶ 臨床発達心理士申請のための基礎資格
（大学院修士課程　教育臨床・特別支援教育専修の学生に限る）

【出典：2014 年『大学概要』取得可能な教員免許状・資格、ｐ．9】

資料５－４－③－Ｄ　長期在学コース　小学校教員免許取得プログラム

長期在学コース 小学校教員免許取得プログラム

本学教職大学院においては、小学校教諭１種免許状を有しない学生を対象として、３年又は４年コース「小学校教員免許状取得プログラム」を開設しています。

学年	コース内容
3年コース	1年次に小学校教諭１種免許状取得に必要な授業科目を履修した後、2年次、3年次において、通常の教職大学院の教育課程を履修します。
4年コース	1・2年次に小学校教諭１種免許状取得に必要な授業科目を修得した後、3年次、4年次において、通常の教職大学院の教育課程を履修します。

※両コースとも修学期間に応じた授業料が必要です。

※3年または4年の長期在学コースに入学すると、小学校1種の教員免許状を修得することができます。
（修学期間は、中高免許があれば3年、なければ4年です。

【出典：大学ホームページ「小学校教員免許取得プログラム」http://www.nara-edu.ac.jp/PDS/program/index.html】

資料５－４－③－Ｅ　教育実践研究の授業への反映例

学校経営改善特論	教育財政学	「新政権の教育政策と財政の問題点」、『日本教育政策学会年報』18号、74-82頁、八月書館、2011年7月
政治学演習（市民教育と体験学習）	政治学・政治思想	参加民主主義論者のサービス・ラーニング論―ボランティア学習の政治思想的基礎（単著）、「政治思想研究」第3号、169-188, 政治思想学会、2003年
教材教具開発	教材開発	1)「水車から広がる学び」に関する学習プログラムの開発、日本産業技術教育学会誌第55巻第1号、pp.53-60、2013年 2)中学校「技術・家庭科」におけるタブレット型情報端末を活用したミニ四駆の指導、奈良教育大学教職大学院研究紀要「学校教育実践研究」No.5、pp.71-76、2013年 3)文部科学省検定済教科書〈技術723〉準拠 技術・家庭 学習指導書 内容編A、共同執筆、pp5-132、エネルギー変換に関する技術、開隆堂出版株式会社、2012年
保育学特論	家庭科教育保育分野・保育学	1)乳児との対面時における女子学生のマザリーズ出現、第21/第1, 21-29、応用教育心理学研究、2004 2)乳児との接触未経験学生のあやし行動：音声・行動分析学的研究、第17/第2, 138-147、発達心理学研究、2006 3)乳児への絵本読み聞かせ時における女子大学生の言葉かけと行動レパートリー、第24/第1, 3-10、応用教育心理学研究、2007 4)保育士養成課程における学生の不安軽減を目指した授業実践の検討－乳児保育に対する学生意識調査－、第46, 39-42、湊川短期大学紀要、2010 5)女子大学生における乳児へのあやし行動：乳児との接触経験による違い、第21/第2, 192-199、発達心理学研究、2010 6)児童の乳児きょうだいへの発話に関する研究 －家庭観察データからの検討－、第21, 139－147、教育実践開発研究センター研究紀要、2012
教育臨床心理学特論	教育臨床心理学	A simulation of rule-breaking behavior in public places. Social Science Computer Review, 32(4), 439-452. 2014 (Sage publications) / 「人間や社会に対する考え方の基礎を養う」授業の効果に対する実験的検討　教育心理学研究, 58(2), 198-211.2010 (日本教育心理学会)
教育心理学演習	教育心理学	The effects of social memories in autobiographical elaboration on incidental memory . 54, 412-417、Japanese Psychological Research, 2012
音楽教育史	日本音楽教育史・アジア音楽教育史	１）「関於日本人教師議論植民地台湾公学校唱歌教育教材之諸問題―以「折衷」論及「郷土化」論為焦点」（和訳：「日本人教師が植民地台湾公学校の唱歌教材をめぐる諸問題についての考察―「折衷」と「郷土化」の議論を中心に」）『台湾音楽研究』第3期、中華民国民族音楽学会（台湾）、45-60頁、2006 ２）「植民地台湾・朝鮮・満州の唱歌教科書についての初歩的研究――歌詞内容と調性の比較分析を中心に」『日本植民地・占領地の教科書に関する総合的比較研究－国定教科書との異同の観点を中心に－』「平成18年度～20年度科学研究費補助金（基盤研究（B））研究成果報告書」（研究代表者：宮脇弘幸）、315-333頁、2009（共著者：孫芝君） ３）「ウオク・ヤタウユカナ(高一生)の作品のルーツを探って―植民地台湾の音楽教育と先住民音楽の観点を通して―」『奈良教育大学紀要』第60巻第1号（人文・社会）、95-105頁、2011 ４）「民族音楽学者桝源次郎再考―日本とインドの間の足跡を辿る―」『奈良教育大学紀要』第62巻第1号（人文・社会）、97-104頁、2013年
代数学特論	代数学分野	`On a category of cofinite modules which is Abelian',, Mathematische Zeitschrift, (2011) Vol. 269, Issue 1, 587--608 (独国).

【出典：教務課作成資料】

資料５－４－③－Ｆ　各種事業等の授業への反映例

事業名	目的と内容と反映内容
「学校問題ネットワーク構築による大学院教育」 文部科学省「平成 19 年度専門職大学院等教育推進プログラム 」	学力不振、いじめ、問題行動など、学校内外で生じている子どもたちが直面する様々な困難や課題に対応するために、学校内・学校間においては勿論のこと、地域の関係機関とも緊密に連携し、深刻な学校問題の解決にあたるプランナー、コーディネーターとしての力（素地）を持った教員を育成するためのフィールド体験・調査活動をベースとした教育プログラムを開発するもの。 大学院と小中学校と地域教育関係機関が連携するネットワークを確立し、その中で院生に連携して課題解決にあたる経験をさせる。そして各学校で、この体験及び築いたネットワークを用いて学校問題に取り組める見通しと力の育成をめざしている。教職大学院の実践理論研究という科目として位置付いている。
「実習到達度を明確にした実践的指導と評価法」 文部科学省「平成２０年度高度専門職業人の養成を目指す文部科学省のプログラム」	学部卒業生、社会人、現職教員と多様な力量と背景を持った教職大学院生の「教育実習」について、有効な指導法とそこでの学びを評価するためのルーブリック（評価判断基準）を開発するもの。 この成果は，授業力評価表や教育実習の評価基準などに反映され、教職大学院の実習科目「学校実践Ⅰ」「学校実践Ⅱ」「学校実践Ⅲ」「学校実践Ⅳ」の評価を連携協力校とする際に有効活用されている。
「実践的高度理科教員養成のための大学院教育プログラムの開発」 文部科学省概算要求「平成 23 年度特別教育研究経費」	学部に続く大学院教育プログラムの積みあげを行い、学部・大学院を見通したプログラムに発展させた。 例えば，【曽爾サテライト】奈良県東部に位置する曽爾村との連携により、曽爾村立曽爾中学校・曽爾小学校での教育実践活動を行っている。サマースクール、学力向上合宿、ウインタースクールを共催し、山間部の僻地教育の理解、学生企画の授業、現職教員・保護者との協働、学力向上支援、等を継続的に実施している。最近は、近隣の御杖村立御杖小学校・中学校も部分参加している。

【出典：教務課作成資料】

【分析結果とその根拠理由】

修士課程では、学生の多様なニーズ等は組織的に把握し、カリキュラム変更等で対応している。また、学部授業科目の履修制度を設け、他大学との単位互換制度も充実させている。授業内容から、研究成果や学術の発展動向に深く関わった授業が展開されており、社会的要請に応じて、院生と教員が共に学校のニーズに応えて実践研究を進め、その成果を大学院の授業にも反映させている。さらに、学校心理士や臨床発達心理士など、社会的要請の高い教育に関連する各種資格を取得できるよう、教育課程と内容を設定している。

専門職学位課程では、学生の多様なニーズに応えられるようなカリキュラム・フレームワークの構築を行うとともに、「小学校教員免許取得プログラム」や学部の「科目等履修制度」を設けている。授業内容から、研究成果や学術の発展動向等に深く関わった授業が展開されており、各種事業の成果も反映させている。さらに、教育委員会を中心とした社会からの要請を踏まえて教育課程を構築した経緯を持っている。

以上のことから、教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮していると判断する。

観点５－５－①：　教育の目的に照らして、講義、演習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法が採用されているか。

【観点に係る状況】

授業形態の組合せとして、両課程の授業は、講義（修士課程 69.9%、専門職学位課程 30.4%）と演習（修士課程 28.5%、専門職学位課程 56.5%）が中心となっている（資料５－５－①－Ａ）。

修士課程の授業は、ほぼすべてが少人数の授業であり、それぞれ学習指導の工夫の上、適切に実施されている。講義においても「考える力」と「表す力」を鍛える対話型授業や、研究成果に基づく新しい教材による教育現場での授業実践につながる授業が多く展開されている。

専門職学位課程では、各科目群においては、獲得したい資質能力目標を達成するのに相応しい授業科目を配置しており、講義・演習・実習という科目の特性を考慮した適切な授業形態の組み合わせを行っている。

学習指導法の工夫として、両課程とも、学生が主体的に、また協同的に学ぶ積極的な学生参加のための方法を工夫している（資料５－５－①－Ｂ）。

修士課程では、特色ある教育の一例として、学際的・教科横断的教育をフィールドワーク等の形態も含めて教授する授業が積極的に進められている。専門職学位課程では、特色ある教育の一例として、実習科目「学校実践Ⅰ～Ⅳ」がある。「学校実践Ⅰ」及び「学校実践Ⅱ」は、それぞれ連携協力校である公立の小学校、中学校の取組に参加し、子どもの見取りの仕方、授業・学級経営の方法、学校の仕事を学ぶ。「学校実践Ⅲ」は、研究を希望する学校種の教員助手として参加し、各場面における対応の方法を学ぶ。「学校実践Ⅳ」は、研究目的に沿って、学校で実践研究を行う。そして毎週金曜日に当該の実習校に１年を通じて、スクールサポートに入り、実習の期間中では体験できないことを、学校の職員の立場から体験できる機会を設けている。

また、実習科目と研究科目をつなぐ授業科目として「演習科目」（アクションリサーチ、ポートフォリオ、ケース・スタディ、授業省察）を設け、第一人称で自分の実践を省察し実践力をつけていく機会を設けている。

資料５－５－①－Ａ　授業形態別開講授業数、少人数授業実施割合（修士課程と教職修士）（平成 26 年度）

	修士課程		専門職学位課程	
授業形態	コマ数	割合	コマ数	割合
講義	86	69.9%	7	30.4%
演習	35	28.5%	13	56.5%
実験	1	0.8%	0	0.0%
実習	1	0.8%	3	13.0%
合計	123	100.0%	23	100.0%
※うち、少人数授業（10 名以下）	119	96.7%	8	34.8%

【出典：教務課作成資料】

資料５－５－①－Ｂ　積極的な学生参加のための方法

授業科目名	授業において主体的な取組（アクティブラーニング等）を促す取組内容
音楽教育史	与えている教材内容に関連する時代や用語などを自ら調べ、毎週発表してもらっている。
学級・学校経営実践論	P･B･L（プロジェクト・ベースド・ラーニング）を取り入れ、プロジェクトチームとして「理想の学校作り」をテーマに学校経営グランドデザインや学校要覧作りに取り組ませている。さらに、作成した学校経営グランドデザインや学校要覧を用いて仮想の「入学者説明会」をチームロールプレイで実施することを前提とすることによって、主体的、協働的な学びを促している。
組織で進める学校評価・校内研修	P･B･L（プロジェクト・ベースド・ラーニング）を取り入れ、プロジェクトチームとして「学校評価を学校改善に生かす」をテーマに学校評価計画や学校関係者アンケート作りに取り組ませている。さらに、作成した学校評価計画等を用いて仮想の「学校評価委員会」をチームロールプレイで実施することを前提とすることによって、主体的、協働的な学びを促している。
ピア・サポート実践論	ピア・サポートトレーニングを通し、学生が主体的に学びを深め、様々な援助スキルを理解し、教育への具体的導入について理解する。

【出典：教務課作成資料】

【分析結果とその根拠理由】

各専攻の研究分野の特性に応じた授業方法を取り入れ、また学生が授業へ主体的参加できるための方法の工夫、適切な学習指導法を採用している。また授業形態の組合せのバランスは適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされている。

以上のことから、教育の目的に照らして、講義、演習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法が採用されていると判断する。

観点５－５－②：　単位の実質化への配慮がなされているか。

【観点に係る状況】

両課程共通に、単位の実質化への配慮としては、年度始めの履修ガイダンスや各教員によるオフィスアワー等を利用した履修指導、授業時間外の学習を奨励する課題の提示等を行っている。

修士課程では、共通科目等の多人数授業においては複数教員による対応、少人数授業においては演習形式による授業展開を進めるなど、個々の授業科目のレベルで単位の実質化につながるような配慮を行っている。

専門職学位課程では、履修登録の上限を年間 38 単位に設定しており（資料５－５－②－Ａ）、各年次に亘って適切に授業科目を履修させるよう配慮している。

次に単位認定に関わっては、両課程とも、単位の実質化への配慮として、大学院設置基準の趣旨を踏まえ、半期 15 週を確保し、定期試験等の期間を含め、35 週を確保した学年暦を決定している。授業１単位につき標準 45 時間の学修を要することを学則に明記し（資料５－５－②－Ｂ）、入学時のオリエンテーション及び年度はじめの

履修指導で説明している。１単位の授業時間は、講義・演習においては15時間、実験・実習及び実技は30時間と定めている。残りの30時間ないし15時間は自主学習に取り組むよう指導している。自主学習への配慮として、学生に対して、履修登録前のオリエンテーション時に自主学習に取り組むよう指導するとともに、シラバスに「自学自習についての情報」という項目を設け、全学的に自学自習を促している。

また、前・後期の授業回数が15回分確保できるように、半期の授業期間（試験週を除く）を15週間とするとともに授業曜日の振替を行うなど、学習の時間確保に努めている。

資料５－５－②－Ａ　奈良教育大学大学院専門職学位課程履修規則（第７条）

（履修できる単位数の制限）
第７条　履修科目の登録は、年間３８単位を上限とする。

【出典：奈良教育大学大学院専門職学位課程履修規則】

資料５－５－②－Ｂ　国立大学法人奈良教育大学学則（第４１条）

（単位制）
第４１条　授業科目の履修は単位制とする。
２　授業科目の単位数は、1単位の授業科目を４５時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により計算するものとする。
一　講義及び演習については、１５時間から３０時間の授業をもって１単位とする。
二　実験、実習及び実技については、３０時間から４５時間の授業をもって１単位とする。

【出典：国立大学法人奈良教育大学学則】

【分析結果とその根拠理由】

両課程とも、単位の実質化への配慮として、大学院設置基準の趣旨を踏まえ、半期15週を確保し、定期試験等の期間を含め、35週を確保した学年暦を決定しているほか，単位数にかかわる基本的事項を掲載し，全大学院生に配付している。また、予習、復習などの学習が必要となる演習形式の授業を多く取り入れているほか、授業時間外の学習を促すためにレポートの提出やポートフォリオへの記載（専門職学位課程）を課すなどの取組を行っている。また、履修ガイダンスやオフィスアワーなどにおいて、自主学習の必要性の説明を行っている。

以上のことから、単位の実質化への配慮がなされていると判断する。

観点５－５－③：適切なシラバスが作成され、活用されているか。

【観点に係る状況】

修士課程及び専門職学位課程では、「シラバス作成時のチェックリスト・シラバス記載モデル」（別添資料５－２－③－１、２）により、本学教員による講義について、すべての授業科目の情報（授業概要、授業の到達目標、授業計画、参考図書、自習学習についての情報、評価方法）がシラバスにより提供されている。そして、それぞれの内容に即したフォーマットでシラバスを作成し、週単位の取組についても詳述し、改善し充実してきている。また、ホームページ上に掲載し、学内外からも検索・閲覧できるシステムを構築している。

シラバス活用状況については、平成26年度の結果によると、修士課程及び専門職学位課程それぞれ①読んで理解した（75.2%）②読んだがよく理解できなかった（10.6%）となっており、85.8%といったほとんどの学生が利

用していることがわかる（資料５－５－③－A）。

資料５－５－③－A　「大学院授業評価アンケート調査」 より

Q３．授業計画（シラバス）を読み理解しましたか？

１．読んで理解した　２．読んだがよく理解できなかった　３．シラバスを読まなかった
４．シラバス自体がなかった

［回答集計結果］
【前　期】
１．270 名（71.2%）　２．47 名（12.4%）　３．60 名（15.8%）
４．2 名　(0.5%)　（計 379 名）
【後　期】
１．197 名（81.4%）　２．19 名（7.9%）　３．26 名（10.7%）
４．0 名　(　0%)　（計　242 名(未回答１名を除く)）
【合　計】
１．467 名（75.2%）　２．66 名（10.6%）　３．86 名（13.8%）
４．2 名　(0.3%)　（計　621 名(未回答１名を除く)）

【出典：平成 26 年度『大学院授業評価アンケート』(抜粋)】

【分析結果とその根拠理由】

シラバスには、授業概要・授業の到達目標・授業計画とともに、参考図書及び自学自習についての情報や評価方法も記載することとなっており、ホームページ上に掲載し、授業選択に際し必要な情報を得ることができる。シラバス作成率は非常に高く、掲載内容も改善されている。 学生のシラバス利用率は８割以上であり、活用されている。

以上のことから、適切なシラバスが作成され、活用されていると判断する。

観点５－５－④：　夜間において授業を実施している課程（夜間大学院や教育方法の特例）を置いている場合には、その課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされ、適切な指導が行われているか。

【観点に係る状況】

修士課程では、現職教員等に対する教育を積極的に果たすことを目的に、昼夜開講制度を設けている。この制度には、「１年次フルタイム・２年次定期通学方式」（第 14 条特例）及び「夜間コース」があり、夜間コース大学院生のために、平日の夜間に各２時限の授業を開講している（資料５－５－④－A）。また、夜間コースの学生は、休業期間中の昼間に開催される集中講義も受講できる。履修者数は、資料５－５－④－Bのとおりである。

このほか、現職教員等で２年間の標準修業年限での履修が困難な場合、２年分の授業料で最長４年間の長期履修を認める「長期履修学生制度」を設けている。

また、現職教員のニーズに応えるため、昼間の大学院生と交流が図れるよう、修士課程共通科目を土曜日にも開講するなどの改善を図っている。

履修指導に関しては、入学時のオリエンテーションから夜間コース大学院生のための履修計画の指導を行う機

会を設けている他、現職大学院生の勤務状況に応じて個別指導の時間を適宜設定するなど指導学生に対する配慮を行っている。また、大学院生が在学中に教員に採用された場合に、在学途中から夜間コースでの履修を可能にするなど、学生のニーズに対応できる体制をとっている。

資料５－５－④－Ａ　国立大学法人奈良教育大学学則（第88条）

（現職教員等の学生の履修方法の特例）
第８８条　大学院設置基準（昭和４９年文部省令第２８号）第１４条及び大学院設置審査基準要項の五教育方法等の(二)の趣旨に基づき、現職教員等である学生は、履修方法の特例として、次の方法により授業及び研究指導を受けることができる。
一　第１年次は、在職校における勤務を離れて学業に専念し、通常の形態による授業及び研究指導を受け、第２年次は在職校に復帰し、授業及び研究指導を受けることができる。
二　在職校に在籍し、１１、１２時限（１８：００～１９：３０）及び１３、１４時限（１９：４０～２１：１０）に開講される授業及び研究指導を受けることができる。
２　この特例は、専修領域の特性等を考慮し、その研究教育上の効果が期待されると認められた場合に適用される。
３　第１項第一号の特例の適用を受けようとする学生は、入学当初に研究指導教員の承認を得て教授会に願い出て、その許可を受けなければならない。
４　第１項第二号の特例の適用を受けようとする学生は、入学当初又は学期当初に研究指導教員の承認を得て教授会に願い出て、その許可を受けなければならない。
５　第１項第一号の特例の許可を受けた学生は、第２年次は、週１回以上定期的に通学し、授業及び研究指導を受け、合計６単位以上を修得しなければならない。

【出典：国立大学法人奈良教育大学学則】

資料５－５－④－Ｂ　夜間コース履修者数等

（単位:人）

	修士課程学生数	うち現職教員	うち夜間コース履修者	
			人数	対現職教員比
平成２２年度	121	19	15	78.9%
平成２３年度	125	16	13	81.3%
平成２４年度	145	15	13	86.7%
平成２５年度	131	16	12	75.0%
平成２６年度	111	17	11	64.7%

【出典：教務課作成資料】

【分析結果とその根拠理由】

修士課程では昼夜開講制度を設けており、「１年次フルタイム・２年次定期通学方式」（第14条特例）及び「夜間コース」がある。夜間コース大学院生のために、平日夜間の授業を開講しているほか、休業期間中の昼間に開催される集中講義も受講できる。このほか、長期履修学生制度も設けている。

また、現職大学院院生の勤務状況に応じて適宜個別指導の時間を設けるなど、適切な指導を行っている。

以上のことから、夜間コースに在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされ、適切な指導が行われ

ていると判断する。

観点５－５－⑤：　通信教育を行う課程を置いている場合には、印刷教材等による授業（添削等による指導を含む。）、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、適切な指導が行われているか。

該当なし

観点５－５－⑥：　専門職学位課程を除く大学院課程においては、研究指導、学位論文（特定課題研究の成果を含む。）に係る指導の体制が整備され、適切な計画に基づいて指導が行われているか。

【観点に係る状況】

研究指導教員については、学則第89条に基づきその決定を行っている（資料５－５－⑥－A）。具体的には、院生の研究関心などから専攻ごとに会議で研究指導教員の決定がなされ、４月の教授会で報告され承認される。研究指導教員は、「課題研究」（４単位）を院生に課して毎週の時間割に位置づけ、責任ある指導を行っている。この毎週の研究指導とともに、専攻を中心とした複数教員による研究指導を行っている（別添資料５－５－⑥－１）。審査委員会委員のメンバーは専攻および専修の教員であり、最終審査の以前から複数指導体制で院生の研究指導に当たっている。この個別の研究指導はもとより、専攻・専修を単位として「テーマ発表会」、「中間発表会」及び「最終発表会」等、修士論文作成の節目において集団的な研究指導の機会を設定している。また修了認定については、学則第90条に基づき、専攻および専修での審査後、教授会に報告し審議をし、学位認定を行っている。

転専攻・転専修制度も研究指導を懇切に行うための制度である（資料５－５－⑥－B）。これは、大学院生の研究計画の変更に柔軟に対応するため、より適した専門分野への変更の機会を保障する制度である。

資料５－５－⑥－A　国立大学法人奈良教育大学学則（第89条、第90条）

（研究指導教員）
第８９条　学長は、学生の入学後、教授会の議を経て、研究指導教員を定める。
（課程の修了）
第９０条　修士課程に２年以上在学し、第８６条第２項に定める単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ学位論文を提出して、その審査及び最終試験に合格した者については、教授会の議を経て、学長が修士課程の修了を認定する。
２　修士課程に在学する者で優れた業績を上げたものに係る修士課程の修了の認定については、前項中「２年」とあるのは「１年」として同項の規定を適用する。
３　第１項に定める学位論文は、専攻の種類に応じ、研究指導教員の許可を得て、作品及び関連論文をもって代えることができる。

【出典：国立大学法人奈良教育大学学則】

資料５－５－⑥－B　奈良教育大学大学院修士課程転専攻及び転専修に関する規則（第２条～第７条）

（資格）
第２条　転籍を志望できる者は、原則として修士課程共通科目を修得している者とする。
（出願手続）

第３条　転籍を志望する者は、所定の期日（前期転籍については２月末日、後期転籍については８月末日）までに次に掲げる書類を教務課へ提出しなければならない。
一　転専攻・転専修志願票
二　単位修得証明書
（試験）
第４条　転籍の試験は、学力検査（実技を含む。）及び面接とする。
２　学力検査の科目は、各専修で指定する。
（転籍の時期）
第５条　転籍の時期は、学期の始めとする。
２　転籍を許可された者の受入れ年次は、現年次を継承するものとする。
（既修得単位の認定）
第６条　転籍を許可された者の既修得単位の取扱いについては、「既修得単位に関する取扱要領」を準用し、教務委員会の議を経て教授会が行うものとする。
（定員）
第７条　転籍を認める場合は、各専修ごとに若干名とする。

【出典：奈良教育大学大学院修士課程転専攻及び転専修に関する規則】

別添資料５－５－⑥－１　平成 26 年度学位論文審査委員会審査委員名簿【出典：平成 27 年１月教授会資料】

【分析結果とその根拠理由】

研究指導については、学則や履修規則等に明文化されている。毎週の「課題研究」による個別の研究指導に加え、集団的な研究指導を行っている。また、大学院生の研究計画の変更に柔軟に対応することなどを目的とした「転専攻・転専修制度」も設けている。

以上のことから、専門職学位課程を除く大学院課程においては、研究指導、学位論文に係る指導の体制が整備され、適切な計画に基づいて指導が行われていると判断する。

観点５－６－①：　学位授与方針が明確に定められているか。

【観点に係る状況】

両課程は、資料５－６－①－Ａ　学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）を定め、それに基づいて学位授与を行っている。

修士課程では、これまで教育目的に照らして、所定の修了要件を満たし、教育の理論と実践に関する優れた能力を得たものに対し、修士（教育学）の学位を授与してきた。

また専門職学位課程では、その教育目的に照らして、所定の修了要件を満たし、教職に関する高度で専門的な知識と実践的指導力を統合的に有するものに対し、教職修士（専門職）の学位を授与してきた。

資料５－６－①－Ａ　学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）

（１）修士課程

修士課程においては、学生が豊かな人間性と高度の専門的教養を備え、教育の理論と実践に関する優れた能力を有する教員あるいは教育者となるために、修了までに次の力量を身につけることを求めます。

1. 教育に関わる高度専門職業人としての理論的・実践的力量
2. 学校教育または教科教育に関する諸科学について、専門性を深めることができる研究的力量

3. 広い視野に立って現代の教育及び社会の諸課題に対応できる社会的力

（２）専門職学位課程

専門職学位課程においては、学生が学部段階で身につけた資質能力を基盤に、より実践的な指導力・展開力を備え、学校づくりの有力な一員となり得る新人教員、あるいは地域や学校における指導的役割を果たし得る教員等として不可欠な確かな指導理論と優れた実践力・応用力を備えたスクールリーダーとなるために、修了までに次の力量を身につけることを求めます。

1. 学校教育における諸課題に対して組織的に解決できる力量

2. 教科指導と生徒指導を一体化させて個に応じた指導ができる力量

【出典：平成22年11月教育研究評議会制定、:http://www.nara-edu.ac.jp/guide/feature/05_diploma_policy.htmll】

【分析結果とその根拠理由】

修士課程及び専門職学位課程の両課程でそれぞれディプロマ・ポリシーを定めている。

以上のことから、学位授与方針が明確に定められていると判断する。

観点５－６－②:　成績評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、その基準に従って、成績評価、単位認定が適切に実施されているか。

【観点に係る状況】

修士課程では、成績評価基準を、修士課程履修規則第５条に規定しており（資料５－６－②－Ａ）、「大学院学生便覧」に記載して周知している。また、成績評価の妥当性、信頼性及び公平性の観点から、より具体的な取り扱いを「成績評価に関する申合せ」として策定している。個々の授業単位での具体的な評価方法の詳細は、シラバスに記載しているが、多くはレポート、発表内容等から総合的に評価している。

上記の基準に基づき行われた成績評価の分布は、たとえば26年度の前期で見ると、B(89-80)レベルに相当する3.0以上から4未満が98人中64人と一番多い結果となっている（資料５－６－②－Ｂ）。

修了要件単位数は、履修規則に定めている（資料５－４－②－Ａ）。そのほか、入学前の既修得単位の認定、現職教員の学生の履修方法の特例について学則に定めている（資料５－６－②－Ｃ）。修了認定については、学則及び学位規則に規定しているほか、「学位論文及び卒業論文の審査項目等について」を策定している。修了認定は、修了要件の科目と単位数の認定基準に従い、教務委員会の議を経た後に教授会において審議・議決する。

なお、これら修了要件に係る学生への周知は、「大学院学生便覧」への掲載及び入学時のオリエンテーションにより行っている。

専門職学位課程では、その成績評価基準を、専門職学位課程履修規則に規定しており（資料５－６－②－Ｄ）、「教職開発専攻（教職大学院）学生便覧」に記載して周知している。また、成績評価の妥当性、信頼性及び公平性の観点から、より具体的な取扱いを「成績評価に関する申合せ」として策定している。個々の授業単位での具体的な評価方法は、シラバスに記載している。「共通科目」と「深化を図る科目」は、試験及びレポートなどによる評価を中心とし、「実践科目」（演習科目、実習科目、研究科目）は、ポートフォリオなどによる評価を中心としている。なお、評価に関わっては、「アセスメントガイド」に基づいて行っている（資料５－６－②－Ｅ）。

上記の基準に基づき行われた成績評価の分布は、たとえば26年度の前期で見ると、B(89-80)レベルに相当する3.0以上から4未満が36人中19人と一番多い結果となっている（資料５－６－②－Ｆ）。

修了要件単位数は、学則及び大学院履修規則に定めている（資料５－６－②－Ｇ）。そのほか、入学前の既修得

単位の認定、現職教員の学生の履修方法の特例について学則に定めている。修了認定については、学則に規定されている（資料５－６－②－H）。修了認定は、修了要件の科目と単位数の認定基準に従い、教務委員会の議を経た後に教授会において審議・議決する。

これら修了要件に係る学生への周知は、学生便覧への掲載（資料５－６－②－Ｉ）及び入学時のオリエンテーションにより行っている。

資料５－６－②－A　奈良教育大学大学院修士課程履修規則（第５条）

（成績評価等）
第５条　成績評価は、A（100-90）、B（89-80）、C（79-70）、D（69-60）及びE（59-0）の５段階の評語をもつて表し、A、B、C及びDを合格とし、単位を認定する。

【出典：奈良教育大学大学院修士課程履修規則】

資料５－６－②－B　成績評価分布表（修士課程）（平成 26 年度前期）

ＧＰＡ	4.0	3.0 以上	2.0 以上	1.0 以上	1.0 未満	合計
分布数（割合）	22	64	9	2	1	98

（単位:人）

（注）学部に準じた GPA の暫定値。ｸﾞﾚｰﾄﾞ･ﾎﾟｲﾝﾄA=4・B=3・C=2・D=1・E=0 として、次の計算式で算出。

GPA=[（科目の単位数）×（その科目で得たｸﾞﾚｰﾄﾞ･ﾎﾟｲﾝﾄ）]の総和 ／（履修登録した単位数の総和）

【出典：教務課作成資料】

資料５－６－②－C　国立大学法人奈良教育大学学則（第８６条の２～第８８条）

（成績評価基準等の明示等）
第８６条の２　修士課程は、学生に対して、授業及び研究指導の方法及び内容並びに一年間の授業及び研究指導の計画をあらかじめ明示するものとする。
２　修士課程は、学修の成果及び学位論文に係る評価並びに修了の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。
（教育内容等の改善のための組織的な研修等）
第８６条の３　修士課程は、当該修士課程の授業及び研究指導の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。
（入学前の既修得単位の認定）
第８７条　修士課程において教育上有益と認めるときは、学生が本学修士課程に入学する前に大学院（外国の大学院を含む。）において履修した授業科目について修得した単位（大学院の科目等履修生として修得した単位を含む。）を、本学修士課程入学後の授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。
２　前項の規定により修得したものとみなすことのできる単位数は、１０単位を超えないものとする。
３　前２項に定めるもののほか、既修得単位の認定に関し、必要な事項は、別に定める。
（現職教員等の学生の履修方法の特例）
第８８条　大学院設置基準（昭和４９年文部省令第２８号）第１４条及び大学院設置審査基準要項の五教育方法等の(二)の趣旨に基づき、現職教員等である学生は、履修方法の特例として、次の方法により授業及び研究指導を受けることができる。
一　第１年次は、在職校における勤務を離れて学業に専念し、通常の形態による授業及び研究指導を受け、第２年次は在職校に復帰し、授業及び研究指導を受けることができる。

二　第１年次、第２年次とも、在職校に在籍し、１１、１２時限（１８：００～１９：３０）及び１３、１４時限（１９：４０～２１：１０）に開講される授業及び研究指導を受けることができる。
２　この特例は、専修領域の特性等を考慮し、その研究教育上の効果が期待されると認められた場合に適用される。
３　特例の適用を受けようとする学生は、入学当初に研究指導教員の承認を得て教授会に願い出て、その許可を受けなければならない。
４　第１項第一号の特例の許可を受けた学生は、第２年次は、週１回以上定期的に通学し、授業及び研究指導を受け、合計６単位以上を修得しなければならない。

【出典：国立大学法人奈良教育大学学則】

資料５－６－②－D　奈良教育大学大学院専門職学位課程履修規則（第９条）

（成績評価等）
第９条　成績評価は、A(100-90)、B(89-80)、C(79-70)、D(69-60)及びE(59-0)の５段階の評語をもつて表し、A、B、C及びDを合格とし、単位を認定する。

【出典：奈良教育大学大学院専門職学位課程履修規則】

資料５－６－②－E　アセスメントガイドについて

「アセスメントガイド」とは、院生の申告に基づいて、カリキュラム・フレームワークに基づいて決めた各科目の目標（獲得を目指す３つの目標のレベル）に即して、その獲得が達成されたかどうかを、授業者と受講者が互いに確認し、その他者評価と自己評価に役立てるガイドである。授業者は、講義科目において、アセスメントハンドブックに基づいて、評価を行い、受講者が目指している能力獲得に説明責任をもって指導できるようにする。

【出典：『奈良教育大学大学院教育学研究科教職開発専攻（教職大学院）設置計画書』設置の趣旨等を記載した書類】

資料５－６－②－F　成績評価分布表（専門職学位課程）（平成 26 年度前期）

ＧＰＡ	4.0	3.0 以上	2.0 以上	1.0 以上	1.0 未満	合計
分布数 (割合)	6	19	9	2	0	36

（単位:人）

(注) 学部に準じた GPA の暫定値。ｸﾞﾚｰﾄﾞ･ﾎﾟｲﾝﾄA=4・B=3・C=2・D=1・E=0 として、次の計算式で算出。

GPA=[（科目の単位数）×（その科目で得たｸﾞﾚｰﾄﾞ･ﾎﾟｲﾝﾄ）]の総和 ／ （履修登録した単位数の総和）

【出典：教務課作成資料】

資料５－６－②－G　奈良教育大学大学院専門職学位課程履修規則（第３条、第４条）

（授業科目）
第３条　授業科目は、共通科目、実践科目（演習科目、実習科目、研究科目）、深化を図る科目から成る。
２　開設授業科目及び単位数は、別表のとおりとする。
（履修単位及び履修方法等）
第４条　学生は、授業科目からそれぞれ次の単位数以上を履修しなければならない。
一　共通科目　　１８単位（各領域２単位以上必修）
二　実践科目　　１９単位
三　深化を図る科目　　８単位

【出典：奈良教育大学大学院専門職学位課程履修規則】

資料５－６－②－Ｈ　国立大学法人奈良教育大学学則（第91条の３～91条の12）

（授業科目、単位及び他大学との連携）
第９１条の３　専門職学位課程の授業科目及び単位数は、奈良教育大学大学院専門職学位課程履修規則に定める。
２　専門職学位課程の学生は、奈良教育大学大学院専門職学位課程履修規則に基づき、４５単位以上（高度の専門的な能力及び優れた資質を有する教員に係る実践的な能力を培うことを目的として小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び幼稚園（以下「小学校等」という。）で行う実習に係る１２単位を含む。）を履修しなければならない。
３　専門職学位課程において教育上有益と認めるときは、学生が本学専門職学位課程に入学する前の小学校等の教員としての実務の経験を有する者について、８単位を超えない範囲で、前項に規定する実習により修得する単位の全部又は一部を免除することができる。
４　専門職学位課程において教育上有益と認めるときは、他の大学の大学院とあらかじめ協議のうえ、学生が当該他の大学の大学院の授業科目を履修することを認めることができる。
５　前項の規定により履修した授業科目については、第３項の規定により免除する実習の単位数と合わせて２２単位を超えない範囲で、本学専門職学位課程において単位を修得したものとみなすことができる。
（成績評価基準の明示等）
第９１条の５　専門職学位課程は、学生に対して、授業の方法及び内容並びに一年間の授業の計画をあらかじめ明示するものとする。
２　専門職学位課程は、学修の成果及び学位研究報告書に係る評価及び修了の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。
（入学前の既修得単位の認定）
第９１条の７　専門職学位課程において教育上有益と認めるときは、学生が本学専門職学位課程に入学する前に大学院（外国の大学院を含む。）において履修した授業科目について修得した単位（大学院の科目等履修生として修得した単位を含む。）を、本学専門職学位課程入学後の授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。
２　前項の規定により修得したものとみなすことのできる単位数は、第９１条の３第３項の規定により免除する実習の単位数及び第９１条の３第５項の規定により本学専門職学位課程において単位を修得したものとみなす単位数と合わせて２２単位を超えないものとする。
３　前２項に定めるもののほか、既修得単位の認定に関し、必要な事項は、別に定める。
（現職教員の学生の履修方法の特例）
第９１条の８　大学院設置基準（昭和４９年文部省令第２８号）第１４条及び大学院設置審査基準要項の五教育方法等の(二)の趣旨に基づき、現職教員である学生は、履修方法の特例として、第１年次は、在職校における勤務を離れて学業に専念し、通常の形態による授業及び指導を受け、第２年次は在職校に復帰し、授業及び指導を受けることができる。
２　この特例は、その研究教育上の効果が期待されると認められた場合に適用される。
３　特例の適用を受けようとする学生は、入学当初に指導教員の承認を得て教授会に願い出て、その許可を受けなければならない。
４　第１項の特例の許可を受けた学生は、第２年次は、週１回以上定期的に通学し、授業及び指導を受け、合計７単位以上を修得しなければならない。
（課程の修了）
第９１条の１１　専門職学位課程に２年以上在学し、第９１条の３第２項に定める単位数を修得し、学位研究報告書の審査及び最終試験に合格した者については、教授会の議を経て、学長が専門職学位課程の修了を認定する。
（学位の授与）
第９１条の１２　専門職学位課程を修了した者に対し、学長は教職修士（専門職）の学位を授与する。
２　学位の授与に関し、必要な事項は、別に定める。

【出典：国立大学法人奈良教育大学学則】

資料５－６－②－Ⅰ　教職大学院学生便覧における修了要件に係る記載内容

８　学位研究報告書の提出
　教職開発専攻（専門職学位課程）を修了するためには、所定の単位を修得した後、学位研究報告書（ポートフォリオを含む）について、教職開発専攻内の教員をもって構成する審査委員会の審査を受けなければなりません。
　学生は、修了年度の１月 20 日午後５時までに学位研究報告書１編（正本１部、副本必要部数）を教務課大学院担当に提出しなければなりません。
　なお、上記指定日が、土曜日又は日曜日の場合、その直後の月曜日とします。

【出典：2014 年『大学院教育学研究科教職開発専攻学生便覧』、p. 9】

【分析結果とその根拠理由】

修士課程では、その成績評価基準を、修士課程履修規則で定め、「大学院学生便覧」に記載して周知している。また、より具体的な「成績評価に関する申合せ」を策定している。個々の授業単位の具体的な評価方法は、シラバスに記載されている。また、この基準に基づき行われた成績評価の分布は、妥当と言える。

修了認定等については、学則等に規定されており、「大学院学生便覧」への掲載及び入学時のオリエンテーションにより周知されている。修了認定は、組織的に厳格に実施されている。

専門職学位課程では、成績評価基準を、専門職学位課程履修規則で定め、「大学院学生便覧」に記載して周知している。また、より具体的な「成績評価に関する申合せ」を策定している。個々の授業単位の具体的な評価方法は、シラバスに記載されている。また、この基準に基づき行われた成績評価の分布は、妥当と言える。

修了認定等については学則等に規定されており、学生便覧への掲載及び入学時のオリエンテーションにより周知されている。

以上のことから、成績評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、その基準に従って、成績評価、単位認定が適切に実施されていると判断する。

観点５－６－③：　成績評価等の客観性、厳格性を担保するための組織的な措置が講じられているか。

【観点に係る状況】

成績評価等の正確さを担保するための措置については、個々の科目の具体的な成績評価基準は各授業のシラバスに示されている。そして両課程とも「成績評価に関する申合せ」において、成績の評価方法等を定めるとともに、学生が成績評価に関する疑問点等について相談を申し入れることが出来る条項を設けている（別添資料５－３－②－３）。

具体的な相談の取り扱いは、「成績評価の相談に関する取扱いについて」により、授業担当教員による相談受付と、疑問点が解消しない場合の副学長（教育担当）による対応について定めている（別添資料５－３－③－１）。

【分析結果とその根拠理由】

成績評価に係る評価基準と疑問点についての相談の体制等について定めており、授業担当教員と副学長（教育担当）が対応する体制としている。

以上のことから、成績評価等の客観性、厳格性を担保するための組織的な措置が講じられていると判断する。

観点５－６－④：　専門職学位課程を除く大学院課程においては、学位授与方針に従って、学位論文に係る評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、適切な審査体制の下で、修了認定が適切に実施されているか。

また、専門職学位課程においては、学位授与方針に従って、修了認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、その基準に従って、修了認定が適切に実施されているか。

【観点に係る状況】

修士課程の学位論文の評価に係る基本方針や評価基準として「修士論文の基本的審査項目」を策定している（資料５－４－②－Ｃ）。主に、研究指導教員等が担当している「課題研究」において、各院生に論文作成の指導を行う際に、学位論文の評価の観点及び評価に係る基本方針を学生便覧やホームページ等でも示している。

学位論文の審査体制については、学位規則に定めている（資料５－６－④－Ａ）。学位論文の審査委員主査は研究指導教員があたり、審査と試験は主査を含む３名から４名の教員で実施している。審査にあたり、必要があると認めたときは、教授会の議を経て、審査協力者として他の大学院その他の研究機関等の教員等の協力を得ることができる。学位の認定は、審査委員会から提出された学位論文の審査結果並びに最終試験の成績に基づき、教務委員会の議を経た後に教授会で審議、議決する。この結果が学長に報告される。

専門職学位課程の学位授与と関わる学位研究報告書の評価に関わる基本方針と評価基準としては、学位研究報告書の基本的審査項目を策定している（資料５－４－②－Ｆ）。これを用いて、オリエンテーションと説明会を開催し周知している。

学位研究報告書の審査体制については、学位規則に定めている（資料５－６－④－Ａ）。学位研究報告書の審査委員主査は指導教員があたり、審査と試験は主査を含む３名から４名の教員で実施している。学位の認定は、審査委員会から提出された学位研究報告書の審査結果並びに最終試験の成績に基づき、教務委員会の議を経た後に教授会で審議、議決する。この結果が学長に報告される。

資料５－６－④－Ａ　奈良教育大学学位規則（第３条～第６条）

（修士課程の審査及び最終試験）
第３条　学長は、第２条の学位論文等を受理したときは、教授会に当該学位論文等の審査及び最終試験の実施を付託するものとする。
２　教授会は、前項の付託を受けたときは、研究指導教員を含む修士課程担当の教員３名以上をもって構成する審査委員会を設置し、これに当該学位論文等の審査及び最終試験を実施させるものとする。
３　審査委員会に主査１名及び副査２名以上を置くものとする。主査は研究指導教員をもって充て、副査はその他の審査委員をもって充てるものとする。
４　審査委員会が当該学位論文の審査にあたり、必要があると認めたときは、教授会の議を経て、審査協力者として他の大学院その他の研究機関等の教員等の協力を得ることができるものとする。
５　最終試験は、口述又は筆記により行うものとする。
（専門職学位課程の審査）
第３条の２　学長は、第２条の２に定める学位研究報告書を受理したときは、教授会に学位研究報告書の審査の実施を付託するものとする。
２　教授会は、前項の付託を受けたときは、当該専攻内の教員の中から３名以上をもって構成する審査委員会を設置し、これに学位研究報告書の審査及び最終試験を実施させるものとする。
３　最終試験は、口述又は筆記により行うものとする。
（教授会への報告）
第４条　審査委員会は、学位論文等の審査及び最終試験を終了したときは、その結果を教授会に様式第１号により報告しなければならない。
２　審査委員会は、学位研究報告書の審査及び最終試験を終了したときは、その結果を教授会に様式第１号

の２により報告しなければならない。
（議決）
第５条　教授会は、前条の報告に基づき、修士及び教職修士の学位の授与について議決する。
２　前項の議決には、出席構成員の３分の２以上の賛成を必要とする。
（審査結果の報告）
第６条　教授会は、前条の規定により、修士の学位授与に関する議決を行ったときは、その氏名及び学位論文審査の要旨、最終試験の結果を、文書をもって学長に報告しなければならない。
２　教授会は、前条の規定により、教職修士の学位授与に関する議決を行ったときは、その氏名及び学位研究報告諸の審査の要旨及び結果を、文書をもって学長に報告しなければならない。
３　学長は、前条の議決を得られなかった者には、学位を授与できない旨を通知する。

【出典：奈良教育大学学位規則】

【分析結果とその根拠理由】

修士課程においては、学位論文に係る評価基準を組織的に策定しており、論文作成の指導を行う際に、学位論文の評価の観点及び評価に係る基本方針を示している。そして審査体制は学位規則に規定されており、研究指導教員を含む修士課程担当の教員３名以上をもって構成する審査委員会を設置し、学位論文の審査に当たっている。

専門職学位課程においても、学位研究報告書に係る評価基準を組織的に策定しており、報告書作成の指導を行う際に、その評価の観点及び評価に係る基本方針を示している。そして審査体制は学位規則に規定されており、研究指導教員を含む専門職学位課程担当の教員３名以上をもって構成する審査委員会を設置し、学位の審査に当たっている。

以上のことから、修士課程においては、学位授与方針に従って、学位論文に係る評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、適切な審査体制の下で、修了認定が適切に実施されていると判断する。また、専門職学位課程においては、学位授与方針に従って、修了認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、その基準に従って、修了認定が適切に実施されていると判断する。

（２）優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

＜学士課程＞

○　初年次教育として、近年の学生の基礎学力不足に対応するため、「大学での学び入門」において、高校までの学習をふまえ、そこから大学における学びの方法の基礎（読解力・分析力・総合力・表現力など）を、各専修の専門性に則しつつ身につけるようにしている。また、１年生前期の「教職入門」と後期の「現代教師論」では、これまでの「学ぶ側」から「教える側」への意識の転換を促すとともに、教職への職業意識を高めることを目指している。さらに、２年生では「教育実習スタートアップ」で３年生が行っている教育実習を実際に見学することにより、教育実習への心構えを促すよう工夫をしている。

○　テレビ会議システムを活用した京阪奈三教育大学双方向遠隔授業により、本学の講義室にいながら、他の２大学から発信される特色ある授業科目を受講できるようにし、教養教育を充実させることにつながっている。

○　平成 21 年度から 26 年度にかけて、採択された文部科学省概算要求「特別教育研究経費」事業の取組の成果は教養科目から専門科目まで多くの授業に反映されており、学生の学びを深めるとともに、学生や社会のニーズに応えることにつながっている。

○　教員として必要な資質能力の育成を教育課程に反映させることを目的として、「カリキュラム・フレームワー

ク」を構築し、これに照らした科目の配列原理を明確化している。この配列原理に基づいて教育課程を構築することで、学生にとっては卒業までに獲得すべき資質能力目標に照らして、各授業科目から何を学び、どのような資質能力を身につけたかを自覚することができる。

○　シラバスに「準備学習等」の項目を設け、学生に必要な準備学習等について示すことにより、単位の実質化を積極的に進めている。

＜大学院課程＞

○　修士課程の教育目的「豊かな人間性と高度の専門的教養を備え、教育の理論と実践に関する優れた能力を有する教員あるいは教育者を養成」、並びに専門職学位課程の教育目的「目指すべき教師像を明確に持ちながら、自らの課題を設定し、それを学問的成果と教育実践との往還を通じて解決する力、さらに自らの教育活動（教育実践）を常に振り返りつつ、継続的に実践の改善ができる力を備えた教員の養成」に沿ってそれぞれ教育課程の編成方針をカリキュラム・ポリシーとして定めている。

○　修士課程、専門職学位課程の両課程で、ディプロマ・ポリシーを定めている。

○　修士課程では、教育実践に関する授業科目を充実させ、専門職学位課程では、教科内容に関わる実践的内容が反映された授業科目を設置するなど、学生や社会からの強い要望に配慮している。

○　学生のニーズに合わせて、両課程が開設する科目の相互履修を可能にし、両課程の連携を図っている。

○　修士課程では、現職教員が学校での勤務を続けながら学べるよう昼夜開講の形態をとっている。同一科目を隔年で開講時間を昼夜に振り分けたりするなど時間割を工夫し、２年間で必要単位が取れるよう配慮されている。さらに、最長４年間の長期履修制度もあり、現職教員が無理なく履修計画を立てることができるよう配慮されている。

○　専門職学位課程では､実践的指導力を有する教育職員の資質や力量を高めるカリキュラム体系となっている。各科目群においては、獲得したい資質能力目標を達成するのに相応しい授業科目を配置するだけでなくポートフォリオによって院生の学びを把握し、院生の成長に即した支援をフィードバックするようにしている。また現職教員の研修・研究の場・機関としての役割を果たそうとしている。

○　専門職学位課程では、学位研究報告書を課して、大学院生が学校現場で求められる「高度な実践的指導力を獲得することができたか」を審査するなど、専門職学位課程の目的に即したものとしている。

【改善を要する点】

＜学士課程＞

○　単位の実質化に向けての取組は行っているが、学生の学習時間が十分とは言えない状況であり、学生の学習時間の実質的な確保を促すさらなる取組が必要である。

基準６　学習成果

（１）観点ごとの分析

観点６－１－①：　各学年や卒業（修了）時等において学生が身に付けるべき知識・技能・態度等について、単位修得、進級、卒業（修了）の状況、資格取得の状況等から、あるいは卒業（学位）論文等の内容・水準から判断して、学習成果が上がっているか。

【観点に係る状況】

過去５年の教育学部の標準修業年限卒業率は、83－90％で推移し、標準修業年限×1.5 年以内卒業率は 95－96％で推移している（資料６－１－①－A）。大学院教育学研究科では、大多数を占める標準修業年限２年の院生については標準修業年限修了率が 79－93％、標準修業年限×1.5 年以内修了率は 88－97％と数値に幅があるが、ここ３年間はいずれも 90％以上の修了率となっている（資料６－１－①－B）。教育学部での単位修得（合格）率は 92－94％、大学院教育学研究科では 96－97％である（資料６－１－①－C、D）。本学においては卒業年次以外での留年制度は無く、退学・休学者ならびに留学期間の長い留学者以外はすべて進級者となるが、標準修業年限卒業者の高い比率から、進級率に特に懸念されるところは無いと判断される。

卒業時の免許・資格取得状況について、過去５年間での卒業者に対する教員免許状取得者の割合は 94－96％と高い水準を維持している（資料６－１－①－E）。学校教育教員養成課程の学生は、２校種の一種免許状の取得が卒業要件となっているので、それを差し引いて１人当たりおおむね１件のオプション免許状を取得している。

大学院教育学研究科では、平成 26 年度修了者 67 名に対し、教員免許状取得者数（実数）54 名（81％）、（延べ数）128 名で、教員免許状取得者は１名を除いて専修免許状を取得している（資料６－１－①－F）。修士課程のアドミッション・ポリシーで学校教育専攻・教科教育専攻ともに理論だけでなく教育実践を視野に入れており（資料４－１－①－A）、また「教員養成高度化推進計画（平成 25 年９月策定）」（別添資料６－１－①－１）における「専修免許状取得者については、教育実践と関連する副論文の提出を求める方式の導入を含め、修士論文のテーマや内容が何らかの形で教育実践と関連したものとなるよう指導することを検討する。」との指摘を先取りする形で、修士論文における教育実践的内容の必須化は進行している。専門職学位課程においては、学校実践Ⅰ～Ⅳなど実践科目 19 単位を含む 45 単位を修得したうえで、院生が作成したポートフォリオの質的レベルを、目指すべき教師像（資料５－４－②－D）の基準に照らして修了認定を行っている。総じて両課程とも教育学研究科の修了にふさわしい実践的内容を含んで学習成果が示されている。

資料６－１－①－Ａ　教育学部の標準修業年限卒業率及び標準修業年限×1.5年以内卒業率(平成22～26年度)

標準修業年限内の卒業率

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
標準修業年限前入学者数	288	300	271	270	271
標準修業年限内卒業生数	258	258	232	225	243
標準修業年限内卒業率	89.6%	86.0%	85.6%	83.3%	89.7%

「標準修業年限×１．５」年内卒業率

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
「標準修業年限×１．５」年前入学者数	280	282	288	300	271
「標準修業年限×１．５」年内卒業生数	266	267	277	286	258
「標準修業年限×１．５」年内卒業率	95.0%	94.7%	96.2%	95.3%	95.2%

【出典：教務課作成資料】

資料６－１－①－Ｂ　大学院の標準修業年限卒業率及び標準修業年限×1.5年以内卒業率（平成22～26年度)

標準修業年限内の修了率

		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
標準修業年限前入学者数	修業年限：２年	71	58	70	78	56
	修業年限：３年	5	9	8	5	8
	修業年限：４年	2	4	1	3	4
標準修業年限内修了生数	修業年限：２年	56	52	63	72	52
	修業年限：３年	4	5	5	4	7
	修業年限：４年	1	2	1	1	3
標準修業年限内修了率	修業年限：２年	78.9%	89.7%	90.0%	92.3%	92.9%
	修業年限：３年	80.0%	55.6%	62.5%	80.0%	87.5%
	修業年限：４年	50.0%	50.0%	100.0%	33.3%	75.0%

「標準修業年限×１．５」年内修了率

		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
「標準修業年限×1.5」年前入学者数	修業年限：２年	69	71	58	70	78
	修業年限：３年	3	3	5	9	8
	修業年限：４年	0	0	2	4	1
「標準修業年限×1.5」年内修了生数	修業年限：２年	61	60	56	65	76
	修業年限：３年	2	3	5	5	6
	修業年限：４年	0	0	1	3	1
「標準修業年限×1.5」年内修了率	修業年限：２年	88.4%	84.5%	96.6%	92.9%	97.4%
	修業年限：３年	66.7%	100.0%	100.0%	55.6%	75.0%
	修業年限：４年	－	－	50.0%	75.0%	100.0%

【出典：教務課作成資料】

資料６－１－①－Ｃ　教育学部の単位修得状況（平成 22～26 年度）

評価区分	平成２２年度	平成２３年度	平成２４年度	平成２５年度	平成２６年度
A	23.6%	24.8%	25.3%	26.2%	27.7%
B	36.8%	37.7%	38.4%	38.7%	37.8%
C	20.8%	20.3%	20.0%	19.2%	20.2%
D	10.6%	9.5%	8.6%	8.8%	8.2%
A～D 合計	91.9%	92.3%	92.4%	93.0%	93.9%
E	8.1%	7.7%	7.6%	7.0%	6.1%

【出典：教務課作成資料】

資料６－１－①－Ｄ　大学院教育学研究科の単位修得状況（平成 22～26 年度）

評価区分	平成２２年度	平成２３年度	平成２４年度	平成２５年度	平成２６年度
A	48.1%	48.5%	53.2%	55.0%	56.3%
B	38.1%	38.7%	33.6%	33.9%	33.8%
C	7.6%	7.3%	7.5%	6.6%	5.0%
D	2.1%	2.4%	2.4%	1.6%	1.9%
A～D 合計	95.9%	96.8%	96.7%	97.1%	97.0%
E	4.1%	3.2%	3.3%	2.9%	3.0%

【出典：教務課作成資料】

資料６－１－①－Ｅ　学部卒業生の教育職員免許状取得者数（平成 22～26 年度）

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
卒業者の数	287	279	265	253	276
免許状取得者数	275	267	252	239	260
卒業生に対する免許状取得者の割合	95.8%	95.7%	95.1%	94.5%	94.2%
一種免許状総数（延べ数）	785	765	714	667	758
二種免許状総数（延べ数）	3	9	2	2	1

【出典：教務課作成資料】

資料６－１－①－Ｆ　大学院修了者の教育職員免許状取得者数等（平成 22～26 年度）

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
修了者の数	66	66	76	82	67
免許状取得者数	44	46	63	60	54
修了者に対する免許状取得者の割合	66.7%	69.7%	82.9%	73.2%	80.6%
専修免許状総数（延べ数）	100	116	144	139	128
一種・二種免許状総数（延べ数）	2	4	4	0	1

【出典：教務課作成資料】

別添資料６－１－①－１　　教員養成高度化推進計画（抜粋）p.9【出典：教員養成高度化推進委員会資料】

【分析結果とその根拠理由】

過去５年の学部及び大学院の単位修得（合格）率、標準修業年限卒業（修了）率、標準修業年限×1.5 年以内卒業（修了）率は、高い水準にある。教育学部では、過去５年間での卒業者に対する教員免許状取得者の割合が高い水準を維持しており、学校教育教員養成課程、総合教育課程の両課程卒業生のほとんどが免許状を取得し卒業している。また、大学院修士課程における、修了（学位取得）率、教員免許状取得率、教育を主題とした、もしくは教育実践を視野に入れた修士論文の内容、専門職学位課程における、全修得単位数の４割を超える学校実践Ⅰ～Ⅳなど実践科目 19 単位の修得や、目指す教師像の基準に照らしてのポートフォリオの質的レベルの判定を兼ね合わせれば、学習の成果が上がっていると判断できる。

以上のことから、各学年や卒業（修了）時等において学生が身に付けるべき知識・技能・態度等について、学習成果が上がっていると判断する。

観点６－１－②：　学習の達成度や満足度に関する学生からの意見聴取の結果等から判断して、学習成果が上がっているか。

【観点に係る状況】

学習の成果を検証するため、授業評価アンケート、および卒業・修了時アンケートを継続的に実施している。

教育学部学生による授業評価アンケート（平成 26 年度前期・後期の全授業）の各質問項目の結果を（資料６－１－②－A）に示す。

「学習効果を上げるための準備や工夫がなされていた」「担当教員は学生の理解や反応を受け止めながら授業を進めていた」「授業への満足度」「新しい知識や考え方、または教育についての実践力が得られた」「シラバスに記載されている授業の到達目標がどの程度身についたか」といった諸項目への肯定的評価は 88～91％に達しており、非常に良好な結果である。

平成 26 年度卒業生を対象に実施したアンケート（資料６－１－②－B）では、本学の教育についての満足度を尋ねる設問に対しての肯定的な評価が 91%と、授業評価アンケートにおける高い評価が卒業時にも継続している。また、学習の達成度を示す設問に対する肯定的評価が 70～82％と高く、学習成果が十分に上がっていると判断できる。

教育学研究科修士課程の平成 26 年度修了生を対象に実施したアンケート（資料６－１－②－C）では、大学院教育が社会に出て役立つという回答が全体の 75％を占めており、「教育に関わる高度専門職業人としての理論的・実践的力量が身についた」68％、「学校教育または教科教育に関する諸科学について、専門性を深めることができる研究的力量が身についた」75％、「広い視野に立って現代の教育及び社会の諸問題に対応できる社会的力量が身についた」70％と、学習成果が上がっていることを裏打ちする高評価を得ている。

教育学研究科専門職学位課程における院生による授業評価アンケート（平成 26 年度前期・後期の全授業）の各質問項目の結果を（資料６－１－②－D）に示す。教員の授業力についての諸項目はいずれも 94－99％、「積極的な自主学習」88－90％と、非常に肯定的な結果を示している。

また、専門職学位課程の修了時アンケート（資料６－１－②－E）では、教職大学院の教育が教職に就いた時に役立つという回答が 100％に達しており、「学校教育における諸課題に対して組織的に解決ができる力量が身

についた」73%、「教科指導と生徒指導とを一体化させて個に応じた指導ができる力量が身についた」73%と、これも学習成果が上がっていることを証する結果となっている。

資料６－１－②－Ａ　学部学生による授業評価アンケートにおける各項目の肯定的な回答の割合（一部抜粋）

（単位:%）

質　　問　　項　　目	26 年度 前期	26 年度 後期
欠席回数はどの程度でしたか？　［※「0 回」または「1～2 回」と回答した%］	89.8	88.4
学習効果を上げるための準備や工夫がなされていましたか？	89.2	88.3
担当教員の話し方は明瞭でわかりやすかったですか？	89.1	88.1
担当教員は学生の理解や反応を受け止めながら授業を進めていましたか？	88.3	87.5
あなたはこの授業にどの程度満足しましたか？	91.2	90.0
新しい知識や考え方、または、教育についての実践力等が得られましたか？	90.0	90.3
シラバスに記載されている授業の到達目標がどの程度身につきましたか？	87.9	88.9

（備考）学生の回答率（提出学生数／全登録学生数）：

［26 年度前期］9,366／12,399 = 75.5%、［26 年度後期］8,553／ 11,242= 76.1%

【出典：平成 26 年度『授業評価アンケート』】

資料６－１－②－Ｂ　卒業生アンケートにおける設問事項「教育についての満足度」及び「卒業時までに獲得すべき資質能力（達成目標）への自己評価」の肯定的な回答の割合（一部抜粋）

（単位：%）

質　　問　　項　　目	「とても満足している」又は「まあ満足している」と回答した者の割合
全体的に考えて、あなたは本学での教育についてどの程度満足していますか。	91.0

質　　問　　項　　目	「身についた」又は「ある程度身についた」と回答した者の割合
教育の目的・歴史，人権，さらには教育や学校に関する法令などを理解し，現代的な教育課題を把握できる。	78.4
小学校，中学校の教科内容とその系統性を理解し，教育実践に活用することができる。	78.8
主な情報機器を利用し，獲得した情報を教育活動に具体化できる。	70.7
学習指導計画立案に関する基本的事項を理解し，児童・生徒の発達段階に応じて作成することができる。	82.4
多様な指導方法を理解し，児童・生徒の発達段階に応じた指導をすることができる。	80.2
多様な評価方法を理解し，児童・生徒の発達段階に応じて用いることができる。	69.8
児童・生徒の身体的・認知的・情意的発育・発達に関する基礎的内容を理解し，教育実践に具体化できる。	76.6
学校の組織的な教育活動や経営活動，地域の教育活動などに関わることの重要性を理解し，教育活動に生かすことができる。	72.1
教師の仕事や役割，責任を自覚した上で，教師として自己成長する意味とその方法を理解し，自ら実践することができる。	80.2

（備考）学生の回答率（提出学生数／卒業者数）：222／274 = 81.0%

【出典：平成 26 年度『卒業生アンケート』】

資料６－１－②－Ｃ　修了生（修士課程）アンケートにおける設問事項「大学院教育は社会に出て役立つか」及び「修了時までに身につけることを求めている３つの力量への自己評価」の肯定的な回答の割合（一部抜粋）

（単位：%）

質　　問　　項　　目	「とても役立つ」又は「まあまあ役立つ」と回答した者の割合
本学の大学院教育は社会に出て役立つと思いますか。	75.0

質　　問　　項　　目	「身についた」又は「ある程度身についた」と回答した者の割合
教育に関わる高度専門職業人としての理論的・実践的力量	67.5
学校教育または教科教育に関する諸科学について、専門性を深めることができる研究的力量	75.0
広い視野に立って現代の教育及び社会の諸問題に対応できる社会的力量	70.0

（備考）学生の回答率（提出学生数／修了者数）：40／51 = 78.4%

【出典：平成26年度『修了生（修士課程）アンケート』】

資料６－１－②－Ｄ　教職大学院院生による授業評価アンケートにおける各項目の肯定的な回答の割合（一部抜粋）

（単位：%）

質　　問　　項　　目	26年度前期	26年度後期
関連する文献を自分から読んで学習するなど、積極的に取り組みましたか？	88.0	89.9
学習効果を上げるための準備や工夫がなされていましたか？	97.6	95.6
担当教員の話し方は明瞭でわかりやすかったですか？	98.4	97.5
質問や発言をしやすい雰囲気でしたか？	99.2	98.1
体系的でよくまとまっていましたか？	96.8	95.6
あなたはこの授業にどの程度満足しましたか？	97.6	96.8
新しい知識や考え方、または、教育についての実践力等が得られましたか？	99.2	94.3

（備考）学生の回答率（提出学生数／全登録学生数）：

［26年度前期］125／136 = 91.9%、　［26年度後期］158／ 175=　90.3%

【出典：平成26年度『授業評価アンケート』】

資料６－１－②－Ｅ　修了生（専門職学位課程）アンケートにおける設問事項「大学院教育は社会に出て役立つか」及び「修了時までに身につけることを求めている２つの力量への自己評価」の肯定的な回答の割合（一部抜粋）

（単位：%）

質　　問　　項　　目	「とても役立つ」又は「まあまあ役立つ」と回答した者の割合
本学教職大学院の教育は、あなたが教職に就いた時に役立つと思いますか。	100.0

質　　問　　項　　目	「身についた」又は「ある程度身についた」と回答した者の割合
学校教育における諸課題に対して組織的に解決できる力量	73.4
教科指導と生徒指導を一体化させて個に応じた指導ができる力量	73.4

（備考）学生の回答率（提出学生数／修了者数）：15／17 = 88.2%

【出典：平成26年度『修了生（専門職学位課程）アンケート』】

【分析結果とその根拠理由】

教育学部における学業の成果に関する学生の評価については、授業評価アンケートに見られるように、「授業に対する満足度」、「新しい知識や考え方、教育についての実践力育成」への肯定的評価が90%を超え、教員の授業力についての他の項目もいずれも80%を超える高い水準である。教育学部卒業生アンケート・修士課程修了生アンケート調査の結果から、指導力のあるスタッフからの専門知識の付与や現代の教育課題の捉え方・対応の方法論等で充実した教育が展開されていることが分かる。専門職学位課程でも、授業評価アンケート及び修了時アンケートの結果から、教育の成果が院生から評価されていることが分かる。

以上のことから、学習の達成度や満足度に関する学生からの意見聴取の結果等から判断して、学習成果が上がっていると判断する。

観点６－２－①：　就職や進学といった卒業（修了）後の進路の状況等の実績から判断して、学習成果が上がっているか。

【観点に係る状況】

教育学部の２つの課程について、平成22年度から５年間の就職状況を分析した。

学校教育教員養成課程の教員採用状況をみると、平成16年度～20年度の５年間で平均34%であった教員（正規）の就職状況が、平成22年度～26年度の最近５年間では42%と改善している（資料６－２－①－Ａ）。臨時採用を合わせた教員就職率は、最近５年間で平均64%である。正規教員採用比率は平成22年度～24年度が30%台後半～40%台前半であったのに対し、平成25年度には47%、平成26年度には45%と明確に改善した。校種別で見ると、小学校への就職者数が多い（資料６－２－①－Ｂ）。

なお教員採用試験受験率は最近５年間で平均73%、合格率は最近５年間で平均60%と、高い水準を維持している（資料６－２－①－Ｃ）。

総合教育課程の就職率は最近５年間で平均 81%である。従来企業就職者数が教員就職者数を上回っていたが、平成 22～25 年度は教員就職者数が企業就職者数を上回り、この 4 年間の教員就職率は平均 40%であった。いっぽう、平成 26 年度の教員就職率は 17%と大きく低下したが、大学院等の進学については、25 名（33%）と進学者数・進学率ともに過去最高を記録した。就職率の低下は進学率の上昇と表裏の関係にあるとみられる。（資料６－２－①－D）。

教育学研究科（修士課程）の過去５年間の就職状況を見ると、修了者のうち 46～63%が教員の職に就いている（資料６－２－①－E）。

教育学研究科（専門職学位課程）の平成 22～25 年度の教員就職率は 82～94%であったが、平成 26 年度はじめて教員就職率 100%を達成した（資料６－２－①－F）。

資料６－２－①－A　学校教育教員養成課程における進路状況（平成 22～26 年度）

卒業年度	就職者					進学者数［進学率］	その他	就職者数［就職率］(注)
	教員			企業	公務員			
	正規	臨時	計					
平成２２年度	83 (40.3)	53 (25.8)	136 (66.1)	19 (9.2)	10 (4.9)	30 (14.6)	11 (5.3)	165 (93.8)
平成２３年度	87 (43.1)	47 (23.2)	134 (66.3)	12 (5.9)	9 (4.5)	34 (16.8)	13 (6.4)	154 (92.3)
平成２４年度	66 (36.5)	43 (23.7)	109 (60.2)	14 (7.7)	11 (6.1)	26 (14.4)	21 (11.6)	135 (86.5)
平成２５年度	82 (46.6)	24 (13.6)	106 (60.2)	20 (11.4)	10 (5.7)	25 (14.2)	15 (8.5)	136 (90.1)
平成２６年度	85 (44.5)	34 (17.8)	119 (62.3)	19 (9.9)	14 (7.3)	21 (11.0)	18 (9.4)	152 (89.4)
平成22～26年度計 (平均)	403 (42.2)	201 (21.3)	604 (63.6)	84 (8.8)	54 (5.6)	136 (14.2)	78 (8.2)	742 (77.6)

（単位：人　　カッコ内は卒業者に占める割合（%））

（注）［就職率］は、卒業者数から進学者数を除いて算出

【出典：学生支援課作成資料】

資料６－２－①－Ｂ　学校教育教員養成課程における教員就職者の校種別内訳（平成 22～26 年度）

（正規）

卒業年度	小学校	小学校の割合	中学校	高等学校	特殊諸学校	幼稚園	計
平成２２年度	56	67.5%	16	1	6	4	83
平成２３年度	53	60.9%	18	1	5	10	87
平成２４年度	42	63.6%	12	4	3	5	66
平成２５年度	48	58.5%	21	2	7	4	82
平成２６年度	54	63.5%	20	5	4	2	85

（臨時）

卒業年度	小学校	小学校の割合	中学校	高等学校	特殊諸学校	幼稚園	計
平成２２年度	29	54.7%	16	4	2	2	53
平成２３年度	25	53.2%	14	5	3	0	47
平成２４年度	26	60.5%	12	2	2	1	43
平成２５年度	14	58.3%	3	3	4	0	24
平成２６年度	18	52.9%	13	1	2	0	34

【出典：学生支援課作成資料】

資料６－２－①－Ｃ　学校教育教員養成課程における教員採用試験受験状況（平成 22～26 年度）

卒業年度	卒業者数	受験者数	受験率	合格者数	合格率
平成２２年度	206	158	76.7%	85	53.8%
平成２３年度	202	138	68.3%	83	60.1%
平成２４年度	181	132	72.9%	70	53.0%
平成２５年度	176	129	73.3%	87	67.4%
平成２６年度	191	138	72.3%	89	64.5%
平成 22～26 年度計・平均	956	695	72.7%	414	59.6%

【出典：学生支援課作成資料】

資料６－２－①－Ｄ　総合教育課程における進路状況（平成 22～26 年度）

卒業年度	就職者					進学者数［進学率］	その他	就職者数［就職率］(注)
	教員			企業	公務員			
	正規	臨時	計					
平成２２年度	16 (19.8)	21 (25.9)	37 (45.7)	17 (21)	5 (6.2)	10 (12.3)	12 (14.8)	59 (83.1)
平成２３年度	20 (27.4)	13 (17.8)	33 (45.2)	17 (23.3)	2 (2.7)	11 (15.1)	10 (13.7)	52 (83.9)
平成２４年度	11 (14.5)	13 (17.1)	24 (31.6)	14 (18.4)	7 (9.2)	19 (25)	12 (15.8)	45 (78.9)
平成２５年度	10 (13.7)	26 (21.9)	36 (35.6)	12 (16.4)	2 (2.7)	15 (20.5)	18 (24.7)	50 (73.5)
平成２６年度	4 (5.3)	9 (12.0)	13 (17.3)	22 (29.3)	8 (10.7)	25 (33.3)	7 (9.3)	43 (86.0)
平成 22～26 年度計 (平均)	61 (15.7)	82 (21.1)	143 (36.9)	82 (21.1)	24 (6.2)	80 (20.6)	59 (15.2)	249 (80.8)

（単位：人　　カッコ内は卒業者に占める割合（%））

(注)［就職率］は、卒業者数から進学者数を除いて算出

【出典：学生支援課作成資料】

資料６－２－①－Ｅ　大学院（修士課程）における進路状況（平成 22～26 年度）

卒業年度	就職者					進学者数［進学率］	その他	就職者数［就職率］(注)
	教員			企業	公務員			
	正規	臨時	計					
平成２２年度	14 (26.9)	14 (26.9)	28 (53.8)	6 (11.5)	6 (11.5)	5 (9.6)	7 (13.5)	40 (85.1)
平成２３年度	16 (32.7)	8 (16.3)	24 (49)	6 (12.2)	3 (6.1)	5 (10.2)	11 (22.4)	33 (75)
平成２４年度	19 (33.3)	17 (29.8)	36 (63.2)	4 (7)	4 (7)	1 (1.8)	12 (21.1)	44 (78.6)
平成２５年度	21 (31.3)	10 (15)	31 (46.3)	13 (19.4)	3 (4.5)	2 (3)	18 (26.9)	47 (72.3)
平成２６年度	20 (40.0)	7 (14.0)	27 (54.0)	5 (10.0)	2 (4.0)	3 (6.0)	13 (26.0)	34 (72.3)
平成 22～26 年度計 (平均)	90 (32.7)	56 (20.4)	146 (53.1)	34 (12.4)	18 (6.5)	16 (5.8)	61 (22.2)	198 (76.4)

（単位：人　　カッコ内は卒業者に占める割合（%））

(注)［就職率］は、修了者数から進学者数を除いて算出

【出典：学生支援課作成資料】

資料６－２－①－Ｆ　大学院（専門職学位課程）における進路状況（平成 22～26 年度）

卒業年度	就職者					進学者数［進学率］	その他	就職者数［就職率］(注)
	教員			企業	公務員			
	正規	臨時	計					
平成２２年度	11 (78.6)	2 (14.3)	13 (92.9)	0 (0)	1 (7.1)	0 (0)	0 (0)	14 (100)
平成２３年度	9 (52.9)	5 (29.4)	14 (82.4)	1 (5.9)	0 (0)	0 (0)	2 (11.8)	15 (88.2)
平成２４年度	13 (76.5)	3 (17.7)	16 (94.1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (5.9)	16 (94.1)
平成２５年度	11 (78.6)	2 (14.3)	13 (92.9)	1 (7.1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	14 (100)
平成２６年度	11 (64.7)	6 (35.5)	17 (100)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	17 (100)
平成 22～26 年度計 (平均)	55 (69.6)	18 (22.8)	73 (92.4)	2 (2.5)	1 (1.3)	0 (0)	3 (3.8)	76 (96.2)

（単位：人　　カッコ内は卒業者に占める割合（%））

(注)［就職率］は、修了者数から進学者数を除いて算出

【出典：学生支援課作成資料】

【分析結果とその根拠理由】

教育学部学校教育教員養成課程における教員就職状況は、最近５年間の平均が 64%と安定しており、正規教員採用比率は特に平成 25 年度・平成 26 年度に改善した。また、総合教育課程では、平成 22 年度・23 年度は教員就職率の上昇が就職率全体を押し上げていたが、平成 24・25 年度は教員就職率が下降することで全体の就職率も縮小する結果となった。

教育学研究科修士課程修了者の教員就職率は 46～63%、専門職学位課程修了者の教員就職率は 82～100%であり、とりわけ修士課程修了者の教員就職率を上昇させる取組が必要である。

以上のことから、就職や進学といった卒業（修了）後の進路の状況等の実績から判断して、学習成果が上がっていると判断する。

観点６－２－②：　卒業（修了）生や、就職先等の関係者からの意見聴取の結果から判断して、学習成果が上がっているか。

【観点に係る状況】

本学では、学校で活きる教師力を明確にするため、平成 15 年 3 月から平成 23 年 3 月までに本学教育学部学校教育教員養成課程を卒業した者を対象に、アンケート調査を平成 23 年度に実施した（資料６－２－②－Ａ）。「大学時代の講義で学んだことについて、卒業後の仕事、日常の生活に役立っていることはありますか」との質問に

対し、「ある」と回答した者は87.7%である。また、平成21年度3月から平成23年度3月までに本学教育学研究科専門職学位課程（教職大学院）を修了した者を対象に、学習成果を検証するため、アンケート調査を平成24年度に実施した（資料６－２－②－Ｂ）。「教職大学院で学んだこと全般（学位研究報告書を含む）について尋ねます。どのような点が現在の取組に活きている成果であったと思いますか？」との質問に対し、学部卒業後そのまま進学した者（ストレートマスター）では「授業力の基本を身に付けることができたこと」、教職を経て入学した者では「これまでの自分の実践を振り返る良い機会になったこと」が最も多い回答であった。

さらに、平成26年度には卒業生・修了生の就職先の関係者からのアンケート調査を実施し、回答を分析した（別添資料６－２－②－１）。

卒業生・修了生の就職先の関係者からのアンケートは、就職支援室に報告されている卒業生・修了生の就職先のうち、過去５年間（平成21年度～平成25年度卒業・修了）に奈良県内の幼・小・中・高・特別支援学校に就職した卒業生・修了生（388名）の就職先各学校園長を対象に実施した。

アンケート方法としては、本学のカリキュラム・フレームワークに掲げる新任の学校教員として備えるべき７つの目標資質能力基準（Ⅰ　学校教育の課題把握、Ⅱ　教科・領域に関する基礎的知識と教育実践への具体化、Ⅲ　情報活用能力、Ⅳ　授業力、Ⅴ　児童・生徒理解と教育実践への具体化、Ⅵ　学校と地域社会との連携、Ⅶ　職能成長）について、卒業生・修了生の新任教員としての修得状況を「十分に達成している」、「達成している」、「さらなる努力を要する」の３段階から１つを選択する形とした。結果として、７つの目標資質能力基準のすべてで肯定的評価（「十分に達成している」、「達成している」）の計が三分の二を上回り、Ⅱ、Ⅲ、Ⅶでは80%を超えた。７つの目標資質能力基準に関する学修の成果は、学校関係者から学校教員として比較的高い評価を得ている。

また、奈良教育大学広報誌「ならやま」平成26年春号掲載の「特集　さらなる連携に向けて（本学学長と奈良市教育委員会教育長との対談）」（別添資料６－２－②－２）における奈良市教育委員会教育長の発言の一部を引用すると以下のとおりである。

「もっとスクールサポートを配置してほしいと校長先生が要望してくるようになりました。学校もサポートに入る学生さんも、制度の趣旨を理解してくれて、上手くマッチングできたんだと思っています。双方にとって良い制度が定着したのではないでしょうか。」

この発言は、スクールサポートに従事する本学学生が、制度の理解力や学校現場での協調性に優れ、校長のような学校管理職に評価が高いことを例証するものであり、上記データの内容を補完するものである。

資料６－２－②－Ａ　卒業生アンケート（一部抜粋）

（単位：%）

質　　問　　項　　目	「ある」と回答した者の割合
大学時代の講義で学んだことについて、卒業後の仕事、日常生活に役に立っていることはありますか。	87.7

（備考）卒業生の回答率（回答者数／アンケート配付数）：98／1143 = 8.5%

【出典：文部科学省概算要求特別教育研究経費「先端的な教職科目体系のモデル開発プロジェクト」におけるアンケート】

資料６－２－②－Ｂ　平成 24 年度　在学生・修了生アンケート調査結果（一部抜粋）

ストレートマスター（回答者数 13 名）

質　問　項　目		回答数
教職大学院で学んだこと全般（学位研究報告書を含む）について尋ねます。どのような点が現在の取組に活きている成果であったと思いますか？（複数回答可）	a. 授業力の基本を身に付けることができたこと	20
	b. 教科指導の専門性を身に付けることができたこと	7
	c. 学級経営の方法を身に付けることができたこと	8
	d. 文献研究や調査、授業研究によって、専門的な知識を得ることができたこと	15
	e. 多くの授業実践を見ることができたこと	18
	f. 教職大学院の多様な専門の教員と接することができたこと	13
	g. 学位研究報告書を通してどのような視点で実践を省察するのか考えることができたこと	13
	h. その他（今に活きている講義科目、演習科目、教職大学院での様々な機会、があれば下の欄に記載ください）	1

教職経験者（回答者数 13 名）

質　問　項　目		回答数
教職大学院で学んだこと全般（学位研究報告書を含む）について尋ねます。どのような点が現在の取組に活きている成果であったと思いますか？（複数回答可）	a. 人的ネットワークも含めて実践研究の進め方	13
	b. より広い視野で実践を見ること	17
	c. 教職大学院の多様な教員から様々な知見を得たこと	21
	d. これまでの自分の実践を振り返る良い機会になったこと	23
	e. 実践を言語化（理論化）することができたこと	17
	f. 粘り強く実践に取り組むことの大切さがわかったこと	12
	g. 若手や同僚と関わるメンターリングの仕方がわかったこと	15
	h. 学校の運営に関わる参画の仕方がわかったこと	13
	i. 学校運営に関わる問題に対する取組がわかったこと	19
	j. その他（今に活きている講義科目、演習科目、教職大学院での様々な機会、があれば下の欄に記載ください）	0

【出典：教職大学院作成資料】

別添資料６－２－②－１	本学の教員養成教育における学習の成果の検証結果について【出典：平成 27 年１月教授会資料】
別添資料６－２－②－２	奈良教育大学広報誌「ならやま」（平成 26 年春号　抜粋）

【分析結果とその根拠理由】

平成 23 年度に実施した本学教育学部学校教育教員養成課程の卒業生に対するアンケート調査において、大学の講義で学んだことの有用性について、肯定的な評価を得ている。また、平成 24 年度に実施した本学教育学研究科専門職学位課程（教職大学院）を修了生に対するアンケート調査においても、大学で学んだことの有用性について、肯定的な評価を得ている。さらに、平成 26 年度に、奈良県内の幼・小・中・高・特別支援学校に就職した本学卒業生・修了生の就職先各学校園長を対象に実施したアンケート調査では、新任の学校教員として備えるべき

７つの目標資質能力基準に関して、高い評価を得ている。

以上のことから、卒業（修了）生や、就職先等の関係者に対する意見聴取の結果等から、学習成果が上がっていると判断する。

（２）優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

○　本学の過去５年の教育学部・大学院教育学研究科の標準修業年限卒業・修了率、標準修業年限×1.5 年以内卒業・修了率を自己評価報告書が公開されている近隣の他大学のデータと比較すると、本学の場合高位に位置づくと考えられる。

○　単位修得状況、教員免許状の取得状況、授業評価等における肯定的評価の割り合いの高さ、学校教育教員養成課程における教員就職状況の安定的な60%超え、正規教員採用比率の改善などの指標に明らかなように、学習成果は着実に上がっている。

○　卒業生・修了生やその勤務先に対する意見聴取から、学習成果が十分にあがっていると判断できる。

【改善を要する点】

○　教育学研究科（修士課程）修了者の教員就職率（46～63%）を上昇させる取組が必要である。

基準７　施設・設備及び学生支援

（１）観点ごとの分析

観点７－１－①：　教育研究活動を展開する上で必要な施設・設備が整備され、有効に活用されているか。
また、施設・設備における耐震化、バリアフリー化、安全・防犯面について、それぞれ配慮がなされているか。

【観点に係る状況】

本学の校地面積は147,060 ㎡、校舎面積は29,463 ㎡であり、大学設置基準に定められた必要校地面積（11,600 ㎡）及び校舎面積（6,147 ㎡）以上を確保している。

本学の教育研究施設は、研究棟13 棟、講義棟４棟、次世代教員養成センター１、２号館、情報館、図書館及び教育資料館からなり（資料７－１－①－Ａ）、教育研究活動を展開するため、教員研究室、講義室、実験実習室及び大学院生室等を備えている。平成26 年度現在、講義室28 室（総面積2,155 ㎡、収容人数1,750 人）の稼働率は59％となっている。また、屋内体育施設として、講堂、体育館、武道場、舞踏室、課外活動共用施設、学生会館等の共通施設があり、屋外体育施設として、多目的運動場、テニスコート、弓道場、プール等を整備しており、授業や課外活動に活用している。

退職した教員研究室を含めた非専有室を学長管理のもと共同利用スペースとし、「奈良教育大学施設の有効活用に関する要項」（別添資料７－１－①－１）に基づいて基盤・重点研究などのために研究室を貸与し、研究環境の整備を行っている。この外、学生の自主学習用や活動・議論の場として、モデル教室、グループ学習室、ラーニング・コモンズ、情報サテライト室、学生オフィス、国際交流室が配置されている。

施設面での学生のニーズは、学生委員会による「学生生活実態調査」を隔年ごとに実施し、さらに、年１回の学生自治会からの要望書によって把握に努めている（別添資料７－１－①－２）。これらの調査で得られた結果は、学生委員会において分析を行った上で結果を報告し、必要に応じて施設面の整備に反映する仕組みとしている。平成26 年度は学生自治会からの要望に応えて、ＡＥＤの設置場所が分かりにくいと思われるグラウンドおよび武道場の２箇所への表示看板の設置を行った。

施設・設備の耐震化においては、建物規定規模における構造体、非構造体の耐震性保有率は 100％（教職員宿舎を除く）である。また、佐保田団地においては、平成26 年度に受水槽の更新を行いライフライン再生整備を行っている。

施設・設備のバリアフリー化については、講義棟、研究棟及び図書館にスロープ、エレベーターが設置されており、多目的トイレの位置を構内案内板等に明示し、随時改修を行ってキャンパスアメニティ環境の向上に努めている。

安全面・防犯面については、大学構内や附属学校等に防犯カメラを設置し、安全面・防犯面について整備を行っている。

資料７－１－①－Ａ　奈良教育大学キャンパスマップ

【出典：大学ホームページ「キャンパスマップ」 http://www.nara-edu.ac.jp/campus_map/】

別添資料７－１－①－１　奈良教育大学施設の有効活用に関する要項
別添資料７－１－①－２　施設設備に関する学生ニーズ及びその対応状況【出典：学生支援課作成資料】

【分析結果とその根拠理由】

本学の校地・校舎面積は、大学設置基準に定められた必要校地・校舎面積以上を確保しており、大学設置基準に適合している。また、教育研究活動を展開する上で必要な施設・設備が整備され、機能している。

施設面での学生のニーズは、学生生活実態調査および学生自治会からの要望書によって把握に努め、これらの調査で得られた結果は、学生委員会において分析を行った上で、必要に応じて施設面の整備に反映されている。

施設・設備の耐震化、ライフライン再生整備及びバリアフリー化を順次進めるとともに、大学構内や附属学校等に防犯カメラを設置し、安全面・防犯面について整備を行っている。

以上のことから、教育研究活動を展開する上で必要な施設・設備が整備され、有効に活用されており、また、施設・設備における耐震化、バリアフリー化、安全・防犯面について、それぞれ配慮がなされていると判断する。

観点７－１－②：　教育研究活動を展開する上で必要な ICT 環境が整備され、有効に活用されているか。

【観点に係る状況】

本学のキャンパス情報ネットワークは、全棟を光ファイバにより高速通信できるように整備されており、遠隔地の附属中学校とは、専用線によって接続している（別添資料７－１－②－１）。学外接続として、広域イーサーネット（１Gbps）により、奈良 DC を経由して学術情報ネットワーク（SINET）に接続している。教育研究活動の利用をはじめ、研究情報の交流、地域・学校現場・企業等への各種情報発信等に利用されている。その際、安全に学外へ情報提供できるように、Firewall を整備運用している。この仕組みは、不正アクセス等の迷惑行為が行えない仕組みとしても機能させている。キャンパス情報ネットワークには、あらかじめ登録された PC のみが接続できる。

本学では、共同利用 PC を合計 235 台（PC１台あたり学生 5.7 人）を配置し、学生の教育・研究活動に提供している（資料７－１－②－Ａ）。

なお、平成 25 年２月に全学の情報システムの更新を行い、情報基盤サービスを全学に安定して提供している。

また、京都教育大学、大阪教育大学及び奈良教育大学の資源･特色を踏まえた有機的な連携を推進するため、ICT 設備を活用した双方向遠隔授業システム導入を行うとともに、高度な ICT スキルを持った教員養成のための支援教育モデルプログラムの開発を行っている。そこでは、「三大学で双方向遠隔授業の実施」、「ICT 支援員養成・認証プログラムの開発と実施」、「ICT スキルを持った学生・教員の育成・研修プログラムの開発・実施」を掲げている。これらのプログラム開発を円滑に実施し、それらに基づき育成・研修を実施するための基盤として、学校教育現場において一般的になりつつある電子黒板、プロジェクタ、書画カメラなどの ICT 機器類を各教室に整備し、その上で双方向遠隔授業や交流学習を実施可能な教室およびシステムの整備を行っている。その他、電子教科書とタブレットパソコンの導入及び学内無線 LAN 網の拡充や図書館、附属学校園等においても ICT 機器類の整備を行うなど、とりわけ教育の情報化に対応するための教育研究活動に必要な環境を整えている。

また、学習支援機能を高めた e-learning システムを導入しており、教員が授業に関するホームページを作成し、授業に対する学生からの意見を集めることができる環境を整えている（資料５－２－①－Ｄ）。

情報ネットワークの円滑な運用及びセキュリティ対策を図るため、「奈良教育大学キャンパスネットワーク利用規則」、「奈良教育大学個人端末接続規則」及び「奈良教育大学学外端末接続規則」の諸規程を整備するとともに、「奈良教育大学情報セキュリティポリシー」を制定しており、最高情報セキュリティ責任者の下、情報セキュリティを確保するための組織及び責任者を明確にしている（資料７－１－②－Ｂ）。教職員・学生などの利用者には、冊子「「情報モラル」とマナーについて」などにより情報セキュリティポリシーの周知を行うとともに、新入生には授業において説明し、新任教職員には利用ガイダンスの研修を実施している。

コンピュータ設備の利用に対する調査は、平成 25 年度学生生活実態調査で実施しており、共同利用 PC の使用頻度は、毎日と週１回以上を合わせると 62.2%、月１回以上も合わせると 89.3%となり、有効に活用されている。共同利用 PC の設備については、「満足している」が 58.2%、「不満である」が 7.5%となっている。一方、共同利用 PC 利用時間については、「満足している」が 53.6%、「不満である」が 16.3%となっており、「不満である」がやや高くなっている（資料７－１－②－Ｃ）。

資料７－１－②－Ａ　共同利用 PC の設置場所

設置場所	PC 台数	備　　考
情報館 2F 「演習室 A」	33 台	教室利用
情報館 2F 「演習室 B」	25 台	教室利用
情報館 3F 「実習室」	85 台	教室利用
情報館 3F 「メディアルーム」	10 台	
図書館情報サテライト室	32 台	図書館の開館時間に準ずる
文科棟情報サテライト室	10 台	平日並びに土・日曜日及び祝日・休日 10:30PM まで利用可
講義棟情報サテライト室	40 台	平日 8:30PM まで利用可
合　　計	235 台	

主な共通ソフトウェア

・Microsoft Windows 8.1 Pro　・Microsoft Office 2013 Professional［Word, Excel, Power Point, Access］・Symantec Endpoint Protection（ウィルスチェック・駆除）　・Mozilla Thunderbird（メール）　・Microsoft Internet Explorer（ブラウザ）　・Mozilla FireFox（ブラウザ）　・Google Chrome（ブラウザ）　・Safari（ブラウザ）　・Adobe Design Premium CS3（画像編集）　・Microsoft Visual Studio Express Windows 8（プログラミング言語）　・IBM Homepage Builder（ホームページ作成）　・秀丸（テキストエディタ）　・キューブきっず（小学校教育用統合ソフト）　・LaTex（組み版・テキスト整形）

【出典：教育研究支援課作成資料】

資料７－１－②－Ｂ　情報セキュリティを確保するための組織図

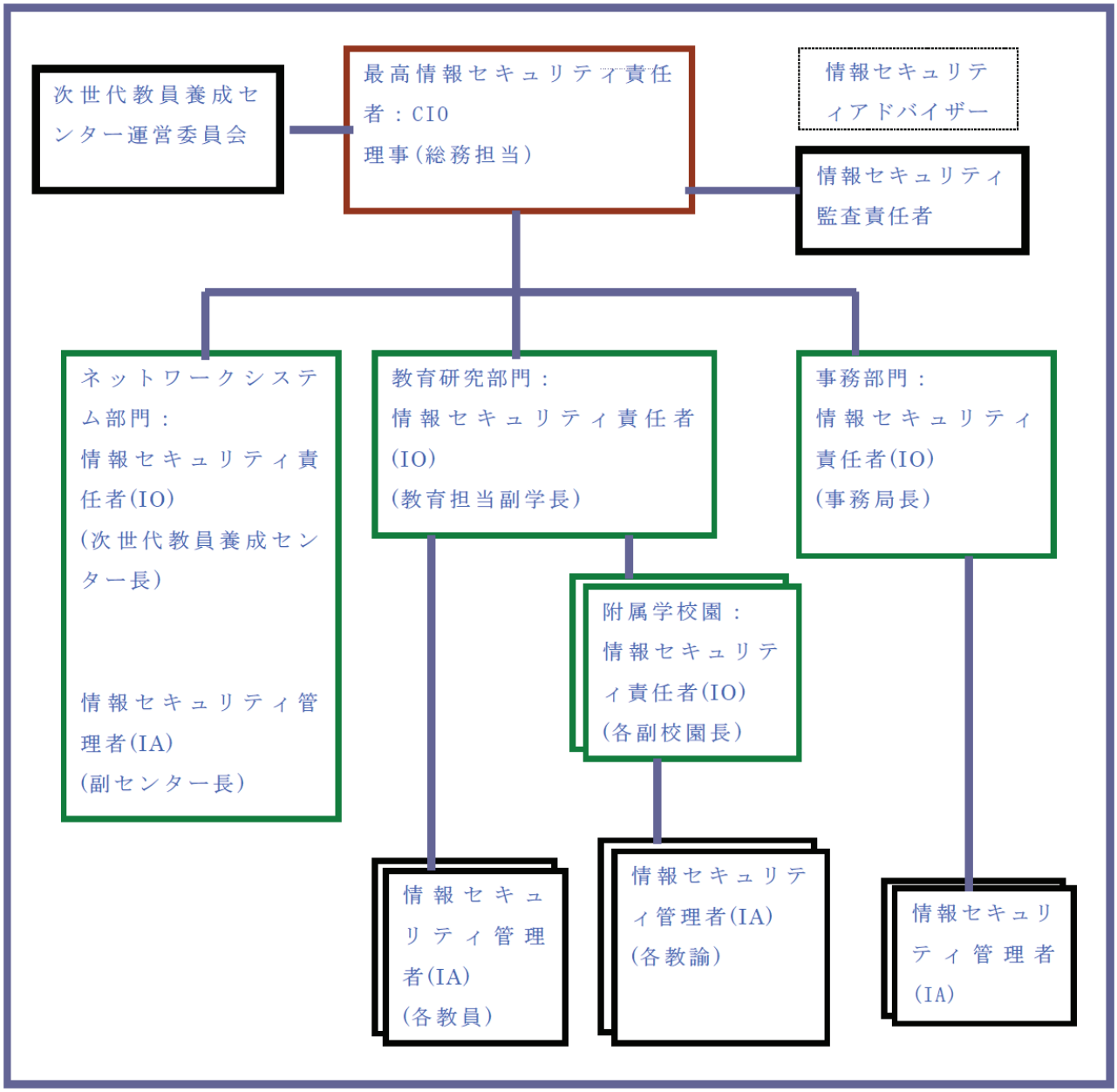

【出典：奈良教育大学情報セキュリティポリシー】

資料７－１－②－Ｃ　コンピュータ設備の利用に関する調査結果（平成 25 年度）

	毎日	週１回以上	月１回以上	年数回	利用したことがない
大学メールアドレスの使用	19.1%	37.9%	27.5%	13.1%	2.3%
共同使用 PC の使用頻度	5.7%	56.5%	27.1%	9.4%	1.3%

	満足している	どちらともいえない	不満である
共同利用 PC の設備	58.2%	34.4%	7.5%
共同利用 PC 利用時間	53.6%	30.2%	16.3%

【出典：平成 25 年度学生生活実態調査】

別添資料７－１－②－１　ネットワーク等構成図【出典：教育研究支援課作成資料】

【分析結果とその根拠理由】

本学では、キャンパス情報ネットワーク、共同利用 PC を整備し、教育研究活動に有効に利用している。運用面では、諸規定の整備により、キャンパス情報ネットワークの円滑な運用及びセキュリティ対策を図るとともに、学生、教職員には授業や研修等を通じてそれらを周知している。

また、京都教育大学、大阪教育大学とのプログラム開発の推進及び教育の情報化に対応するための電子黒板、プロジェクタ、書画カメラなどの ICT 機器類の整備や双方向遠隔授業システムの整備を行っている。

以上のことから、教育研究活動を展開する上で必要な ICT 環境が整備され、有効に活用されていると判断する。

観点７－１－③：　図書館が整備され、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に収集、整理されており、有効に活用されているか。

【観点に係る状況】

本学の図書館は、座席数 310 席の閲覧室や、書庫のほか、グループ学習室、ラーニング・コモンズ、貴重図書室、AV、えほんのひろば、情報サテライト室などを整備している（資料７－１－③－A）。また、学生の主体的学習を支援するため、平日の夜間に加え、土曜日も開館している。

図書館は、図書 325,862 冊、雑誌 6,023 種類の他、視聴覚資料を所蔵している（資料７－１－③－B）。図書資料は、「図書資料収集方針」（資料７－１－③－C）に基づき系統的に収集し、教員養成大学図書館として体系的で均衡のとれた蔵書構成となっている。講義に関連する図書や学生の教養を高める図書について教職員・学生からの推薦を随時受け付けており、図書資料の充実を図っている。教科書・指導書については、奈良市内の主要小・中・高等学校が使用するものを主に購入している。小学校・中学校は本学附属校の教科書及び奈良市教育委員会採用の教科書を各科目３冊ずつ、採用されていない教科書も各科目全種類を１冊ずつ購入している。これらは、教科書・指導書コーナーを設けて学生の利用に供している。また、シラバス図書については、各授業科目を担当している教員が、履修する学生が必読すべき、または参考として読むべき図書として指定したものを整備し、専用のコーナーを設けている。

「えほんのひろば」は、附属学校園との連携教育、また地域の家庭教育の支援を目的に開設した、特色ある取組である。絵本を活用した授業の場、附属幼稚園園児の保育、学生のクラブ活動での利活用の場、子育て支援としての地域における交流の場及び現職教員（公立図書館司書を含む。）の再教育の場となるよう充実を図っている。

学生の利用に資するため、「図書館利用案内」の冊子を配付し、新入生には図書館利用のガイダンスを実施している。平成 26 年度における学生への貸出実績は 18,426 冊、学生１人あたりの貸出冊数は年間約 14 冊となる（資料７－１－③－D）。なお、利用者の多様な資料要求に応えるためには、単館でのサービスには限界があるため、全国の大学が資料提供面で図書館間の相互協力を実施している。本学でも、この大学間の協力を通じて利用者の要求に応えている。平成 26 年度実績として、図書館資料の貸借では、本学から貸し出したもの 289 冊、本学が借り受けたもの 285 冊である。

資料７－１－③－Ａ　図書館ホームページより「施設・設備案内」ページのURL

https://libwww.nara-edu.ac.jp/drupal/

資料７－１－③－Ｂ　資料蔵書受入統計

① 蔵書冊数（平成27年3月31日現在）

種　別	図書（冊）	雑誌（種類）
和	280,327	5,162
洋	45,380	861
点　字	155	0
合　計	325,862	6,023

② 視聴覚資料所蔵数（平成27年3月31日現在）

ﾏｲｸﾛﾌｨﾙﾑ	ﾏｲｸﾛﾌｨｯｼｭ	ｶｾｯﾄﾃｰﾌﾟ	ﾋﾞﾃﾞｵﾃｰﾌﾟ	CD・LD・DVD	ﾚｺｰﾄﾞ	その他
10	2	14	37	434	8	31

③ 図書受入冊数・雑誌受入種類数（平成26年度）

区分	和				洋				合計
	購入	寄贈	製本	計	購入	寄贈	製本	計	
図書（冊数）	2,171	989	191	3,351	176	174	36	386	3,737
雑誌（種類数）	205	616		821	49	27		76	897

【出典：教育研究支援課作成資料】

資料７－１－③－Ｃ　奈良教育大学図書館図書資料収集方針（第２条～第４条）

（目的）
第２条　この方針は、奈良教育大学（以下「本学」という。）の教職員及び学生等利用者にとって教育･研究活動に必要な資料を系統的に収集し、教員養成大学図書館として体系的で均衡のとれた蔵書構成を図ることを目的とする。
（図書資料の種類及び範囲）
第３条　収集する図書資料の種類及び範囲は、次の各号に掲げるとおりとする。
一　図書
ア　学生用図書
シラバス掲載図書（授業に関連するもの）、学習図書、教養図書
イ　参考図書
事典、辞書、図鑑、年鑑、ハンドブック、要覧、目録、索引
ウ　教科教育関係図書
教科書、指導書及び各教科に関する専門分野に必要な図書
エ　絵本・児童書
幼児教育及び初等中等教育に必要な図書
オ　奈良・大和に関する資料
文化、科学関係の図書
カ　その他の図書
貴重図書、大型コレクション、学内職員著作図書等
二　雑誌　学術雑誌、一般教養誌

三　その他
ア　視聴覚資料　　ＶＴＲ、ＣＤ、ＣＤ－ＲＯＭ、ＤＶＤ等
イ　電子化資料　　電子ジャーナル、二次情報データベース、電子ブック等
(図書資料の選定)
第４条　図書資料の選定方法は、本学の教職員及び学生並びに学術情報課員の推薦に基づき、予算等を勘案のうえ図書館運営委員会の議を経て図書館長が選定する。

【出典：奈良教育大学図書館図書資料収集方針】

資料７－１－③－Ｄ　図書資料貸出状況

	学　生		教 職 員		学 外 者		合　計	
	貸出者数	貸出冊数	貸出者数	貸出冊数	貸出者数	貸出冊数	貸出者数	貸出冊数
平成 24 年度	8,185	16,363	1,172	2,622	573	1,378	9,930	20,363
平成 25 年度	7,120	14,233	892	1,995	500	1,202	8,512	17,430
平成 26 年度	8,079	18,426	1,113	3,062	567	2,223	9,759	23,711

【出典：『大学概要』図書館利用状況】

【分析結果とその根拠理由】

本学の図書館には、基本的な設備が整えられており、平日の夜間に加え、土曜日も開館し、学生への主体的学習支援に資している。教員養成という本学の目的に沿った図書資料を「図書資料収集方針」に基づき収集・整備している。教科書・指導書コーナーやシラバス図書コーナーの配置など、学生の利便を図っており、学生への貸出実績は、１人あたり年間約 14 冊となる。

以上のことから、図書館が整備され、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に収集、整理されており、有効に活用されていると判断する。

観点７－１－④：　自主的学習環境が十分に整備され、効果的に利用されているか。

【観点に係る状況】

学生の自主的学習支援のため、「図書館」（310 席）は平日の夜間に加え、土曜日、および試験前 3 週間～試験期間の日曜・祝日も開館している（資料７－１－④－Ａ）。更に、「学生オフィス」（48 席）（資料７－１－④－Ｂ）、「情報サテライト室」（資料７－１－④－Ｃ）を設けており、学生が自由に勉学に専念できる環境を整備している。

学生間の討論の場として「国際交流室」、「学生会館談話室」がある。また、図書館内には、平成 26 年度に電子黒板やディスカッションテーブルを備えた「グループ学習室」とともに、自学自習の空間として、「ラーニング・コモンズ」を設置している（資料７－１－④－Ｄ）。

他にも、「教育資料館」を有しており、初等中等教育に関する資料を中心に収蔵し、学習のための利用に供している。同時に、教育・研究発表の場として展示等にも活用している。また、学習の一環として、世界遺産関係の DVD を鑑賞する世界遺産ミニシアターを備えている。

図書館の利用頻度に対する調査は、平成 25 年度学生生活実態調査で実施しており、「毎日」、「週 1 回以上」、「月 1 回以上」と回答した者を合わせると、学部学生が 67.9%、大学院生が 80.6%である（資料７－１－④－Ｅ）。

資料７－１－④－Ａ　図書館開館時間一覧表

期間 / 施設	平日（月～金）		土曜日	日曜日・祝日
	授業期間	教育実習期間		試験前３週間・試験期
閲　覧　室	9:00～21:00	9:00～20:00	10:00～17:00	10:00～17:00
パソコン室	9:00～21:00	9:00～20:00	10:00～17:00	10:00～17:00

備考：(1) 休業期は、平日（月～金）の9:00～17:00 開館。土・日・休日は休館。
(2) 休館日は、年末年始（12 月 28 日～1 月 4 日）および月例休館日（毎月第 3 水曜日。この日が休日に当たるときはその翌日）。
(3) 時間外の閲覧業務は、各日２名（時間雇用職員）勤務。
(4) 時間外開館日の月曜日と、金曜日については、２名のうち１名は図書館職員が時差出勤で勤務。
【出典：教育研究支援課作成資料】

資料７－１－④－Ｂ　奈良教育大学学生オフィス使用規則（第２～６条）

（目的）
第２条　学生オフィスは、本学学生の自学、自習及び学生の憩いの場とすることを目的とする。
（施設）
第４条　第２条の目的を達成するため、学習スペース及びリフレッシュコーナーを設置する。
（使用時間）
第５条　学生オフィスの使用時間は、午前７時から午後１０時３０分までとする。
（使用日）
第６条　学生オフィスは、年末年始（１２月２７日から１月５日まで）を除き使用できる。

【出典：奈良教育大学学生オフィス使用規則】

資料７－１－④－Ｃ　奈良教育大学情報サテライト室使用規則（第２～５条）

（目的）
第２条　サテライトは、本学の学生が情報処理機器を用いて学習、研究、情報収集を行う場として、使用することを目的とし、設置場所は次のとおりとする。
一　文科棟情報サテライト室
二　講義棟情報サテライト室
三　図書館情報サテライト室
（使用日）
第４条　サテライトの使用日は原則として次のとおりとする。
一　文科棟情報サテライト室は、平日並びに土・日曜日及び祝日・休日に使用できる。
二　講義棟情報サテライト室は、土・日曜日並びに祝日・休日以外の平日に使用できる。
三　図書館情報サテライト室は、図書館の開館日に準じる。
（使用時間）
第５条　サテライトの使用時間は、原則として次のとおりとする。
一　文科棟情報サテライト室は、午前８時３０分から午後１０時３０分までとする。
二　講義棟情報サテライト室は、午前８時３０分から午後８時３０分までとする。
三　図書館情報サテライト室は、図書館の開館時間に準じる。

【出典：奈良教育大学情報サテライト室使用規則】

資料７－１－④－Ｄ　グループ学習室及びラーニング・コモンズを掲載したホームページのURL

グループ学習室	https://libwww.nara-edu.ac.jp/drupal/?q=node/73
ラーニング・コモンズ	https://libwww.nara-edu.ac.jp/drupal/?q=node/72

資料７－１－④－Ｅ　図書館の利用頻度（平成25年度）

		学部学生						大学院生					
		男		女		合計		男		女		合計	
		人数	率	人数	率	人数	率	人数	率	人数	率	人数	率
1	毎日	4	4.1%	3	1.8%	7	2.6%	0	0.0%	2	8.0%	2	5.6%
2	週1回以上	27	27.8%	56	33.3%	83	31.3%	4	36.4%	11	44.0%	15	41.7%
3	月1回以上	25	25.8%	65	38.7%	90	34.0%	3	27.3%	9	36.0%	12	33.3%
4	年数回	26	26.8%	33	19.6%	59	22.3%	4	36.4%	3	12.0%	7	19.4%
5	利用したことがない (Q42以降に答える)	2	2.1%	2	1.2%	4	1.5%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
合計		84		159		243		11		25		36	

【出典：平成25年度学生生活実態調査】

【分析結果とその根拠理由】

学生の自主的学習支援のため、「図書館」、「学生オフィス」、「情報サテライト室」、「グループ学習室」、「ラーニング・コモンズ」を設けており、勉学に専念できる環境を整備している。また、学生間の討論の場として「国際交流室」、「学生会館談話室」等を有している。

以上のことから、自主的学習環境が十分に整備され、効果的に利用されていると判断する。

観点７－２－①：　授業科目、専門、専攻の選択の際のガイダンスが適切に実施されているか。

【観点に係る状況】

ガイダンスについては、教育課程、履修計画、学生生活について毎年４月の入学時に、新入生対象に３日間にわたって実施している（別添資料７－２－①－１、２）。また、ガイダンスの一環として、各専修別に学生研修を実施している。新入生にとって、教育課程・履修計画を理解するとともに、学年担当教員との話し合いや友人をつくる上での良い機会となっている。

別添資料７－２－①－１　平成27年度新入生オリエンテーション等日程【出典：学生支援課作成資料】
別添資料７－２－①－２　履修登録説明資料【出典：教務課作成資料】

【分析結果とその根拠理由】

学部生、大学院生ともに、入学後の新入生オリエンテーションにおいて、教育課程、履修方法等に関するガイダンスを実施している。また、各専修別に学生研修を実施している。

以上のことから、授業科目、専門、専攻の選択の際のガイダンスが適切に実施されていると判断する。

観点７－２－②：　学習支援に関する学生のニーズが適切に把握されており、学習相談、助言、支援が適切に行われているか。

また、特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への学習支援を適切に行うことのできる状況にあり、必要に応じて学習支援が行われているか。

【観点に係る状況】

学習支援に関する学生のニーズの把握としては、学生委員会による「学生生活実態調査」を隔年ごとに実施している（別添資料７－２－②－１）。調査で得られた結果は、学生委員会において分析を行い、各教員に結果を報告し、支援策に反映する仕組みとしている。

就職支援室では、就職指導員（キャリアアドバイザー）による進路個別懇談（対象：学部３回生及び大学院１回生）を平成26年度より実施し、学生のニーズや必要とされる支援の在り方等を収集・分析し、就職ガイダンスや各種ガイダンスに反映している。また、教員採用導入ガイダンス時に教採受験者の受験地・校種をアンケートにより把握し、グルーピングを行い、それぞれのグループに応じた受験対策の指導・助言を行っている。

学習相談については、「オフィスアワー」を導入し（資料７－２－②－Ａ）、学生掲示板、入学時ガイダンス、冊子「学生生活」及び大学ホームページで周知を行っている（別添資料７－２－②－２）。

学部においては「学年担当教員」と「指導教員」を設けている。学年担当教員は、各専修毎に置かれ、１回生から３回生の間、毎学期終了後にリフレクション・ウィークを設けて履修状況の確認を行う。また、大学院生については「研究指導教員」（教職大学院にあっては「指導教員」）が入学後定められ、学習相談・助言に当たっている。

特別な支援を行うことが必要と考えられる者としては、留学生41名（平成27年５月現在）、社会人学生23名（現職教員：大学院21名、専攻科２名）（平成27年５月現在）が在籍している。

留学生については、国際交流推進室、国際交流留学センター及び学生支援課がその対応に当たっている。留学生向けの正規授業のほかに日本語の補講を外部講師に依頼して実施している。また、留学生懇談会、学習旅行を実施して、留学生の状況を把握するとともに、留学生担当教員が定期的に面談を実施し、支援のニーズの把握に努めている。これら以外にも、相談を受けた各教職員が学生の要望等を聞き、情報の共有と改善を図るといったきめ細かな対応を行っている。

社会人が在籍している大学院各専攻にあっては、大学院設置基準第14条を適用して、授業や指導を受け易い特別の授業時間帯を設定し、夜間対応を行っている。障害を持つ学生に対しては、年度始めに希望を調査し、ノートテイカーの配置などの支援を行っている。

資料７－２－②－Ａ　オフィスアワーの設定に関する申合せ（抜粋）

（目的）
１．学生支援充実のため、学業を中心とした学生生活全般にわたって質問・相談等に応じる特定の時間帯（オフィスアワー）として、教員があらかじめ示す特定の時間帯を設定する。
（利用）
２．学生は基本的に予約なしで研究室を訪ね、勉学のことから学生生活全般・進路・将来のことに及んで相談することができる。
（時間帯等）
３．各教員はオフィスアワーを設定できる時間帯等を所定の様式により学生委員会に届けるものとする。ただし，

オフィスアワーの設定時間は最低１コマ（９０分）以上設けるものとする。
（周知方法）
４．オフィスアワーを学生に周知する方法は次の方法によるものとする。
一　大学のホームページに掲載
二　大学が作成する冊子に掲載（天平雲等）
三　一覧表を時間割冊子と同時に配布

【出典：オフィスアワーの設定に関する申合せ】

別添資料７－２－②－１　「学生生活実態調査」の調査項目
別添資料７－２－②－２　『学生生活』p.７　「学生相談」

【分析結果とその根拠理由】

就職支援室の就職指導員による進路個別懇談を定期的に行っており、学生のニーズの把握が組織的に行われている。オフィスアワーは全教員が設定しており、複数の手段により学生に周知している。「学年担当教員」、「指導教員」、「研究指導教員」制度等を設け、相談及び助言体制を整えている。

また、留学生に対しては、国際交流留学センター及び学生支援課を中心に組織的に対応するとともに、日本語の補講、留学生懇談会の開催など、種々の学習支援を行っている。社会人に対しては、授業時間帯の配慮をはじめとした支援を行っている。障害者に対する支援では、年度始めに希望を調査し、ノートテイカーの配置などの支援を行っている。

以上のことから、学習支援に関する学生のニーズが適切に把握されており、学習相談、助言、支援が適切に行われていると判断できる。また、特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への学習支援を適切に行うことのできる状況にあり、必要に応じて学習支援が行われていると判断する。

観点７－２－③：　通信教育を行う課程を置いている場合には、そのための学習支援、教育相談が適切に行われているか。

該当なし

観点７－２－④：　学生の部活動や自治会活動等の課外活動が円滑に行われるよう支援が適切に行われているか。

【観点に係る状況】

本学では、正課以外に大学の許可のもとに学生が自発的に行う文化的、社会的、体育的な諸活動を奨励している。

自治的な学生団体として、学生自治会、体育会、文化会、報道会、大学祭実行委員会があり（資料７－２－④－A）、このうちの体育会が体育系クラブ・サークルの活動を、文化会が文化系クラブ・サークルの活動をまとめている。

大学の支援体制としては、全てのクラブ・サークル（別添資料７－２－④－１）に教員が顧問として関わり、また、学生委員会の中で課外活動の担当委員を設け、支援を行っている。

課外活動施設として、学生会館、サークル部室及び課外活動共用施設（サークル共用棟）及び音楽練習室を設置

している。うち、短期使用施設として会議室、多目的スペース、資料作成室を、長期使用施設として文化会室、体育会室、練習室、倉庫を、使用許可制により学生団体の利用に供している（別添資料７－２－④－２）。体育施設は、別添資料７－２－④－３のとおりである。その他の物的支援として、用具・機械・楽器等を適宜支援しており、後援会からも課外活動に対する物品等の購入の予算的支援がある。

課外活動（及び学術活動等）の振興策として、学長表彰及び学生委員会委員長表彰を行っている（資料７－２－④－B①）。また、本学独自の学生支援策として、「学生企画活動支援事業」がある。この事業は、学生が自ら企画する事業のうち、優れたものに対して大学が経済的支援等を行い、学生自身に自主的に実体験をさせることで、学生の企画力・実践力・社会性を高め、優れた教員等の養成に資することを目的としたものである（資料７－２－④－B②、C）。

教育指導研究会を年１回開催し、学生及び教職員が危機対応・管理に関する共通認識を持つよう意見交換を行っている。

指導力の育成、ならびに相互の親睦と理解を深めるため、「サークルリーダーズ・ミーティング」（体育会・文化会）を開催し、今後の対応についての説明や、次期リーダーとしての心構えの啓発を行っている。

資料７－２－④－A　「学生団体・クラブ紹介」を掲載したホームページのURL

http://www.nara-edu.ac.jp/campus_life/extracurricular/extracurricular_education/

資料７－２－④－B　「課外活動支援関係」を掲載したホームページのURL

① 課外教育（学生表彰）
http://www.nara-edu.ac.jp/campus_life/extracurricular/recognition.html
② 学生企画活動支援事業
http://www.nara-edu.ac.jp/campus_life/extracurricular/planning.html

資料７－２－④－C　学生企画活動支援事業の申請・許可件数等

年　度	申請件数	採択件数	支援経費
平成22年度	10	7	126万円
平成23年度	5	5	130万円
平成24年度	8	8	160万円
平成25年度	7	7	100万円
平成26年度	5	5	123万円

【出典：学生支援課作成資料】

別添資料７－２－④－１　『学生生活』p.49　「課外活動諸団体一覧」
別添資料７－２－④－２　奈良教育大学課外教育活動施設使用規則
別添資料７－２－④－３　『学生生活』p.53　「体育施設」

【分析結果とその根拠理由】

課外活動に対する大学の支援体制としては、学生委員会が支援を行っている。施設面では、課外活動共用施設（サークル共用棟）、音楽練習室、体育施設を用意し、また、物的支援として用具・機械・楽器等の支援を行っている。

振興策としては、学長表彰及び学生委員会委員長表彰を行い、さらに学生企画活動支援事業により、経済的支援等も図っている。

以上のことから、学生の部活動や自治会活動等の課外活動が円滑に行われるよう支援が適切に行われていると判断する。

観点７－２－⑤：　生活支援等に関する学生のニーズが適切に把握されており、生活、健康、就職等進路、各種ハラスメント等に関する相談・助言体制が整備され、適切に行われているか。
また、特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への生活支援等を適切に行うことのできる状況にあり、必要に応じて生活支援等が行われているか。

【観点に係る状況】

学生委員会による学生生活実態調査を実施し、そのニーズや実態の把握を行っている（別添資料７－２－②－１）。

大学生活全般における要望・相談については、「学生なんでも提言箱」を設置（管理棟と学生会館の２ヵ所。メールも可。）し、副学長（教育担当）を責任者としてハラスメント、教務・学生生活全般、施設改善要求等の事項に対応している。

個人生活上の諸問題については、「学生相談室」を設置し、学生相談員（保健センター長・医師）を配置して適切な対応を行っている。健康相談及びカウンセリングについては、保健センターが対応している。特にカウンセリングにおいては、週２日、カウンセラー（学外から臨床心理士１名）を配置している（別添資料７－２－⑤－１）。

進路相談については、就職支援室に就職指導員（キャリアアドバイザー）２名を配置するとともに、外部相談員１名を委嘱し対応している。また、キャリアサロンを設置し、パソコンや就職関係資料等を整備し、進路選択に供している（別添資料７－２－⑤－２）。

各種ハラスメントについては、「国立大学法人奈良教育大学ハラスメントの防止及び対応に関する規則」に基づき、ハラスメント相談員11名（医師、看護師、教員、事務職員）を配置し、「国立大学法人奈良教育大学ハラスメントの防止及び対応に関する指針」に基づき、啓発・防止・救済に努めている。相談員から報告のあった事案については、人権・ハラスメント防止委員会が対応している。また、平成22～26年度には毎年、人権ハラスメント防止に関する研修会を行い、大学内外の専門家による講演を交えながら、教員の理解と改善に努めた（資料７－２－⑤－A）。

その他、学生委員会に、適宜、事件・事故に対応する小委員会を設置し、関係部署が連携して、組織的な支援・対応を行っている。

これら各種相談体制の学生への周知に関しては、ホームページ（資料７－２－⑤－B）や冊子「学生生活」、ハラスメント防止リーフレット、掲示等により行っている。

また、随時、大学生活上の事柄について相談、助言にあたっている。指導教員制は、主に４回生の卒業論文の指導を行う制度で、研究室単位での修学や就職の問題についても指導や助言にあたっている。

特別な支援を行うことが必要と考えられる者の在籍者数は、観点７－２－②に示した。

留学生の生活支援については、国際交流推進室、国際交流留学センター及び学生支援課を対応組織として位置づけ、留学生担当教職員等との面談や学生生活実態調査、留学生アンケート等により生活支援のニーズの把握に努めるとともに、「留学生ハンドブック」を作成して（別添資料７－２－⑤－３）、就学を含む生活支援を行っている。

また、障害を持つ学生に対しては、年度始めに希望を調査し、必要があればノートテイカーの配置などの支援を行っている。

資料７－２－⑤－Ａ　人権・ハラスメント防止に関する研修会

実施年度	研修名	テーマ
平成22年度	大学教員ハラスメント研修	アカデミック・ハラスメントについて
	ハラスメント相談員・防止委員会研修会	学生とのコミュニケーションについて考える ーアサーショントレーニングよりー
平成23年度	大学教員ハラスメント研修	アカデミック・ハラスメントについて
平成24年度	大学教員ハラスメント研修	ハラスメントは人権侵害
平成25年度	ハラスメント相談員・防止委員会研修会	相談者を傷つけない相談対応
平成26年度	ＦＤ研修会	障がいのある学生に対する環境改善等

【出典：総務課作成資料】

資料７－２－⑤－Ｂ　大学ホームページの「ハラスメントに関する相談」ページのURL

http://www.nara-edu.ac.jp/ADMIN/SOUMU/JINJI/sh.htm

別添資料７－２－⑤－１　『保健センターだより』p.19　「学生相談室のご案内」
別添資料７－２－⑤－２　「キャリアアドバイザーの配置」（奈良教育大学広報誌「ならやま」（平成 26 年夏号抜粋））
別添資料７－２－⑤－３　奈良教育大学留学生ハンドブック

【分析結果とその根拠理由】

生活支援等に関する学生のニーズについては、学生委員会が行う学生生活実態調査により把握し、支援策の向上につなげている。学生からの様々な要望・相談等については、学生なんでも提言箱、学生相談室などを整備し、対応に当たっている。

留学生については、「留学生ハンドブック」の発行などにより、生活支援を行っている。留学生の生活支援のニーズは、留学生担当教職員等との面談や学生生活実態調査、留学生アンケート等により把握に努めている。また、障害者に対する備えとして、年度始めに希望を調査し、必要があればノートテイカーの配置などの支援を行っている。

以上のことから、生活支援等に関する学生のニーズが適切に把握されており、健康、生活、進路、各種ハラスメント等に関する相談・助言体制が整備され、適切に行われていると判断する。また、特別な支援を行うことが必要とされる学生への生活支援を適切に行うことのできる状況にあり、必要に応じて生活支援等が行われていると判断する。

観点７－２－⑥：　学生に対する経済面の援助が適切に行われているか。

【観点に係る状況】

入学料免除及び授業料免除は、「奈良教育大学入学料免除選考基準」（別添資料７－２－⑥－１）及び「奈良教育大学授業料免除等選考基準」（別添資料７－２－⑥－２）により、学生委員会の議を経て学長が行っている。平

成26年度入学料免除の申請・許可状況は、申請者15人、許可者８人（全額免除者１人、半額免除者７人）である（資料７－２－⑥－A）。また、平成26年度授業料免除の申請・許可状況は、申請者136人、許可者126人（全額免除者100人、半額免除者26人）である（資料７－２－⑥－B）。特に留学生に対しては、「私費外国人留学生授業料特別免除制度」を設けており（資料７－２－⑥－C）、学業成績が特に優秀な学生に対して、各学年１名の授業料を全額免除している。また、授業料免除可能額については、大学独自の支援として年間約320万円を上乗せして実施している。

本学で取り扱っている奨学金としては、日本学生支援機構の奨学金が主なものであるが、その他に地方公共団体及び民間育英団体の奨学金がある。平成26年度の日本学生支援機構等の奨学金の受給率は、35.5%である（資料７－２－⑥－D）。

本学独自の奨学金としては、本学後援会が実施している「学習奨励費」があり、資料７－２－⑥－Eのとおり月額１万円（年額12万円）、年間10人が対象となり、選考にあたっては後援会の役員会が審議を行っている。

学生宿舎として女子寮（定員64名）を設置している。寄宿料は個室Aが月額6,000円、個室B（シャワー付）が月額15,000円であり、入居選考は学生委員会で行っている。

留学生用には、国際学生宿舎を設置している。日本人男子学生用と留学生用の居室がある。寄宿料は月額 4,700円であり、入居者の選考は学生委員会で行っている。

以上の諸制度については、全学生に配付している冊子「学生生活」や、大学ホームページ（資料７－２－⑥－F）などに掲載し、周知している。

なお、経済面での援助に関する学生のニーズについては、学生生活実態調査で把握し、適切な運用に役立てている（別添資料７－２－⑥－３）。

資料７－２－⑥－A　入学料免除申請者数及び審査結果（平成24～26年度）

年度	区分	申請者数	審査結果			
			許可			不許可
			全額免除	半額免除	計	
平成24年度	学部	1	1	0	1	0
	大学院	27	0	8	8	19
	特別専攻科	1	0	0	0	1
	計	29	1	8	9	20
平成25年度	学部	1	0	0	0	1
	大学院	19	0	7	7	12
	特別専攻科	1	0	1	1	0
	計	21	0	8	8	13
平成26年度	学部	0	0	0	0	0
	大学院	14	0	7	7	7
	特別専攻科	1	1	0	1	0
	計	15	1	7	8	7

【出典：学生支援課作成資料】

資料７－２－⑥－Ｂ　授業料免除申請者数及び審査結果（平成 24～26 年度）

年度	学期	区分	申請者数	審査結果			
				許　可			不許可
				全額免除	半額免除	計	
平成 24 年度	前期	学部	128	27	80	107	21
		大学院	60	7	42	49	11
		特別専攻科	1	0	0	0	1
		計	189	34	122	156	33
	後期	学部	123	16	100	116	7
		大学院	56	4	48	52	4
		特別専攻科	0	0	0	0	0
		計	179	20	148	164	11
平成 25 年度	前期	学部	131	55	55	110	21
		大学院	56	19	26	45	11
		特別専攻科	1	1	0	1	0
		計	188	75	81	156	32
	後期	学部	110	54	51	105	5
		大学院	49	24	22	46	3
		特別専攻科	1	1	0	1	0
		計	160	79	73	152	8
平成 26 年度	前期	学部	117	75	24	99	18
		大学院	33	19	9	28	5
		特別専攻科	1	1	0	1	0
		計	151	95	33	128	23
	後期	学部	107	78	20	98	9
		大学院	29	22	6	28	1
		特別専攻科	0	0	0	0	0
		計	136	100	26	126	10

【出典：学生支援課作成資料】

資料７－２－⑥－Ｃ　奈良教育大学授業料等の免除等に関する規則（第２条～第３条抜粋）

（免除の範囲）
第２条　授業料の免除は、本学学部、専攻科及び大学院の学生（科目等履修生及び研究生を除く。以下「学生」という。）で次の各号の一に該当する者について行うことができる。
（略）
２　前項にかかわらず、本学学部及び大学院の私費外国人留学生（専攻科学生、科目等履修生及び研究生を除く。）で、特に学業優秀と認められる者については、授業料を免除することができる。
（免除の額等）
第３条　授業料の免除の額及びその免除の対象となる期は、次の各号に掲げるとおりとする。
一 ㄱ
〳 （略）
四 ㄴ
五　前条第２項に該当する場合は、当該年度に係る授業料の全額とする。

【出典：奈良教育大学授業料等の免除等に関する規則】

資料７－２－⑥－Ｄ　日本学生支援機構　奨学金等受給状況（平成 24 年度～平成 26 年度）

年度	種別等	学部	大学院	専攻科	計
平成 24 年度	学生数	1138	195	12	1345
	第一種（無利子）	127	16	0	143
	第二種（有利子）	270	11	0	281
	その他	5	0	0	5
	計	397	27	0	429
		34.9%	13.8%	0.00%	31.9%
平成 25 年度	学生数	1137	178	11	1326
	第一種（無利子）	126	20	0	146
	第二種（有利子）	262	9	0	271
	その他	6	1	0	7
	計	394	30	0	424
		34.7%	16.9%	0.00%	32.0%
平成 26 年度	学生数	1144	149	13	1306
	第一種（無利子）	155	33	0	188
	第二種（有利子）	255	9	0	264
	その他	9	3	0	12
	計	419	45	0	464
		36.6%	30.2%	0.0%	35.5%

【出典：学生支援課作成資料】

資料７－２－⑥－Ｅ　奈良教育大学後援会　学習奨励費応募状況等（平成27年度）

区　分	課　　程　　等	回　生	応募者数
学部学生	学校教育教員養成課程（教育発達専攻）	1	4
	学校教育教員養成課程（教科教育専攻）		１０
	学校教育教員養成課程（伝統文化教育専攻）		1
	学校教育教員養成課程（教育発達専攻）	2	1
	学校教育教員養成課程（教科教育専攻）		1
	学校教育教員養成課程（伝統文化教育専攻）		0
	学校教育教員養成課程（教育発達専攻）	3	1
	学校教育教員養成課程（教科教育専攻）		3
	学校教育教員養成課程（伝統文化教育専攻）		0
	学校教育教員養成課程（教育発達専攻）	4	3
	学校教育教員養成課程（教科教育専攻）		4
	学校教育教員養成課程（伝統文化教育専攻）		0
	総合教育課程		0
大学院生	修士課程	1	4
	専門職学位課程		0
	修士課程	2	2
	専門職学位課程		1
	計		３５

【出典：学生支援課作成資料】

資料７－２－⑥－Ｆ　寄宿舎について記載した本学ホームページのURL

http://www.nara-edu.ac.jp/campus_life/health/facility/dormitoryl.html

別添資料７－２－⑥－１　奈良教育大学入学料免除選考基準
別添資料７－２－⑥－２　奈良教育大学授業料免除等選考基準
別添資料７－２－⑥－３　経済面での援助に関する学生のニーズ【出典：学生生活実態調査Q10～Q12】

【分析結果とその根拠理由】

入学料免除及び授業料免除は、選考基準により、学生委員会の議を経て学長が行っている。留学生に対しては、「私費外国人留学生授業料特別免除制度」を設け、支援している。授業料免除可能額については、大学独自の支援として上乗せして実施している。

本学で取り扱っている奨学金としては、日本学生支援機構の奨学金が主なものであるが、その他に地方公共団体及び民間育英団体の奨学金がある。

本学独自の奨学金としては、本学後援会が実施している「学習奨励費」があり、選考にあたっては後援会の役員会が審議を行っている。また、学生宿舎として大学近辺に女子寮及び国際学生宿舎を設置している。

以上のことから、学生の経済面の援助が適切に行われていると判断できる。

（２）優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

○　施設・設備について、教育課程の実現に応える規模と種類は整備されている。また、それらの利用の方針や規則を明確に定めている。

○　教育実習用として、奈良市内の主要小・中・高等学校が使用する教科書を主に購入している。小学校・中学校は本学附属校、奈良市教育委員会採用の教科書を各科目３冊ずつ、採用されていない教科書も各科目全種類を１冊ずつ購入している。なお、この小学校及び中学校の教科書出版社の教科書を購入し、利用に供している点は、課程認定大学実地視察において評価されている。

○　「えほんのひろば」は、附属学校園との連携教育、また地域の家庭教育の支援を目的に開設した、特色ある取組である。絵本を活用した授業の場、附属幼稚園園児の保育、学生のクラブ活動での利活用の場、子育て支援としての地域における交流の場及び現職教員（公立図書館司書を含む。）の再教育の場となるよう充実を図っている。

○　図書館、学生オフィス、情報サテライト室等のほか、学生会館談話室といったグループ討論の場を設け、さらには新しい自学自習の空間として「ラーニング・コモンズ」を図書館内に設置し、学生の多様な学びの場を提供している。

○　学生支援のニーズを把握するため、学生生活実態調査を隔年ごとに実施している。得られた結果の分析は学生委員会等で行い、結果を各教員に報告していることから、学生のニーズの把握が系統的かつ組織的に行われているといえる。

○　留学生の生活支援のニーズは、留学生担当教職員との面談、学生生活実態調査及び留学生アンケート等により把握に努めており、生活面でのサポートも十分に行っていると判断できる。

○　課外活動については、体育会や文化会が「サークルリーダーズ・ミーティング」を実施することで、充実を図っている。また、大学、教員、学生の三者が現状把握と危機対応・管理に関する共通認識を持つよう努力している。

○　課外活動の振興策として体育活動の成績優秀者、コンクールの入選者に学長表彰及び学生委員会委員長表彰制度を設け、表彰を行っている。

○　学生支援策として、学生企画活動支援事業がある。これは、学生が自ら企画する事業のうち、優れたものに対して大学が経済的支援等を行い、学生自身に実体験をさせることで、学生の企画力・実践力・社会性を高め、優れた教員等の養成に資することを目的としたものである。

【改善を要する点】

○　共同利用PC利用時間について、学生の満足度があまり高くない点について、さらに調査・分析を行う必要がある。

基準８　教育の内部質保証システム

（１）観点ごとの分析

観点８－１－①：　教育の取組状況や大学の教育を通じて学生が身に付けた学習成果について自己点検・評価し、教育の質を保証するとともに、教育の質の改善・向上を図るための体制が整備され、機能しているか。

【観点に係る状況】

教育学部、大学院修士課程・専門職学位課程を通じて、教育活動の状況及び学習成果に関するデータや資料を収集・蓄積する担当組織として、従来教授会傘下の教務委員会と FD 委員会があったが、平成 24 年 10 月からは FD 委員会に代わって法人傘下の教育課程開発室に FD 専門部会を設置している（資料２－１－②－Ｃ、資料８－１－①－Ａ）。

教育課程開発室 FD 専門部会では、教育方法等の改善を目的として、学生による「授業評価アンケート」を前・後期授業終了時に実施している。この集計結果は担当の教員にフィードバックし、担当教員は授業の課題と改善案を記入した「授業評価アンケート集計結果を受けての担当授業科目へのフィードバック・改善等調査票」を提出して授業改善を図っている（別添資料８－１－①－１）。

また、学業の成果を裏付ける学生の自己評価に関連し、卒業時・修了時アンケートを継続して実施しており、その結果を教授会で報告し、教育の質の改善を図っている。

FD 専門部会ではファカルティ・ディベロップメント推進プロジェクト報告書を作成し（別添資料８－１－①－２）、学内のホームページに公表し、教育の質の改善に向けた取組について学内で共有している。

教育課程開発室に FD 専門部会が設置され、教育の質の向上や大学教員の職能成長について所管するという機能分担が確立し、教育活動の状況及び学習成果を自己点検・評価及び検証するにあたっての組織的活動が促され、改善に結び付けるための継続的な取組が効率よく実施できることとなった。

資料８－１－①－Ａ　国立大学法人奈良教育大学教育課程開発室ファカルティ・ディベロップメント専門部会要項（第１条～第３条）

（設置）
第１条　国立大学法人奈良教育大学教育課程開発室要項第９条第１項及び第２項の規定に基づき、国立大学法人奈良教育大学教育課程開発室ファカルティ・ディベロップメント専門部会（以下「ＦＤ専門部会」という。）を設置する。
（審議事項）
第２条　ＦＤ専門部会は、大学教員の職能成長（ファカルティ・ディベロップメント、以下「ＦＤ」という。）の推進に関し、次の各号に掲げる事項について審議する。
一　ＦＤに関する組織的な活動の企画及び実施に関すること。
二　その他、ＦＤの推進に関すること。
（組織）
第３条　ＦＤ専門部会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。
一　理事（教育担当）
二　学長補佐（教育課程担当）
三　教育課程開発室から選出された室員　１人
四　教務委員会から選出された委員　１人
五　次の各分野から互選された教員

ア　教育系　１人
イ　文科系　１人
ウ　理科系　１人
エ　芸体系　１人
オ　教職開発講座　１人
六　学長が指名する者　若干名
２　前項第三号から第六号の委員は、学長が委嘱する。

【出典：国立大学法人奈良教育大学教育課程開発室ファカルティ・ディベロップメント専門部会要項】

別添資料８－１－①－１　授業評価アンケート集計結果を受けての担当授業科目へのフィードバック・改善等調査票
別添資料８－１－①－２　平成25年度ファカルティ・ディベロップメント推進プロジェクト報告書

【分析結果とその根拠理由】

教育活動の状況及び学習成果に関するデータや資料を収集・蓄積する担当組織として、教務委員会と教育課程開発室FD専門部会があり、これら委員会・部会が分析を行う体制にある。FD専門部会の設置により、教育の質の向上や大学教員の職能成長についてはFD専門部会が所管するという機能分担が確立し、教育活動の状況及び学習成果を自己点検・評価及び検証するにあたっての組織的活動が促され、改善に結び付けるための継続的な取組が効率よく実施されている。

以上のことから、教育の取組状況や大学の教育を通じて学生が身に付けた学習成果について自己点検・評価し、教育の質を保証するとともに、教育の質の改善・向上を図るための体制を整備し、機能していると判断する。

観点８－１－②：　大学の構成員（学生及び教職員）の意見の聴取が行われており、教育の質の改善・向上に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされているか。

【観点に係る状況】

教育課程開発室FD専門部会では、教育方法等の改善を目的として、学生による「授業評価アンケート」を前・後期授業終了時に実施している。過去５年の間に実施率は全体として上昇しており（資料８－１－②－A）、平成25年度、平成26年度には88～89%に達している。この集計結果は、担当の教員にフィードバックしている。同時に学務情報システムにおいて、少人数の授業科目（学部：２名以下）を除いて教員相互に閲覧可能となっており、授業の改善に向けての資料となっている。また学生は学務情報システム上で自身が受講した授業のアンケート結果を閲覧することができる。

学生委員会を中心として、２年に１回「学生生活実態調査」（別添資料７－２－②－１）を実施している。調査結果は、学生委員会及び関係の委員会が分析を行い、報告書にまとめて全教員に配付している。

学生と学長との懇談会「学長と話をしよう」を開催している（別添資料８－１－②－１）ほか、各教員によるオフィスアワーがあり、学生から質問や相談を受ける体制にある。また、「学生なんでも提言箱」を設けており、授業や学習環境についても随時意見を伝えることが可能である。また、教員養成教育における学習の成果を検証するため、卒業・修了時アンケートを継続的に実施している。なお、平成24年度まで６年にわたって、学生が主体で学生・教職員のみならず後援会員・同窓会員・地域住民が自由に語り合うことで大学の活性化を図る大学懇

談会を開催してきた（別添資料８－１－②－２）。

教員からの意見聴取は、各講座・専修や各種委員会での議論・意見を教務委員会、教育課程開発室、教育課程開発室FD専門部会が把握することにより、また職員からの意見聴取は、週１回開催の課長会と月１回開催の事務連絡会議を通じて、いずれも継続的に行われ、検討結果は教育課程の見直しや教育の質の向上、改善のための取組として結実している。

またこのような学生・教職員からの意見や評価結果は、教授会等において報告され、教授会等の議を経たうえで、さらに検討するべき事項については、関連委員会や関連講座に随時、再検討が求められる。

資料８－１－②－Ａ　授業評価アンケート実施率の推移（平成22～26年度）

平成22年度		平成23年度		平成24年度		平成25年度		平成26度	
前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期
84.5%	80.5%	80.8%	86.1%	84.2%	81.3%	89.3%	87.9%	87.8%	88.6%

【出典：教務課作成資料】

別添資料８－１－②－１　「学長と話をしよう」（大学ホームページの記事）
別添資料８－１－②－２　「大学懇談会」（奈良教育大学広報誌「ならやま」（平成25年春号　抜粋））

【分析結果とその根拠理由】

授業評価アンケートを継続的に実施しており、実施率をさらに向上させ、学生の意見をより正確に把握することに努めている。この評価結果については、各教員に報告している。また学生は学務情報システム上で自身が受講した授業のアンケート結果を閲覧することができる。

学生生活実態調査、「学長と話をしよう」、オフィスアワー制度、提言箱、教授会などを通じ、学生・教職員の意見の聴取や分析を行うことにより、自己点検・評価に適切に反映する体制を整備している。

以上のことから、学生及び教職員の意見の聴取を行われており、教育の質の改善・向上に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされていると判断する。

観点８－１－③：　学外関係者の意見が、教育の質の改善・向上に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされているか。

【観点に係る状況】

学外関係者との意見交換の場として、奈良県教育委員会との連携協力に関する協議会を毎年開催している（資料８－１－③－Ａ）。県教委側からは教育長をはじめ教職員課長、学校教育課長等の教育行政責任者、本学側からは学長をはじめ各種委員会委員長等が参加し、受入側が求める教師像に関する意見交換を行い、教職大学院での連携協力など、大学院教育の改善につなげている。また、平成24年10月に設置した教員養成高度化推進委員会以降、教育委員会関係者若干名を委員として迎え、学外委員の発言を適切な形で教育の質の改善・向上に活かしてきている（資料８－１－③－Ｂ）。平成25年11月に設置した教員養成高度化委員会には、奈良県教育委員会関係者として教育長が出席し、発言・提言を行っている（資料８－１－③－Ｃ）。

経営協議会の学外委員からの意見を継続的に法人運営に活用しており、平成22年度からは大学ホームページ上で閲覧可能として取組事例を公開している（資料８－１－③－Ｄ）。平成25年度の経営協議会でのグローバル化

に関する意見、ならびに学生に対する英語教育に関する意見を踏まえて、平成 26 年度に奈良県教育委員会との連携協議会のもと専門部会「英語教育」を設置し、小学校外国語活動、教員研修などの改善に向けて検討を開始している。

平成 26 年度には、過去５年間に本学卒業・修了生が就職した奈良県下の幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校を対象に、「本学教員養成教育における学習の成果検証のためのアンケート調査」を実施した。本学のカリキュラム・フレームワークに掲げる新任教員として備えるべき７つの目標資質能力基準について、達成度に関する調査項目を設け、教育目標に照らした教育成果の検証を行った。（別添資料６－２－②－１）

資料８－１－③－Ａ　奈良教育大学と奈良県教育委員会との連携協力に関する協議会設置要綱（第１～７）

（設置）
第１　奈良教育大学（以下、「甲」という。）と奈良県教育委員会（以下「乙」という。）との連携協力に関する覚書の円滑な実施を図るため、甲と乙との連携協力に関する協議会　（以下、「協議会」という。）を設置する。
（構成）
第２　協議会は、協議会のテーマ及び内容により、甲については学長が乙については教育長　が、それぞれその都度委嘱した者をもって構成する。
（協議会の開催）
第３　協議会は、甲と乙が交互に担当して必要に応じて開催する。
（会長）
第４　協議会に会長を置き、協議会を甲が担当するときは学長を、乙が担当するときは教育　長をもって充てる。
（協議会の招集及び議長）
第５　会長は、協議会を招集し、その議長となる。
（連絡部会）
第６　協議会は、日常的に連携・協力等を促進するため、連絡部会を置くことができる。
２　連絡部会に関することは、別に定める。
（専門部会）
第７　協議会は、具体的な事項を検討するため、必要に応じて専門部会を置くことができる。
２　専門部会に関することは、別に定める。

【出典：奈良教育大学と奈良県教育委員会との連携協力に関する協議会設置要綱】

資料８－１－③－Ｂ　国立大学法人奈良教育大学教員養成高度化推進委員会規則（第１条～第３条）

（趣旨）
第１条　国立大学法人奈良教育大学の役割や使命として、教育の質の保証・向上に向けた取組を推進し、高度専門職業人としての有能な教員の養成を行う観点から、奈良教育大学教育学部及び大学院における教員養成の高度化を推進するため、学長の下に国立大学法人奈良教育大学教員養成高度化推進委員会（ 以下「委員会」という。） を設置する。
（審議事項）
第２条　委員会は、本学の第２ 期中期目標・中期計画を踏まえつつ、教員養成の高度化に関して、次の各号に掲げる事項について審議するものとする。
一 教育課程及び教育方法に関すること。
二 教育学部・大学院の組織に関すること。
三 学生の入学、修学及び修了に関すること。
四 教員組織に関すること。
五 教育委員会等との連携に関すること。
六 その他教員養成の高度化推進に関し必要なこと。
（組織）

第３条　委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。
　一 副学長（ 教育担当）
　二 副学長（ 企画担当）
　三 副学長（ 国際交流・地域連携担当）
　四 附属学校部長
　五 教授会及び教職大学院会議において選出された評議員のうちから２人
　六 学長補佐（教育課程担当）
　七 学長補佐（就職担当）
　八 学長補佐（入試担当）
　九 学長補佐（国際交流担当）
　十 学長補佐（地域連携担当）
　十一 事務局長
　十二 教育委員会関係者 若干名
　十三 学長が指名する者 若干名
２　前項第五号、第十二号及び第十三号の委員は、学長が委嘱する。

【出典：国立大学法人奈良教育大学教員養成高度化推進委員会規則】

資料８－１－③－Ｃ　国立大学法人奈良教育大学教員養成高度化委員会規則（第１条～第３条）

（趣旨）
第１条　国立大学法人奈良教育大学のミッションに基づき、教育の質の保証・向上に向けた取組を推進し、高度専門職業人としての有能な教員の養成を行う観点から、奈良教育大学教育学部及び大学院における教員養成の高度化を推進するため、学長の下に国立大学法人奈良教育大学教員養成高度化委員会（以下「委員会」という。）を設置する。
（審議事項）
第２条　委員会は、本学の第２期中期目標・中期計画を踏まえつつ、第３期中期目標・中期計画を見据えて、教員養成の高度化に関して、教員養成高度化推進計画に基づき、次の各号に掲げる事項について審議するものとする。
　一 大学院の改組に関すること。
　二 大学院修士課程及び専門職学位課程の学位授与方針の明確化に関すること。
　三 教育課程及び教育方法に関すること。
　四 教育学部・大学院・専攻科の組織に関すること。
　五 学生の入学、修学及び修了に関すること。
　六 教員組織に関すること。
　七 教育委員会等との連携協働に関すること。
　八 その他教員養成の高度化推進に関し必要なこと。
（組織）
第３条　委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。
　一 副学長（教育担当）
　二 副学長（企画担当）
　三 副学長（研究担当）
　四 副学長（国際交流・地域連携担当）
　五 附属学校部長
　六 学長特別補佐（教育連携担当）
　七 教授会及び教職大学院会議において選出された評議員のうちから２人
　八 学長補佐（教育課程担当）
　九 学長補佐（就職担当）
　十 学長補佐（入試担当）
　十一 学長補佐（国際交流担当）
　十二 学長補佐（地域連携担当）
　十三 事務局長

十四 教育委員会関係者 若干名
十五 学長が指名する者 若干名
２ 前項第七号、第十四号及び第十五号の委員は、学長が委嘱する。

【出典：国立大学法人奈良教育大学教員養成高度化委員会規則】

資料８－１－③－Ｄ　「経営協議会の学外委員からの意見を法人運営に活用した主な取組事例」を掲載したホームページのURL

http://www.nara-edu.ac.jp/teachers/meeting/management.html

【分析結果とその根拠理由】

学外関係者との意見交換の場として、奈良県教育委員会との連携協力に関する協議会を毎年定期的に開催し、大学院教育の改善につなげている。また教員養成高度化推進委員会・教員養成高度化委員会に奈良県教育委員会教育長など教育委員会関係者若干名を委員として迎え、発言・提言を教育の質の改善・向上に活かしている。経営協議会の学外委員の意見を継続的に法人運営に活用している。

また、本学卒業・修了生が就職した奈良県下の小中高等学校等に対しても勤務先アンケート調査を実施し、意見聴取を行っている。これらの調査結果は組織的に分析し、改善への基礎資料とするとともに、自己評価書に反映している。

以上のことから、学外関係者の意見が、教育の質の改善・向上に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされていると判断する。

観点８－２－①：　ファカルティ・ディベロップメントが適切に実施され、組織として教育の質の向上や授業の改善に結び付いているか。

【観点に係る状況】

教育課程開発室FD専門部会では、各年度のFD事業の実施計画を立て、授業評価アンケート、卒業時・修了時アンケートを実施するとともに、FD交流会・FD研修会を継続的に実施している（資料８－２－①－Ａ）。その実施結果は、FD事業報告書、授業評価アンケート報告書として教職員に配布するとともに、図書館において学生の閲覧に供している。

FD交流会・FD研修会は、教育実践、授業展開、方法に関する本学の教員の発表を行うもので、それぞれ年１回実施している。平成26年２月FD研修会実施後のアンケート結果を資料８－２－①－Ｂに示す。このアンケートでは、95%の教員が研修会のテーマが適切であったと評価し、教職大学院の取組について、もっと詳しく知りたいと答えた人が80%にのぼった。多くの教員が、高度化に向け教職大学院の取組をぜひ参考にしたいと考えている姿勢が示されている。

これらのFD事業については、FD専門部会において毎年度検討し、次年度への改善につなげている。近年の主な改善事項としては、次の２点が挙げられる。

過去の授業評価アンケートの実施率と全体的傾向の分析を行い、それらへの対応をとることにより、平成25～26年度のアンケート実施率は、平成22～24年度の81～86%から88～89%へと向上した。

「FD（授業）交流会」・「FD 研修会」では、平成 24 年度以降、学部と大学院修士課程・専門職学位課程や、あるいは大阪教育大学・京都教育大学との隔壁を超える形での交流・研修を実施してきている。

資料８－２－①－Ａ　主な FD 事業リスト（平成 22～26 年度）

年月日	事業名など
毎年度	授業評価アンケート（前期末・後期末）
毎年度	卒業時・修了時アンケート
H22.10.28	第１回 FD 交流会　「本学における FD の今後の発展性について」 第１部「本学におけるＦＤの今後の発展性について」 第２部「学生と一緒に考える授業改善」
H23.2.24	第２回 FD 交流会 第１部「本学の教養科目における授業改善事例」 第２部「職能成長養成モデルに基づく授業実践事例」
H23.12.21	第１回 FD 交流会「教育の情報化に関する勉強会」 第１部「教育の情報化に関する近年の動向」 第２部「職能成長プロジェクトにおけるデジタル教材の開発と活用」
H24.2.23	第２回 FD 交流会「大学院における授業の取り組み」 修士課程共通科目「現代における学校教育の課題」 修士課程教科教育専攻　専攻共通科目「教科授業研究特論」 専門職学位課程
H25.2.21	FD 研修会「双方向遠隔授業の実践事例について」 授業名称「持続発展教育（ESD）概論」 授業名称「ユーラシア美術史」 授業名称「授業支援の体制および環境についての紹介」
H26.2.26	FD 研修会「奈良教育大学教職大学院の取組とこれから」 発表①　実践科目と特色ある取組 発表②　本学教職大学院のカリキュラムとその特徴

【出典：教務課作成資料】

資料８－２－①－Ｂ　FD 研修会（奈良教育大学教職大学院の取組とこれから）の概要

ＦＤ研修会について
（日　時）平成２６年２月２６日（水）午後１時３０分～午後３時３０分
（場　所）大講義室
テーマ「奈良教育大学教職大学院の取組とこれから」
発表①　実践科目と特色ある取組
発表②　本学教職大学院のカリキュラムとその特徴
（２）アンケートの結果
　今年度の FD 交流会後に実施したアンケートの結果から、今回の FD 交流会の成果について以下に述べる。
　今回の交流会のテーマが適切であることをアンケートの回答者の９割５分が評価した。また、教職大学院の取組について、もっと詳しく知りたいと答えた人が８割おり、多くの教員が高度化に向けた取組にぜひ参考にしたいと考えている姿勢が示されている。さらに３つの発表に対して参考になったというコメントが 3 分の 2 を超えた。コメントから教員の間に、教職大学院の先生方のがんばりや努力に敬意が表されたとともに、学部の教職ノート等の全学ポートフォリオに向けて多くの論点を自覚できたことが分かる。また、ツールとしてのポートフォリオからグランドデザイン、その教育効果についてさらに具体的に聴きたいという意見も多かった。
　今後も，FD 部会では FD 交流会等を積極的に開催し、教員間の情報共有の場としていきたい。

【出典：平成 25 年度『ファカルティ・ディベロップメント推進プロジェクト報告書』】

【分析結果とその根拠理由】

教育課程開発室FD専門部会のもとで、授業評価アンケート、卒業時・修了時アンケート、FD交流会・FD研修会等を定期的に実施している。これらの取組は公表され、実施後のアンケート調査などから、個々の教員の授業改善に役立っていると判断でき、学生の期待に応える教育内容・教育方法の改善への取組を進めていると言える。また、これらの取組はFD専門部会において継続的に見直しを図っている。

以上のことから、ファカルティ・ディベロップメントが適切な方法で実施され、組織として教育の質の向上や授業の改善に結び付いていると判断する。

観点８－２－②：　教育支援者や教育補助者に対し、教育活動の質の向上を図るための研修等、その資質の向上を図るための取組が適切に行われているか。

【観点に係る状況】

教育支援者としては、教務課職員がこれに該当する。教務課職員への研修は、基本的に、OJT（On the Job Training）により行っている。日常の業務を通して、上司や先輩から直接指導を受けることで、多様な学生への指導方法や、教育支援業務の法令上の位置付け等に関して適宜、実践的に学ぶことにより、教育支援者としての能力開発を行っている。

教育補助者として、平成26年度には延べ63名の大学院生がTAとして採用された（資料３－３－①－Ｅ）。また、平成26年度からはSA制度が導入され、平成26年度には延べ6名の学生がSAとして採用された。担当教員は、TA・SAへの指導を個別に行っており、教育能力の獲得・向上に努めている。

【分析結果とその根拠理由】

教育支援者（教務課職員）に対する研修は、基本的にはOJTにより行っている。教育補助者（TA・SA）に対しては、担当教員が指導を個別に行っている。

以上のことから、教育支援者や教育補助者に対し、教育活動の質の向上を図るための研修等、その資質の向上を図るための取組が適切に行われていると判断する。

（２）優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

○　教育活動の状況及び学習成果に関するデータや資料については、教務委員会と教育課程開発室FD専門部会が中心となり、事務局において情報の収集・管理・蓄積が適切に行われ、これら委員会・部会が分析を行う体制にある。FD専門部会の設置により、教育活動の状況及び学習成果を自己点検・評価及び検証するにあたっての組織的活動が促され、改善に結び付けるための継続的な取組が効率よく実施されている。

○　全開講授業科目に対して授業評価アンケートを継続的に実施しており、集計結果は担当の教員にフィードバックしている。また、学生委員会を中心に隔年で「学生生活実態調査」を実施し、調査結果を報告書にまとめて全教員に配布している。

○　学長との懇談会、大学懇談会（平成24年度まで）、オフィスアワー制度、提言箱などを通じ、学生・教職員との意見交換を行っている。

○　学外関係者との意見交換の場として、奈良県教育委員会との連携協力に関する協議会を毎年定期的に開催し、大学院教育の改善につなげている。また教員養成高度化推進委員会・教員養成高度化委員会に奈良県教育委員会教育長など教育委員会関係者若干名を委員として迎え、発言・提言を教育の質の改善・向上に活かしている。経営協議会の学外委員の意見を継続的に法人運営に活用している。本学卒業・修了生や、卒業生・修了生が就職した奈良県下の小中高等学校等に対しても勤務先アンケート調査を実施し、意見聴取を行っている。

○　教育課程開発室FD専門部会のもとで、授業評価アンケート、卒業時・修了時アンケート、FD交流会・FD研修会等を定期的に実施し、学生の期待に応える教育内容・教育方法の改善への取組を進めている。また、これらの取組はFD専門部会において継続的に見直しを図っている。その結果、平成25～26年度のアンケート実施率は、平成22～24年度の81～86%から88～89%へと向上した。

○　「FD（授業）交流会」・「FD研修会」では、平成24年度以降、学部と大学院修士課程・専門職学位課程や、あるいは大阪教育大学・京都教育大学との隔壁を超える形での交流・研修を実施してきている。

【改善を要する点】

該当なし

基準９　財務基盤及び管理運営

（１）観点ごとの分析

観点９－１－①：　大学の目的に沿った教育研究活動を安定して遂行できる資産を有しているか。また、債務が過大ではないか。

【観点に係る状況】

本法人の資産は、平成 16 年度の国立大学法人化に伴い国から承継した土地、建物、構築物を基盤とし、平成 27 年 3 月 31 日現在の資産は 17,785,107 千円となっている。

資産のうち、土地は 11,616,780 千円（1,960,111 ㎡）、建物は 3,824,589 千円（延べ面積 59,045 ㎡）である。

また、同日現在の負債については 2,213,410 千円であり、その内訳は固定負債 1,643,435 千円、流動負債 569,975 千円となっている。固定負債のうち 1,546,308 千円は資産見返負債であり、リース債務である長期未払金は 90,825 千円、短期リース債務は 48,289 千円となっている（資料９－１－①－Ａ）。

資料９－１－①－Ａ　資産状況（平成 22～26 年度）　（単位：千円）

区　　分	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
固定資産	17,177,410	17,050,372	16,913,100	17,469,745	17,335,942
流動資産	594,783	683,811	772,253	1,110,825	449,165
資産　計	17,712,193	17,734,182	17,685,352	18,580,121	17,785,107
固定負債	1,402,941	1,423,776	1,397,206	1,721,553	1,643,435
流動負債	706,524	779,740	790,396	1,206,397	569,975
負債　計	2,109,465	2,203,516	2,187,602	2,927,949	2,213,410

【出典：各年度貸借対照表】

【分析結果とその根拠理由】

平成 26 年度末の本法人の資産のうち、土地は 11,616,780 千円、建物は 3,824,589 千円である。これらは、国から現物出資されたものであり、ほとんどが校地校舎であり、安定した教育研究活動が遂行できると判断する。

負債については、固定負債 1,643,435 千円、流動負債 569,975 千円であり、リース債務である長期未払金 90,825 千円及び短期リース債務 48,289 千円を含んでいるものの、ほとんどが国立大学法人会計基準固有の会計処理により負債の部に計上している資産見返負債であり、実質的には返済を要しないものである。

以上のことから、大学の目的に沿った教育研究活動を適切かつ安定して展開できる資産を有しており、債務が過大ではないと判断する。

観点９－１－②：　大学の目的に沿った教育研究活動を安定して遂行するための、経常的収入が継続的に確保されているか。

【観点に係る状況】

本法人の経常的収入は、国から措置される運営費交付金のほか、授業料や入学料等の学生納付金収入、受託研究等の外部資金で構成されている。過去５年間の経常収益（資産見返負債戻入を除く）は、次のとおりである（資料９－１－②－A）。

国からの運営費交付金については、大学改革促進係数等による削減があるものの、平成 22 年度から 5 年間における状況から、学生納付金収入は安定して確保しているとともに、受託研究収入や寄付金収入等の外部資金についても安定して確保している。

また、雑益において、「売上金の一部が本法人に寄附される自動販売機の設置」等による増収を図る他、外部資金の獲得奨励を目的とした学内研究費配分を行うなどの工夫を講じている。

資料９－１－②－A　経常収益（資産見返負債戻入を除く）（平成 22～26 年度）　（単位:千円）

区　　分	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
運営費交付金収益	2,413,883	2,484,237	2,392,862	2,398,236	2,396,647
授業料収益	680,240	637,629	692,271	650,135	648,113
入学金収益	103,370	107,563	99,995	97,966	102,847
検定料収益	34,451	35,986	26,485	38,787	27,528
受託研究等収益	4,687	6,097	4,041	5,885	8,301
受託事業等収益	13,528	12,812	6,484	3,170	4,332
寄付金収益	20,370	16,586	17,918	19,471	18,830
施設費収益	33,113	17,315	13,508	23,162	10,672
補助金等収益	21,896	52	0	318,888	145,871
財務収益	615	168	163	94	151
雑益	57,616	71,645	73,165	69,494	69,691
計	3,383,768	3,390,090	3,326,893	3,625,287	3,432,983

（単位：人）

区分		平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
収容定員		1,160	1,160	1,160	1,160	1,160
	教育学部	1,020	1,020	1,020	1,020	1,020
	大学院教育学研究科	140	140	140	140	140
在学者数		1,317	1,298	1,313	1,287	1,267
	教育学部	1,158	1,136	1,125	1,117	1,126
	大学院教育学研究科	159	162	188	170	141

【出典：財務課作成資料】

【分析結果とその根拠理由】

平成 22 年度からの５年間における状況から、学生納付金収入の安定した確保、かつ、受託研究収入や寄付金収入等の外部資金についても安定した確保ができている。

また、雑益においては、「売上金の一部が本法人に寄附される自動販売機の設置」等による増収を図る他、外部資金の獲得奨励を目的とした学内研究費配分を行うなどの工夫により、自己収入の確保を図っている。

以上のことから、大学の目的に沿った教育研究活動を適切かつ安定して遂行するための、経常的収入が継続的に確保されていると判断する。

観点９－１－③：　大学の目的を達成するための活動の財務上の基礎として、収支に係る計画等が適切に策定され、関係者に明示されているか。

【観点に係る状況】

平成22年度から平成27年度に係る予算、収支計画及び資金計画は、本法人の中期計画として、教育研究評議会、経営協議会及び役員会の審議を経て学長が決定し、文部科学大臣に認可を受けている。各年度に係る計画についても同様の審議を経て学長が決定し、文部科学大臣に届け出ている。

これらの収支計画等はホームページに公開し、学内外に明示している（資料９－１－③－A）。

資料９－１－③－A　「収支計画等」を掲載したホームページのURL

中期計画　（別紙）予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画
（pp. 14-20）　http://www.nara-edu.ac.jp/cyuki_top.files/genan_22.pdf
年度計画　Ⅵ 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画
平成22年度(pp. 7- 9)　http://www.nara-edu.ac.jp/cyuki_top.files/schedule_22.pdf
平成23年度(pp. 7- 9)　http://www.nara-edu.ac.jp/cyuki_top.files/schedule_23.pdf
平成24年度(pp. 7- 9)　http://www.nara-edu.ac.jp/cyuki_top.files/schedule_24.pdf
平成25年度(pp. 7- 9)　http://www.nara-edu.ac.jp/cyuki_top.files/schedule_25.pdf
平成26年度(pp. 7- 9)　http://www.nara-edu.ac.jp/cyuki_top.files/schedule_26.pdf
平成27年度(pp. 7- 9)　http://www.nara-edu.ac.jp/cyuki_top.files/schedule_27.pdf

【分析結果とその根拠理由】

本法人における予算・収支計画及び資金計画は、中期計画及び年度計画において、学内審議を経て学長が決定し、文部科学大臣に認可を受けている。また、これらの収支計画等はホームページに公開し、学内外に明示している。

以上のことから、大学の目的を達成するための活動の財務上の基礎として、収支に係る計画等が適切に策定され、関係者に明示されていると判断する。

観点９－１－④：　収支の状況において、過大な支出超過となっていないか。

【観点に係る状況】

本学では、平成22年度から平成26年度まで当期総利益を計上しており、支出超過はない（資料９－１－④－A）。平成26年度末現在、本学の収支状況は、損益計算書における経常費用3,558,321千円、経常収益3,537,743千円、経常利益△20,578千円、当期総利益5,760千円であり、貸借対照表における利益剰余金は86,325千円となっている。

また、第２期中期計画（資料９－１－④－B）で定められている緊急に必要となる対策費としての短期借入金

の限度額は700,000千円となっているが、これまで借入の実績はない。

資料９－１－④－Ａ　損益計算書における収支状況（平成22～26年度）　（単位:千円）

区　　分	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
経常費用	3,476,515	3,460,856	3,364,210	3,698,132	3,558,321
経常収益	3,486,836	3,485,304	3,402,020	3,708,276	3,537,743
経常利益	10,321	24,448	37,810	10,145	△20,578
当期総利益	11,707	18,939	37,810	9,593	5,760

【出典：各年度損益計算書】

資料９－１－④－Ｂ　第２期中期目標・中期計画を掲載したホームページのURL（p.17参照）

http://www.nara-edu.ac.jp/cyuki_top.files/genan_27.pdf

【分析結果とその根拠理由】

本学では、平成22年度から平成26年度まで当期総利益を計上しており、支出超過はない。平成26年度末現在、本学の収支状況は、損益計算書における経常費用3,558,321千円、経常収益3,537,743千円、経常利益△20,578千円、当期総利益5,760千円であり、貸借対照表における利益剰余金は86,325千円となっている。経常利益は△20,578千円となっているが、目的積立金を計画的に取り崩した結果、当期総利益を5,760千円計上していることからもわかるように、支出超過が生じているわけではない。また、短期借入も行っていない。

以上のことから、収支の状況において、過大な支出超過となっていないと判断する。

観点９－１－⑤：　大学の目的を達成するため、教育研究活動（必要な施設・設備の整備を含む。）に対し、適切な資源配分がなされているか。

【観点に係る状況】

本学では、大学の目的を達成するため、毎年度、予算編成方針を策定している（別添資料９－１－⑤－１）。予算編成方針は、財務委員会、経営協議会、役員会の議を経て策定され、教育研究活動に必要な経費が配分されている。

教育経費、研究経費等については教育研究の質を確保する観点から追加要求を認めており、追加要求があった場合は、財務委員会において要求趣旨等を勘案・査定し、追加配分している。追加要求においては、大学教員の研究・教育・社会貢献及び管理運営に関する自己点検・評価（個人評価）の結果を考慮した配分を行っている。

学長裁量経費にあっては、学長が直接ヒアリングを実施し、本学のミッションや大学改革に即した特色ある教育研究、また外部資金獲得のための萌芽的な調査研究などに予算を配分している。

施設・設備については、キャンパスマスタープランに基づき、整備を行っている（資料９－１－⑤－Ａ）。

資料９－１－⑤－Ａ　「キャンパスマスタープラン」を掲載したホームページのURL

平成 26 年度　http://www.nara-edu.ac.jp/ADMIN/FACILI/masterplan2014.pdf

別添資料９－１－⑤－１　予算編成方針（平成 23～27 年度）【出典：各年度経営協議会資料】

【分析結果とその根拠理由】

大学の目的を達成するため、毎年度、予算編成方針を策定している。予算編成方針は、財務委員会、経営協議会、役員会の議を経て策定され、教育研究活動に必要な経費が配分されている。教育経費、研究経費等については教育研究の質を確保する観点から追加要求を認めており、財務委員会において査定し、追加配分している。学長裁量経費にあっては、本学のミッションや大学改革に即した特色ある教育研究、外部資金獲得のための萌芽的な調査研究などに予算を配分している。施設・設備については、キャンパスマスタープランに基づき、整備を行っている。

以上のことから、大学の目的を達成するため、教育研究活動に対し、適切な資源配分がなされていると判断する。

観点９－１－⑥：　財務諸表等が適切に作成され、また、財務に係る監査等が適正に実施されているか。

【観点に係る状況】

本法人の毎事業年度の財務諸表等については、国立大学法人法に基づき、会計監査人の監査、学内機関の審査を経て、文部科学大臣に提出している。文部科学大臣の承認後は、国立大学法人法の規定に基づき官報に公告するとともに、本学のホームページにも掲載し、公表している（資料９－１－⑥－Ａ）。

財務に対する会計監査については、会計監査人による監査、監事監査、及び内部監査室による監査を実施している。

会計監査人による監査については、文部科学大臣から選任された会計監査人により、国立大学法人法の規定に基づき、毎事業年度財務諸表、事業報告書（会計に係る部分のみ）及び決算報告書について監査を受けている。

監事監査については、監事監査規則（資料９－１－⑥－Ｂ）、監事監査実施基準（資料９－１－⑥－Ｃ）に基づき、年度当初に監査計画（別添資料９－１－⑥－１）を策定し、学内各組織に対する業務監査及び財務に関する監査を実施している。

内部監査については、内部監査規則（資料９－１－⑥－Ｄ）に基づき、監査室（資料９－１－⑥－Ｅ）が年度当初に内部監査方針・実施計画（別添資料９－１－⑥－２）を策定し、業務運営及び会計経理に関する内部監査を実施している。

なお、監査室は、独立性を担保するための、学長直轄の組織としている。また、内部監査、会計監査人監査及び監事監査は、相互に連絡調整を図っており、法人全体を見通した適正かつ円滑な監査業務が遂行されている。

会計監査人、監事及び内部監査室の監査結果は、それぞれ（別添資料９―１－⑥－３～５）のとおりである。

資料９－１－⑥－Ａ　「財務諸表等」を掲載したホームページの URL

http://www.nara-edu.ac.jp/koukai/zaimu_25.pdf

（注）平成26年度については、平成27年８月に掲載予定。

資料９－１－⑥－Ｂ　国立大学法人奈良教育大学監事監査規則（第１条～第１０条）

（趣旨）
第１条 この規則は、国立大学法人法（平成１５年法律第１１２号。以下「法」という。）第１１条第４項及び国立大学法人奈良教育大学監事規則（平成２７年規則第３０号）第７条第３項の規定に基づき、監事が行う国立大学法人奈良教育大学（以下「法人」という。）の監査（以下「監査」という。）に関し、必要な事項を定める。
（監査の目的）
第２条 監査は、法人の業務の合理的かつ効率的な運営を図るとともに、会計経理の適正を図ることを目的とする。
（監査の対象）
第３条 監査は、法人の業務及び会計について行う。
（監査の種類）
第４条 監査は、定期監査及び臨時監査とする。
２ 前項の定期監査のうち、業務の監査は毎年度１回行い、会計の監査は年度決算時に行う。
３ 第１項の臨時監査は、監事が必要と認める場合に行う。
（監査の方法）
第５条 監査は、書面監査及び実地監査により行う。
２ 監事は、監査を実施するに当たり、教育研究の特殊性に十分配慮して行うものとし、各教員の教育研究に関する個々の内容は、監査の直接の対象としないものとする。
（監査計画）
第６条 監事は、毎事業年度初めに監査計画を作成し、速やかに学長に提出するものとする。ただし、臨時監査についてはこの限りでない。
（監査の事務補助）
第７条 監事は、学長の承認を得て、法人の職員に監査に関する事務を補助させることができる。
２ 監査に関する事務を補助する法人の職員は、監査の実施に当たって知ることができた秘密を正当な理由なく漏らしてはならない。
（監査協力）
第８条 監事は、監査に際し必要に応じて、法人の役員又は職員に対し、質問をし、又は説明若しくは資料の提出を求めることができる。
（監査結果報告書）
第９条 監事は、監査終了後、監査の結果に基づいて監査結果報告書を作成し、学長に提出しなければならない。
（措置の通知等）
第１０条 監事は、監査結果報告書に関し、学長に対して、その処置状況等について、文書又は口頭による報告を求めることができる。
（監査実施基準）

第１１条 監査の手順その他この規則の実施に関し必要な事項は、監事が別に定める。

【出典：国立大学法人奈良教育大学監事監査規則】

資料９－１－⑥－Ｃ　国立大学法人奈良教育大学監事監査実施基準（第１～第６）

（趣旨）

第１　この基準は、国立大学法人奈良教育大学監事監査規則（ 以下「規則」という。）第１１条の規定に基づき、監査の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

（監査計画）

第２　監査計画に記載する事項は、次に掲げるとおりとする。

一 監査の基本方針に関する事項

二 監査の重点項目に関する事項

三 監査の対象部局に関する事項

四 監査の実施期間に関する事項

五 監査の方法に関する事項

六 その他監事が必要と認める事項

（監査事項）

第３　監査事項は、次に掲げるとおりとする。

１．業務監査

一 関係法令、業務方法書、規則等の整備状況及び実施状況に関する事項

二 中期計画及び年度計画の実施状況に関する事項

三 組織及び制度の運営状況に関する事項

四 人事管理に関する事項

五 賞罰の実施状況に関する事項

六 危機管理に関する事項

七 訴訟に関する事項

八 保有個人情報に関する事項

九 その他業務運営に関する事項

２．会計監査

一 予算の執行及び資金運用の状況並びに決算の状況に関する事項

二 資産の取得及び管理並びに処分の状況に関する事項

三 収入の状況に関する事項

四 人件費の状況に関する事項

五 契約の状況に関する事項

六 その他会計経理に関する状況に関する事項

（監査の実施方法）

第４　監査は、概ね次の方法により実施するものとする。ただし、監事が必要があると認めたときは、この限りでない。

一 監査対象部局の責任者からの概況聴取

二 監査対象部局の担当者からの個別聴取

三 帳票その他証拠書類の原本確認
四 書類と現物の照合確認
五 現地の調査
六 監査終了後の講評
２ 監事は、必要があると認めるときは、随時、資料の作成を求めることができる。
（監査記録）
第５ 監査の事務補助に従事した職員は、監査終了後、監査結果の概要を記した監査記録を作成し、監事に提出するものとする。
（監査結果報告書）
第６ 業務監査及び会計監査の監査結果の報告書に記載する事項は、次に掲げる事項とする。
一 監査結果の概要
二 是正又は改善を要する事項
三 その他必要と認める事項

【出典：国立大学法人奈良教育大学監事監査実施基準】

資料９－１－⑥－Ｄ　国立大学法人奈良教育大学内部監査規則（第１条～第８条）

（目的）
第１条 この規則は、国立大学法人奈良教育大学会計規程（平成１６年奈良教育大学規則第９２号）第５８条の規定に基づき、内部監査の実施に関し必要な基本的事項を定め、業務の適正な遂行と経営の合理化、効率化を図ることを目的とする。
（実施責任者）
第２条 学長は、理事（総務担当）に内部監査の責任者を命ずるものとする。
２ 実施責任者は、内部監査の方針及び実施計画等を定め、監査を実施しなければならない。
（監査員）
第３条 学長は、監査員を命じ、内部監査を行わせるものとする。
２ 監査員は、原則として本学所属の事務職員のうち、会計事務に精通した者をもって充てる。
（監査員の遵守事項）
第４条 監査員は、内部監査を行うにあたり、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。
一 内部監査は全て事実に基づいて行い、常に公正、不偏な判断及び意見の表明を行う。
二 内部監査を遂行するうえで知り得た事項を他に漏らしてはならない。
三 内部監査を受ける者に対し、業務の処理方法等について直接指揮命令をしてはならない。
（監査事項等）
第５条 内部監査は、次の各号に掲げる事項について実施するものとする。
一 会計経理に関する法令等の適用に関する事項
二 予算、決算に関する事項
三 収入、支出に関する事項
四 債権に関する事項
五 資産に関する事項
六 契約に関する事項

七 給与、旅費、謝金に関する事項
八 外部資金に関する事項
九 その他実施責任者が必要と認める事項
２ 内部監査は、毎年度 １回実施するものとする。ただし、学長が特に必要と認めるときは、臨時に実施することができる。
３ 会計検査院会計実地検査、監事監査において、是正改善を命ぜられ、又は指摘を受けた事項については、必ず監査を行わなければならない。
（監査の通知等）
第６条 実施責任者は、内部監査を実施しようとするときは、あらかじめ別紙（１）により実施しようとする部署等の責任者に対し、監査員の氏名その他必要な事項を通知するものとする。
２ 前項の通知を受けた部署等の責任者は、あらかじめ書類を整備し、説明並びに資料を提示する等内部監査に協力しなければならない。
（監査報告書）
第７条 監査員は、内部監査を実施したときは速やかに別紙（２）により監査報告書を作成し、実施責任者に提出しなければならない。
２ 監査報告書には、次の事項を記載する。
（１）監査の概要（監査実施日、監査対象部署等の名称、監査項目等）
（２）監査結果とこれに対する意見
（３）監査員の署名
（４）その他必要な事項
３ 実施責任者は、監査員の監査報告書をとりまとめ、学長に報告しなければならない。
（改善命令及び確認）
第８条 学長は、監査報告書の内容について、改善のための対策、措置等を講じる必要があると認めたときは、監査対象部署の責任者に対して改善命令を行うものとする。

【出典：国立大学法人奈良教育大学内部監査規則】

資料９－１－⑥－Ｅ　国立大学法人奈良教育大学監査室規則（第１条～第３条）

（趣旨）
第 １条 国立大学法人奈良教育大学学則（平成１６年奈良教育大学規則第１号）第１３条第２項の規定に基づき、国立大学法人奈良教育大学監査室（以下「監査室」という。）を置く。
２ 監査室は、学長直轄の組織とする。
３ 監査室は、国立大学法人奈良教育大学（以下「本学」という。）の業務の適法性及び合理性の観点から公正かつ客観的な立場で内部監査（監事監査を除く。以下同じ。）を行い、その内容を検討・評価し、不備な点があれば、それを改善するための助言、勧告する事項を国立大学法人奈良教育大学長（以下「学長」という。）に報告すること、並びに監事監査及び外部監査（会計監査人による監査を含む。以下同じ。）に関する事務の処理を行うことを目的とする。
（業務等）
第２条 監査室は、第１条第３項の目的を達成するため、次の各号に掲げる業務を行う。
一 監事監査の事務に関すること。

二 外部監査（会計監査人による監査を含む。）の事務に関すること。
三 内部監査（監事監査を除く。）に関する方針及び監査計画の策定並びにその実施に関すること。
四 内部監査の結果に基づく報告及び改善するための助言、勧告案の作成に関すること。
五 監事及び会計監査人との連絡調整並びに不正防止推進室との連携に関すること。
六 その他監査に関する事務に関すること。
（組織）
第３条 監査室は、室長及び室員で組織し、次の各号により指名された者が兼務することとする。
一 室長は、本学の教職員の中から学長が指名する者をもって充てる。
二 室員は、本学の事務職員の中から学長が指名する者若干名をもって充てる。
三 学長が、室員に学外者を必要と判断した場合、監査業務に関する学外有識者を室員として指名することができる。
２ 室長は、監査室の業務を掌理する。
３ 室員は、室長の命を受け監査室の業務を処理する。

【出典：国立大学法人奈良教育大学監査室規則】

別添資料９－１－⑥－１　2014 年度監事監査（業務監査）について
別添資料９－１－⑥－２　平成 26 年度実施 国立大学法人奈良教育大学業務運営及び内部監査の方針及び実施計画
別添資料９－１－⑥－３　独立監査人の監査報告書（平成 26 年６月）
別添資料９－１－⑥－４　監事による監査報告書（平成 26 年６月）
別添資料９－１－⑥－５　平成 26 年度実施 内部監査実施報告書

【分析結果とその根拠理由】

毎事業年度の財務諸表等については、国立大学法人法に基づき、会計監査人の監査、学内機関の審査を経て、文部科学大臣に提出している。

財務に対する会計監査については、会計監査人による監査、監事監査、及び内部監査室による監査を実施している。会計監査人による監査は、文部科学大臣から選任された会計監査人により実施されており、監事監査は、年度当初に監査計画を策定し、業務監査及び財務に関する監査を実施している。内部監査は、監査室が年度当初に内部監査方針・実施計画を策定し、業務運営及び会計経理に関する内部監査を実施している。

監査室は、独立性を担保するため、学長直轄の組織であり、内部監査、会計監査人監査及び監事監査は、相互に連絡調整を図っており、法人全体を見通した適正かつ円滑な監査業務が遂行されている。

以上のことから、財務諸表等が適切に作成され、また、財務に係る監査等が適正に実施されていると判断する。

観点９－２－①：　管理運営のための組織及び事務組織が、適切な規模と機能を持っているか。また、危機管理等に係る体制が整備されているか。

【観点に係る状況】

役員として学長、理事３名及び監事２名を置くとともに、学長を補佐する副学長４名並びに学長特別補佐を２

名、副学長を補佐する学長補佐６名を置いている（資料９－２－①－A～C）。理事のうち、教育担当は副学長（教育担当）を、総務担当は事務局長を兼ね、また、渉外・連携担当は学外から招聘している。管理運営組織については、国立大学法人法に基づき、学長選考会議、役員会、経営協議会及び教育研究評議会を設置している（資料９－２－①－A）。事務組織としては、事務局長の下に８課（事務・技術職員計 59 名）を置き、事務分掌を司っている（資料９－２－①－D）。また、６つの教職連携組織を設置しており、それぞれ室長である担当副学長の下、戦略的・機動的な法人運営を推進している（資料９－２－①－E）。

危機管理としては、「奈良教育大学防災規則」（別添資料９－２－①－１）、「奈良教育大学緊急事態等対策規則」（別添資料９－２－①－２）により危機管理体制を整備している。また、災害・事故等緊急対応マニュアル「安全のためのしおり」（別添資料９－２－①－F）を作成し、教職員及び学生に配布して災害・事故等の際の行動指針等の徹底を図るとともに、防災訓練等の取組を行っている。さらに、平成 27 年３月に緊急時対応に加え平常時のリスク管理についても記載した、教職員向けの「奈良教育大学危機管理・リスク管理のためのマニュアル」（別添資料９－２－①－G）を新たに作成し、危機管理の徹底を図っている。

さらに、学術研究の信頼性と公共性を確保するために「奈良教育大学における公的研究費の不正使用及び研究活動における不正行為の防止に関する基本方針」（別添資料９－２－①－H）を定めるとともに、公的研究費の不正使用防止のため「奈良教育大学における公的研究費の不正使用及び研究活動における不正行為の防止等に関する規則」（別添資料９－２－①－３）を定め不正行為の未然防止に努めている。

資料９－２－①－A　法人運営組織図

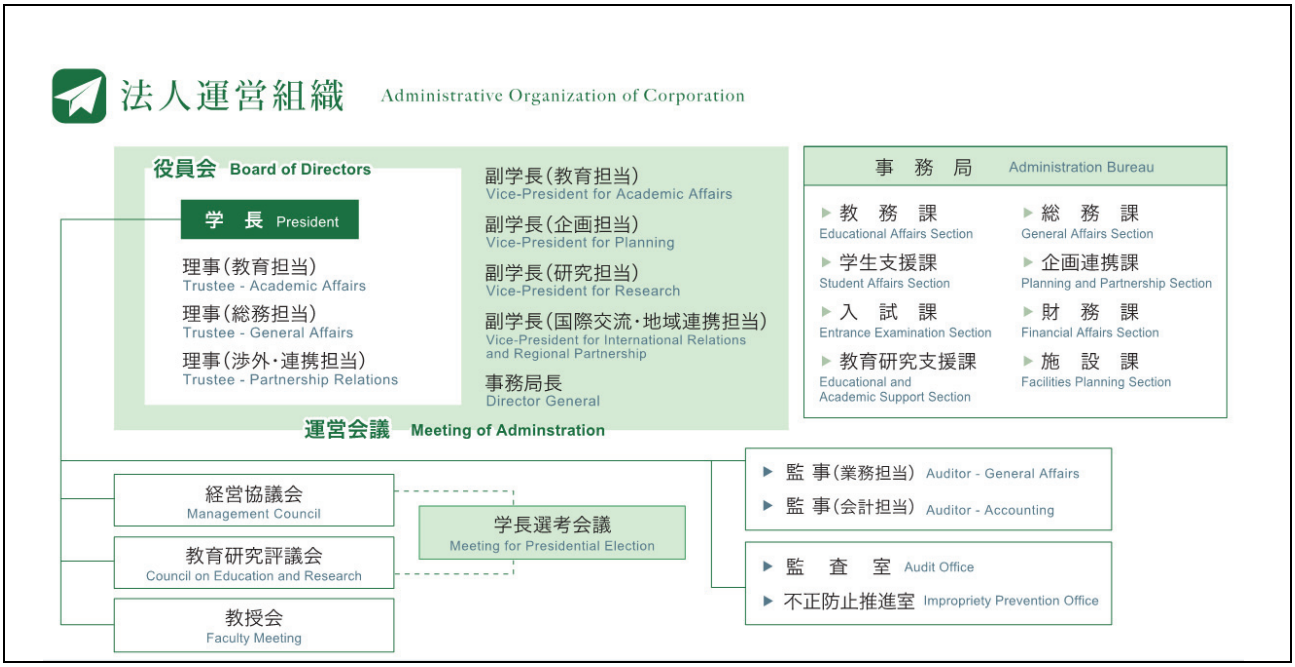

【出典：2015 年『大学概要』法人運営組織、p. 10】

資料９－２－①－B　国立大学法人奈良教育大学学長特別補佐規則（第２～４条）

（担当）
第２条　国立大学法人奈良教育大学（以下「大学」という。）に次の各号に定める学長特別補佐を置く。
一　学長特別補佐（教育連携担当）
二　学長特別補佐（ＩＲ担当）
（職務）
第３条　前条第１項の学長特別補佐は、別表第１に定める事項について、理事及び副学長とともに学長を補佐することを職務とする。
２　学長特別補佐は、前項の活動内容等について適時学長に報告し了承を得るものとする。
（任命）
第４条　学長特別補佐の任命は、学長が行う。

【出典：国立大学法人奈良教育大学学長特別補佐規則】

資料９－２－①－Ｃ　国立大学法人奈良教育大学学長補佐規則（第２～４条、第６条）

（担当）
第２条　国立大学法人奈良教育大学（以下「大学」という。）に次の各号に定める学長補佐を置くことができる。
一　学長補佐（就職担当）
二　学長補佐（教育課程担当）
三　学長補佐（入試担当）
四　学長補佐（評価担当）
五　学長補佐（地域連携担当）
六　学長補佐（国際交流担当）
（任務）
第３条　学長補佐は、別表に定める事項について、国立大学法人奈良教育大学副学長（以下「副学長」という。）を補佐することを職務とする。
（選考等）
第４条　副学長は、次の各号の一に該当する場合に大学の教員の中から学長補佐候補者の選考を行い、国立大学法人奈良教育大学長（以下「学長」という。）に推薦する。
一　学長補佐の任期が満了するとき。
二　学長補佐の辞任の申し出を学長が承認したとき。
三　学長補佐が欠員となったとき。
（任命）
第６条　学長補佐の任命は、学長が行う。

【出典：国立大学法人奈良教育大学学長補佐規則】

資料９－２－①－Ｄ　国立大学法人奈良教育大学事務組織規則（第２～５条）

（事務局）
第２条　本学に事務局を置く。
（事務局の分課等）
第３条　事務局にその事務を処理するため、教務課、入試課、学生支援課、教育研究支援課、企画連携課、総務課、財務課及び施設課を置く。
２　奈良教育大学教育学部には事務室を置かず、その事務は本学各課が所掌する。
（グループ等）
第４条　課にその事務を処理するため、グループ及び係を置くことができる。
（役付職員）
第５条　事務局に事務局長を置く。
２　課に課長を、主幹に主幹を置く。
３　課に副課長を置くことができる。
４　課及びグループに係長及び専門職員を置くことができる。係長及び専門職員は、事務職員、技術職員及び図書館職員をもって充てる。
５　課、グループ及び係に主任を置くことができる。主任は、事務職員、技術職員及び図書館職員をもって充てる。

【出典：国立大学法人奈良教育大学事務組織規則】

資料９－２－①－Ｅ　教職連携組織の目的及び構成

名称	任務	構成
企画・評価室	以下に掲げる事項に関し、資料の収集・分析及び企画・立案を行う。 １．将来構想の原案の作成に関すること ２．中期目標・中期計画の原案の作成に関すること ３．年度計画の原案の作成に関すること ４．組織評価の実施及びまとめに関すること ５．外部評価及び相互評価に関すること ６．大学運営に関すること ７．その他、大学の将来に係る重要事項に関すること	副学長（企画担当）、学長補佐（評価担当）、学長が指名する教員４人、事務局長、総務企画課長
就職支援室	就職等に関する学生ニーズを的確に把握し、迅速かつ機動的な対応による学生へのサポートを実施するため、以下に掲げる事項に関し、企画・立案及び執行を行う。 １．就職ガイダンス・セミナー等に関すること ２．企業開拓（企業訪問）に関すること ３．就職のための資格取得等の支援に関すること ４．キャリア教育の実施に関すること ５．教育委員会等との連携に関すること ６．進路・就職相談に関すること ７．インターンシップ、ボランティアに関すること ８．求人情報、会社情報の一元管理・分析と就職支援用HPに関すること ９．その他就職支援に関すること	理事（教育担当）、学長補佐（就職担当）、学生支援課長、学生支援係長（就職担当）、学長が指名する教員６名、室長が指名する教職員若干名
入試室	受験生の動向を的確に把握し、迅速かつ機動的に対応するため、以下に掲げる事項に関し、資料の収集、分析及び企画・立案を行い、必要に応じて教授会の審議を経て執行する。 １．入試の中期的な計画に関すること ２．入試の動向に関すること ３．入試の選抜方法に関すること ４．入学後の成績等の調査及び研究に関すること ５．入試広報に関すること ６．入試（大学入試センター試験を含む。）の実施に関すること ７．その他、入試に関すること	副学長（教育担当）、学長補佐（入試担当）、学長が指名する教員４名、入試課長
教育課程開発室	大学の教育課程の改革・改善等により、教育の質の向上に資するため、以下に掲げる事項に関し、資料の収集、分析及び企画・立案を行い、必要に応じて教授会の審議を経て実施する。 １．教育課程及び教員養成カリキュラムの編成・運営・改善に関すること ２．教職指導に関すること ３．大学教員の職能成長（FD）の推進に関すること ４．その他、教育課程の開発に関する重要事項	理事（教育担当）、学長補佐（教育課程担当）、学長が指名する教員及び事務職員若干名、教務課長
地域連携室	地域連携に関する以下に掲げる事項に関し、分析及び企画・立案を行い、執行する。 １．地域連携の基本方針に関すること ２．地域連携の推進に関すること ３．公開講座に関すること ４．その他、地域連携に関し必要なこと	副学長（国際交流・地域連携担当）、学長補佐（地域連携担当）、学長が指名する教員若干名、総務企画課長

国際交流推進室	国際交流に関する以下に掲げる事項に関し、分析及び企画・立案を行い、執行する。 １．国際交流の基本方針に関すること ２．国際交流の推進に関すること ３．学生の海外派遣及び留学生の受入れに関すること ４．その他、国際交流、学生の派遣及び留学生に関し必要なこと	副学長（国際交流・地域連携担当）、学長補佐（国際交流担当）、留学生担当教員、学長が指名する教員若干名、学生支援課長、総務企画課長

【出典：各室要項（抜粋）】

資料９－２－①－Ｆ　安全のためのしおり（学生用、職員用）

安全のためのしおり

学校生活を安全に過ごすための心得

（学生用）

国立大学法人　奈良教育大学

目　次

第1章　日常の心得
第2章　病人・けが人への対応
第3章　不審者への対応
第4章　火災への対応
第5章　地震への対応
第6章　台風・集中豪雨等への対応
第7章　交通事故への対応
第8章　盗難への対応
第9章　アルコール（酒類）への対応
第10章　もしも事故が起こったら　－応急手当－
第11章　留学生のためのガイドブック
Guidebook for International Students

※　化学薬品、危険物、生物材料、電気、重量物、機械工作、調理、放射線等の取扱については、『安全のためのしおり「特別な業務に携わる方へ」』に記載

1

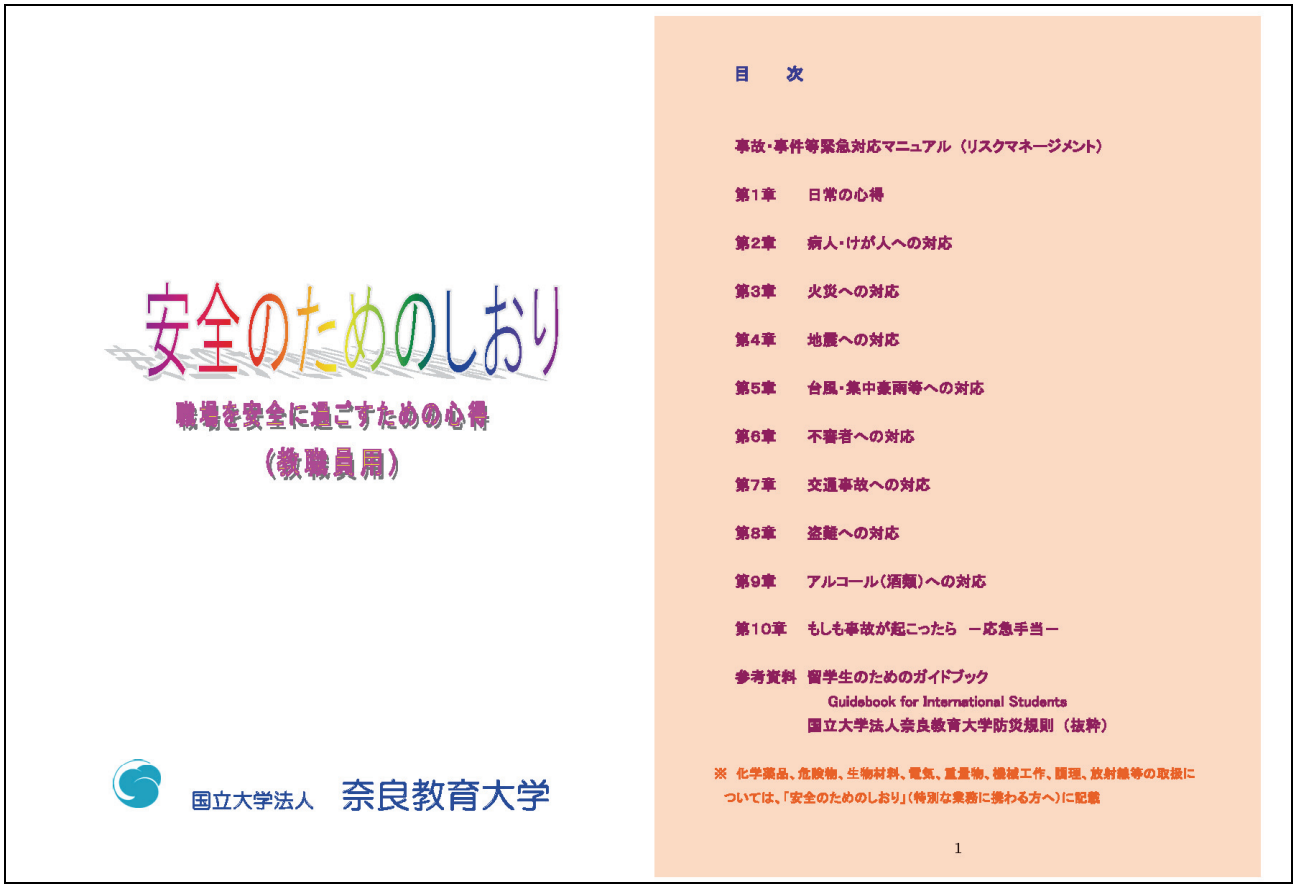

安全のためのしおり

職場を安全に過ごすための心得

（教職員用）

国立大学法人　奈良教育大学

目　次

事故・事件等緊急対応マニュアル（リスクマネージメント）
第1章　日常の心得
第2章　病人・けが人への対応
第3章　火災への対応
第4章　地震への対応
第5章　台風・集中豪雨等への対応
第6章　不審者への対応
第7章　交通事故への対応
第8章　盗難への対応
第9章　アルコール（酒類）への対応
第10章　もしも事故が起こったら　－応急手当－
参考資料　留学生のためのガイドブック
Guidebook for International Students
国立大学法人奈良教育大学防災規則（抜粋）

※　化学薬品、危険物、生物材料、電気、重量物、機械工作、調理、放射線等の取扱については、「安全のためのしおり」（特別な業務に携わる方へ）に記載

1

【出典：安全のためのしおり　学生用　：http://www.nara-edu.ac.jp/ADMIN/SOUMU/anzen_gakusei.pdf
教職員用：http://www.nara-edu.ac.jp/ADMIN/SOUMU/anzen_kyousyokuin.pdf】

資料９－２－①－G　奈良教育大学危機管理・リスク管理のためのマニュアルを掲載したホームページのURL

http://www.nara-edu.ac.jp/ADMIN/SOUMU/anzen_gakusei.pdf

資料９－２－①－H　国立大学法人奈良教育大学における公的研究費の不正使用及び研究活動における不正行為の防止に関する基本方針

公的研究費の原資の大部分は貴重な税金であり、大学におけるさまざまな活動は、社会の信頼と負託によって支えられている。公的研究費の不正使用及び研究活動における不正行為は社会からの信頼等に反する行為であり、これらの不正使用及び不正行為の防止については、大学の責任において適正に行わなければならない。

本学は、公的研究費の不正使用及び研究活動における不正行為の防止に向けて、不正を誘発する要因を排除し、抑止機能を有する環境・体制の構築を図るため、次のとおり基本方針を定める。

１．不正使用及び不正行為の防止対策に関する責任体系を明確化し、学内外に公表する。
２．事務処理に関する職務権限やルールを明確化するとともに、コンプライアンス教育を通じて役職員の意識向上を図り、適正な運営・管理の基盤となる環境・体制を整備する。
３．不正を誘発させる要因に対応した具体的な研究不正防止計画を策定し、実効性のある対策を確実かつ継続的に実施する。
４．適正に予算執行を行うことができるよう、実効性のあるチェックが効く体制を構築し、研究費等の適正な運営・管理を行う。
５．公的研究費の使用のルール等が適切に情報共有・共通理解される体制を構築する。
６．公的研究費の不正使用防止のため、起こさない環境づくりを目指し、実効性のあるモニタリング体制を整備する。
７．研究者としての自覚を促し、適正な研究活動を行うよう研究倫理教育を行う。

【出典：国立大学法人奈良教育大学における公的研究費の不正使用及び研究活動における不正行為の防止に関する基本方針】

別添資料９－２－①－１　国立大学法人奈良教育大学防災規則（抜粋）
別添資料９－２－①－２　国立大学法人奈良教育大学緊急事態等対策規則
別添資料９－２－①－３　国立大学法人奈良教育大学における公的研究費の不正使用及び研究活動における不正行為の防止等に関する規則

【分析結果とその根拠理由】

役員として学長、理事３名及び監事２名を置くとともに、学長を補佐する副学長４名並びに学長特別補佐を２名、副学長を補佐する学長補佐６名を置いている。理事のうち、教育担当は副学長（教育担当）を、総務担当は事務局長を兼ね、また、渉外・連携担当は学外から招聘している。また、国立大学法人法に基づき、学長選考会議、役員会、経営協議会及び教育研究評議会を設置している。事務組織としては、事務局長の下に８課を置き、必要な人員を配置して事務分掌を司っており、さらに、６つの教職連携組織を置き、戦略的・機動的な法人運営を推進している。

危機管理としては、規則を定め危機管理体制を整備しており、また、研究における不正行為を未然に防ぐための規則等も整備している。

以上のことから、管理運営のための組織及び事務組織が、適切な規模と機能を持っており、また、危機管理等

に係る体制が整備されていると判断する。

観点９－２－②：　大学の構成員（教職員及び学生）、その他学外関係者の管理運営に関する意見やニーズが把握され、適切な形で管理運営に反映されているか。

【観点に係る状況】

学生については、「授業評価アンケート」（別添資料９－２－②－１）や「学生生活実態調査」（別添資料７－２－②－１）を実施し、意見や要望を把握している。また、学生自治会が意見要望を大学側に示し、この要望等に基づき学生自治会と意見交換のうえ、大学としてニーズ把握を行っている（別添資料７－１－①－２）。さらに、学長と学生による「学長と話をしよう」を実施している。これは、学長が学生と談話することで学生の意見や要望を直接聞き、これを大学運営に活かすことを目的として、年１回実施している（別添資料８－１－②－１）。

教員については、教授会等での議論を通じて、職員については、週１回開催の課長会と月１回開催の事務連絡会議を通じて意見や要望を把握し、大学の管理運営に反映している。さらに、平成 27 年１月に「監事の講演及び監事と若手職員の意見交換会」（別添資料９－２－②－２）を実施し、その内容を運営会議で報告するなど、意見や要望の把握に努めている（別添資料９－２－②－３）。

学外関係者については、調査形式では本学卒業生・修了生の就職先のうち、奈良県内の幼・小・中・高・特別支援学校等の各学校園長を対象とした「本学における教員養成教育の成果検証アンケート」（平成 26 年度）（別添資料６－２－②－１）、懇談形式では「奈良県教育委員会との連携協力に関する協議会」（資料８－１－③－Ａ）を毎年度実施し、ニーズの把握に努めている。

監事や経営協議会学外委員との意見交換は随時実施しており、大学ホームページに「経営協議会の学外委員からの意見を法人運営に活用した主な取組事例」（資料８－１－③－Ｄ）を掲載している。

別添資料９－２－②－１	「授業評価アンケート」の調査項目
別添資料９－２－②－２	「監事の講演及び監事と若手職員の意見交換会」の概要【出典：総務課作成資料】
別添資料９－２－②－３	奈良教育大学若手職員との意見交換メモ【出典：H27.3 運営会議資料】

【分析結果とその根拠理由】

大学の構成員については、各種アンケートや会議においてニーズを把握している。また、学外関係者については、アンケート調査や懇談会によりニーズの把握に努めている。さらに、監事や経営協議会学外委員との意見交換を随時実施し、法人運営に活用した取組事例として大学ホームページに掲載している。

以上のことから、大学の構成員（教職員及び学生）、その他学外関係者の管理運営に関する意見やニーズが把握され、適切な形で管理運営に適切に反映されていると判断する。

観点９－２－③：　監事が置かれている場合には、監事が適切な役割を果たしているか。

【観点に係る状況】

本学では、業務担当及び会計担当の２人の監事を置き、監事監査規則（資料９－１－⑥－Ｂ）に基づき、法人の業務の合理的かつ効率的な運営を図るとともに、会計経理の適正を図ることを目的に監査を行っている。

監事は、毎年度、監事監査計画を策定（別添資料９－１－⑥－１）し、業務監査は、各センター、附属学校及び事務局各課からのヒアリングを実施している。また、会計監査に関しては、毎年度開催される監査報告会（学長、総務担当理事、監事が出席）において、会計監査人（監査法人）から説明及び報告を受け、現状を把握するとともに、会計監査人（監査法人）から学長あてに出された独立監査人の監査報告書（別添資料９－１－⑥－３）の説明を受け、財務諸表等の吟味をしている。この結果は、監事による監査報告書（別添資料９－１－⑥－４）に記載されている。

監事は、業務の運営に関して役員会を含む重要な会議に出席し、その審議状況、審議内容を常時把握し、意見、提言を行うとともに、適宜、学長及び理事等からその職務の執行状況を聴取し、書類等の閲覧を行い、業務等の状況を調査し、学長に報告している（別添資料９－２－③－１）。

別添資料９－２－③－１　　三ヶ月を終えての業務運営上の課題【出典：監事作成資料】

【分析結果とその根拠理由】

監事は、監事監査規則及び同実施基準に従い、毎年度、監査計画を作成の上、業務監査と会計監査を実施している。また、監事は役員会等に出席し、重要議案に関して意見を述べるとともに、業務等の状況を調査し、提言を行っている。

以上のことから、監事が適切な役割を果たしていると判断する。

観点９－２－④：　管理運営のための組織及び事務組織が十分に任務を果たすことができるよう、研修等、管理運営に関わる職員の資質の向上のための取組が組織的に行われているか。

【観点に係る状況】

新規採用教職員を対象としたオリエンテーションにおいて、人権・ハラスメント防止、法令遵守、危機管理への対応等において周知徹底を図るとともに、職階・職務別研修及び実務研修において職員の専門性を高め、資質の向上を図っている。

また、平成 26 年度京阪奈三教育大学連携事業として、テレビ会議システムを利用した SD 研修を三教育大学の持ち回りで実施するなど、効率的な研修を実施し、職員の資質向上に努めている（別添資料９－２－④－１）。

別添資料９－２－④－１　　平成２６年度教職員研修一覧【出典：総務課作成資料】

【分析結果とその根拠理由】

教職員に対してオリエンテーション及び研修等を実施・受講させ、職員の専門性、資質の向上を図っている。

また、三教育大学合同の研修会を実施するなど、組織として効率的な研修を行っている。

以上のことから、管理運営のための組織及び事務組織が十分に任務を果たすことができるよう、研修等、管理運営に関わる職員の資質の向上のための取組が組織的に行われていると判断する。

観点９－３－①：　大学の活動の総合的な状況について、根拠となる資料やデータ等に基づいて、自己点検・評価が行われているか。

【観点に係る状況】

「国立大学法人奈良教育大学の点検評価実施方針」（別添資料３－２－②－１）に基づき、個人評価及び組織評価を実施している。個人評価については自己評価委員会（資料９－３－①－A）、組織評価については企画・評価室（資料９－３－①－B）がそれぞれ担当している。

組織評価は、年度途中に各種委員会等から活動進捗状況を提出させ、年度計画の進捗状況等を確認するとともに、関係組織に対して全学的な見地から調整を行っている。また、年度末に各種委員会等から自己評価年次報告書を提出させ、毎年度、国立大学法人評価委員会に提出する「業務の実績に関する報告書」の原案に反映させている。

資料９－３－①－A　国立大学法人奈良教育大学自己評価委員会規則（第２条、第３条）

（審議事項）
第２条　委員会は、教職員の自己評価に基づいた点検及び個人評価に関する次の各号に掲げる事項について審議する。
一　点検評価の基本方針に関すること。
二　教育研究活動等についての点検及び評価に関すること。
三　評価項目に関すること。
四　点検評価の実施及びまとめに関すること。
五　その他評価に関し必要なこと。
（組織）
第３条　委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。
一　副学長（企画担当）
二　理事（教育担当）
三　理事（総務担当）
四　学長補佐（評価担当）
五　本学専任の教員の中から教授会において選出された教授　４人(教育系（教職大学院を含む。）１人、文科系１人、理科系１人、芸体系１人)
六　附属小学校及び附属中学校の副校長並びに附属幼稚園の副園長のうち　１人
七　事務局長
八　総務企画課長
九　学長が指名する者　若干名
２　前項第五号及び第九号の委員は、学長が委嘱する。

【出典：国立大学法人奈良教育大学自己評価委員会規則】

資料９－３－①－B　国立大学法人奈良教育大学企画・評価室要項（第２条、第３条）

（任務）
第２条　企画・評価室は、次に掲げる事項に関し、資料の収集・分析及び企画・立案を行う。
一　将来構想の原案の作成に関すること。
二　中期目標・中期計画の原案の作成に関すること。
三　年度計画の原案の作成に関すること。
四　組織評価の実施及びまとめに関すること。
五　外部評価及び相互評価に関すること。
六　大学運営に関すること。
七　その他、本学の将来に係る重要事項に関すること。

（組織）
第３条　企画・評価室は、次の各号に掲げる室員をもって組織する。
一　副学長（企画担当）
二　学長補佐（評価担当）
三　学長が指名する教員　４人
四　事務局長
五　総務企画課長
六　学長が指名する者　若干名
２　前項第三号及び第六号の室員は、学長が委嘱する。

【出典：国立大学法人奈良教育大学企画・評価室要項】

【分析結果とその根拠理由】

点検評価実施方針に基づき、整備された体制の下、個人評価及び組織評価を実施しており、根拠となる資料やデータ等を一元的に集約した上で自己点検・評価を行っている。

以上のことから、大学の活動の総合的な状況について、根拠となる資料やデータ等に基づいて、自己点検・評価が行われていると判断する。

観点９－３－②：　大学の活動の状況について、外部者（当該大学の教職員以外の者）による評価が行われているか。

【観点に係る状況】

毎年度、国立大学法人評価委員会の業務の実績に関する評価を受けている。

平成21年度に他大学の教員６名で構成する、「外部評価委員会」を立ち上げ、研究に関する外部評価を実施した。また、大学評価・学位授与機構による「選択的評価事項Ｂ　正規課程の学生以外に対する教育サービスの状況」を受審し、目的の達成状況が良好であるとの評価を受けた。

さらに、平成21年度には大学評価・学位授与機構による「大学機関別認証評価」を、平成23年度には教員養成評価機構による「教職大学院認証評価」を受審し、各機構が定める基準に適合しているとの評価を受けた。（資料９－３－②－Ａ）

資料９－３－②－Ａ　外部評価の実施状況

受審年度	外部評価名	評価機関	URL
毎年度	業務の実績に関する評価	国立大学法人評価委員会	http://www.nara-edu.ac.jp/guide/plan.html
平成21年度	大学機関別認証評価	大学評価・学位授与機構	http://www.nara-edu.ac.jp/guide/university_evaluation.html
	選択的評価事項Ｂ 正規課程の学生以外に対する教育サービスの状況		
平成21年度	研究に関する外部評価	国立大学法人奈良教育大学外部評価委員会	http://www.nara-edu.ac.jp/ADMIN/HYOUKA/kenkyu_gaibuhyouka/index.html

平成23年度	教職大学院認証評価	教員養成評価機構	http://www.nara-edu.ac.jp/guide/23_IETE.html

【出典：企画連携課作成資料】

【分析結果とその根拠理由】

国立大学法人評価委員会、大学評価・学位授与機構及び教員養成評価機構による第三者評価を受審するとともに、大学独自で外部評価委員会を立ち上げ、学外者による外部評価を実施した。

以上のことから、大学の活動の状況について、外部者による評価が行われていると判断する。

観点９－３－③：　評価結果がフィードバックされ、改善のための取組が行われているか。

【観点に係る状況】

国立大学評価委員会による業務の実績に関する評価において、指摘を受けた点について、以下の通り改善を行った。

（意見）「経営協議会における学外委員からの意見の法人運営への活用状況について、公表がなされていないことから、今後、適切な対応が望まれる。」

（対応）大学のホームページに「経営協議会の学外委員からの意見を法人運営に活用した主な取組事例」を掲載した（資料８－１－③－D）。

大学評価・学位授与機構による大学機関別認証評価において指摘を受けた点について、以下の通り改善を行った。

（意見）「学士課程及び大学院修士課程のシラバスの記載内容に精粗がみられる。」

（対応）FD 専門部会において、シラバス内容の一部改善を行うとともに、学期ごとのシラバス作成について、教授会にて記載上の留意点等をシラバスモデルにより説明した。また、提出されたシラバスに関しては、FD 専門部会で点検を行い、モデルとの内容不整合等について、授業担当者に連絡を行い、改善に勤めている。

（意見）カリキュラム・フレームワークについて、学生への周知を図り、それが単位認定の評価の適正化と連動して展開されることが期待される。

（対応）学生への周知として、入学生オリエンテーション、教職実践演習に向けての自己評価説明会、履修の手引きへの掲載などにより周知するとともに、学生がパソコン上で閲覧することができる学務情報システム上で自己評価項目としてカリキュラム・フレームワーク７項目を設定し、また７項目の成績平均を明示するなどの取組を行っている。

単位認定への連動として、シラバスへ到達目標の一環としてのフレームワーク項目の掲載とともに、成績評価の過程において、到達目標の達成度合いと関連して成績評価を行うシステムを導入した。

（意見）特別支援教育研究センターの出入口及び通路、さらに図書館玄関へのアプローチ及び内部のバリアフリー化が早急に必要である。

（対応）特別支援教育研究センターの出入口の段差解消改修を行うとともに、障がいやその他の理由により移動に困難のある者の専用駐車場の表示板を設置した。さらに、センター内に新たに多目的トイレを設置した。図書館玄関へのアプローチの改善として、歩行用インターロッキングへの舗装を実施するとともに、歩車道の段差解消改修を実施した。図書館内部のバリアフリー化として、館内にエレベーターを設置するとと

もに、館内スロープを適合勾配に改修した。

研究に関する外部評価において指摘を受けた点について、以下の通り改善を行った。
（意見）特別支援に関する研究について、 高校生への支援が今回の報告ではなかった。
（対応）平成 23 年度に「高等学校における特別支援教育に関するアンケート」のまとめを作成するなど、高校生への支援に関する研究も推進している。（別添資料９－３－③－１）

教員養成評価機構による教職大学院認証評価において指摘を受けた点について、以下の通り改善を行った。
（意見）平成 20～23 年度にかけて、奈良県教育委員会派遣教員の減少がみられる中、現職教員学生と学部新卒学生の別によるコースを設けていないことから、学部新卒学生の占める割合が拡大することが予想され、今後、これに対する教職大学院の方針・対応を明確にしておく必要が生じると考える。
（対応）平成 27 年度入試において、奈良県教育委員会との間で、現職教員派遣を教員研修に効果的に接続させる目的で、大学院２年目は奈良県立教育研究所での研修とし、２年目の授業料を不徴収とすることを取り決めた。それに伴い、奈良県教育委員会から毎年一定数の教員派遣について確認された。

別添資料９－３－③－１	「高等学校における特別支援教育に関するアンケート」のまとめ【出典：特別支援教育研究センター作成資料】

【分析結果とその根拠理由】
外部評価で指摘を受けた各事項について、学外委員の反映状況の公表等、それぞれ改善を行った。
以上のことから、評価結果がフィードバックされ、改善のための取組が行われていると判断する。

（２）優れた点及び改善を要する点

【優れた点】
○　「売上金の一部が本法人運営に寄付される自動販売機」を設置したことにより、毎年度安定した自己収入の確保が図られている。
○　平成 26 年度京阪奈三教育大学連携事業として、テレビ会議システムを利用した SD 研修を三教育大学の持ち回りで実施するなど、効率的な研修を実施し、職員の資質向上に努めている。

【改善を要する点】
該当なし

基準 10　教育情報等の公表

（1）観点ごとの分析

観点 10－１－①：　大学の目的（学士課程であれば学部、学科又は課程等ごと、大学院課程であれば研究科又は専攻等ごとを含む。）が、適切に公表されるとともに、構成員（教職員及び学生）に周知されているか。

【観点に係る状況】

大学の目的は、大学ホームページの大学紹介「大学の理念・特色」（資料 10－１－①－Ａ）に掲載するとともに、毎年度刊行する大学概要（別添資料 10－１－①－１）にも掲載し公表している。また、教職員に対しては、新規採用教職員オリエンテーション（別添資料 10－１－①－２）で大学の目的を説明しており、学生に対しては、配付物の「履修の手引き（学部）」、「学生便覧（修士課程及び専門職学位課程）」に学則を掲載し周知している。

資料 10－１－①－Ａ　「大学の目的」を掲載したホームページの URL

http://www.nara-edu.ac.jp/guide/feature/

別添資料 10－１－①－１　2014 年　大学概要（抜粋）「大学の目的」
別添資料 10－１－①－２　新規採用教職員オリエンテーション資料（抜粋）

【分析結果とその根拠理由】

大学の目的を大学ホームページ、大学概要に掲載し公表している。教職員に対しては、新規採用教職員オリエンテーションで大学の目的を説明し、学生に対しては、履修の手引き等に掲載し、周知している。

以上のことから、大学の目的が適切に公表されるとともに、構成員（教職員及び学生）に周知されていると判断する。

観点 10－１－②：　入学者受入方針、教育課程の編成・実施方針及び学位授与方針が適切に公表、周知されているか。

【観点に係る状況】

入学者受入方針は、教育学部、教育学研究科及び特別支援教育特別専攻科のそれぞれに定めたものを、大学ホームページの入試情報「入学者受入方針（アドミッションポリシー）」（資料４－１－①－Ａ）に掲載するとともに、大学概要（別添資料 10－１－②－１）にも掲載し、周知している。また、大学案内（学部、修士課程、専門職学位課程）（資料 10－１－②－２、３）及び学生募集要項（学部、修士課程、専門職学位課程、特別支援教育特別専攻科）（資料 10－１－②－４～６）にも掲載し、受験者、保護者、高等学校関係者等にも周知している。

教育課程の編成・実施方針及び学位授与方針は、大学ホームページの大学紹介「学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）及び教育課程編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）」（資料 10－１－②－Ａ）に掲載するとともに、学生に配付する「履修の手引き（学部）」（別添資料 10－１－②－７）、「学生便覧（修士課程及び専門職学位

課程)」(別添資料 10－１－②－８）にも掲載し、周知している。

資料 10－１－②－Ａ　「学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）及び教育課程編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー)」を掲載したホームページの URL

http://www.nara-edu.ac.jp/guide/feature/05_diploma_policy.html

別添資料 10－１－②－１　2014 年　大学概要（抜粋）「アドミッション・ポリシー」
別添資料 10－１－②－２　『奈良教育大学大学案内（抜粋)』(入学者受入方針のページ)
別添資料 10－１－②－３　『奈良教育大学大学院教育学研究科案内（抜粋)』教育学研究科の目的／入学者受入方針（アドミッション・ポリシー)
別添資料 10－１－②－４　『学生募集要項（抜粋)』Ⅰ．入学者受入方針（アドミッション・ポリシー)
別添資料 10－１－②－５　『奈良教育大学大学院教育学研究科 修士課程　学生募集要項（抜粋)』入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）及び『奈良教育大学大学院教育学研究科 専門職学位課程（教職大学院）学生募集要項（抜粋)』入学者受入方針（アドミッション・ポリシー)
別添資料 10－１－②－６　『特別支援教育特別専攻科（情緒障害・発達障害教育専攻）学生募集要項（抜粋)』
１．目的
別添資料 10－１－②－７　履修の手引き 2015（抜粋）「ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシー」
別添資料 10－１－②－８　学生便覧 2015（抜粋）「ディプロマ・ポリシー及びカリキュラムポリシー」

【分析結果とその根拠理由】

教育学部、教育学研究科及び特別支援教育特別専攻科の入学者受入方針は、大学ホームページ、大学概要、大学案内及び学生募集要項に掲載し、周知している。また、教育課程の編成・実施方針及び学位授与方針については、大学ホームページ及び学生への配付物に掲載し、周知している。

以上のことから、入学者受入方針、教育課程の編成・実施方針及び学位授与方針が適切に公表、周知されていると判断する。

観点 10－１－③:　教育研究活動等についての情報（学校教育法施行規則第 172 条の２に規定される事項を含む。）が公表されているか。

【観点に係る状況】

学校教育法施行規則第 172 条の２第１項に定められている９項目及び第２項に定められている項目について、大学ホームページの「教育情報の公表」において、全て公表している（資料 10－１－③－Ａ)。

また、学校教育法第 109 条第１項に定められている自己点検・評価等の公表については、「自己点検評価」に（資料 10－１－③－Ｂ)、独立行政法人等情報公開法第 22 条で定められている各年度の諸表等は、「情報公開法第 22 条に規定する情報」において、それぞれホームページ上で公表している（資料 10－１－③－Ｃ)。

さらに、教員の教育研究活動については、「教員一覧」（資料 10－１－③－Ｄ）や「奈良教育大学教員研究データ検索」（資料 10－１－③－Ｅ）に、大学で行っている教育研究活動の中で特色のあるものについては、「特色ある教育研究」（資料 10－１－③－Ｆ）をホームページ上に設け公表・発信している。

資料10－１－③－Ａ～Ｆ　各ホームページのURL

○教育情報の公表（資料10－１－③－Ａ）
http://www.nara-edu.ac.jp/guide/release/public_education/index.html
○自己点検評価（資料10－１－③－Ｂ）
http://www.nara-edu.ac.jp/guide/evaluation.html
○情報公開法第22に規定する情報（資料10－１－③－Ｃ）
http://www.nara-edu.ac.jp/guide/release/article22.html
○教員一覧（資料10－１－③－Ｄ）
http://www.nara-edu.ac.jp/guide/list/
○奈良教育大学教員研究データ検索（資料10－１－③－Ｅ）
http://nerd.nara-edu.ac.jp/profile_p/search.html
○特色ある教育研究（資料10－１－③－Ｆ）
http://www.nara-edu.ac.jp/research/

【分析結果とその根拠理由】

各種法令等において定められている内容について、大学ホームページ上にそれぞれのページを設け公表している。また、大学で実施している教育研究活動の中で、特色あるものを１つのページにまとめて公表している。

以上のことから、教育研究活動等についての情報が公表されていると判断する。

（２）優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

該当なし

【改善を要する点】

該当なし